

4015

刑 政

第 七 号		第 七 月		第 四 十 三 卷	
私本主義の行衛	卷頭言	2			
刑政時論	A 生	4			
英國に於ける少年犯人の心理學的調査所について	木村 龜二	6			
支那歷代行刑制度沿革一斑	佐伯 復堂	17			
國產品の使用に就て	住 江 生	24			
新舊刑罰論に對する一元論	戸田 作造	29			
尸位の懺悔	三水 漁夫	34			
作業契約の特異性	鍵山 俊治	41			
行刑問題の解剖	イー・スタツク・ホイツテイン	45			
産兒制限か戦争か	ヘンリー・キツトレ ツヂ・ノートン	56			
犯罪人の精神病學的研究	尾後貫莊太郎	67			
歐米視察談	林 頼三郎	71			
犯罪防壓と社會事業	矢嶋 定男	77			
アメリカ雜信——體育と訓育との關係——西×雄氏の「刑務所内の新聞」を読む——涼台漫談——刑政俳壇其他					
財法 關人 刑 勢 協 會 發 行					

部學法學大國帝都京

法學論叢

號六第卷三十二第 號 月 六 月 六 年 五 和 昭

學問の階級性の問題に就きて……………田村德治

法律意識における人格者概念(二完)……………恒藤恭

個人の國際法上の地位に就いて……………岡康哉

地方自治の本質に關する學說の……………渡邊宗太郎
研究(二完)

民事訴訟法雜題……………井上直三郎
——再び訴訟の繫屬時點に付て——

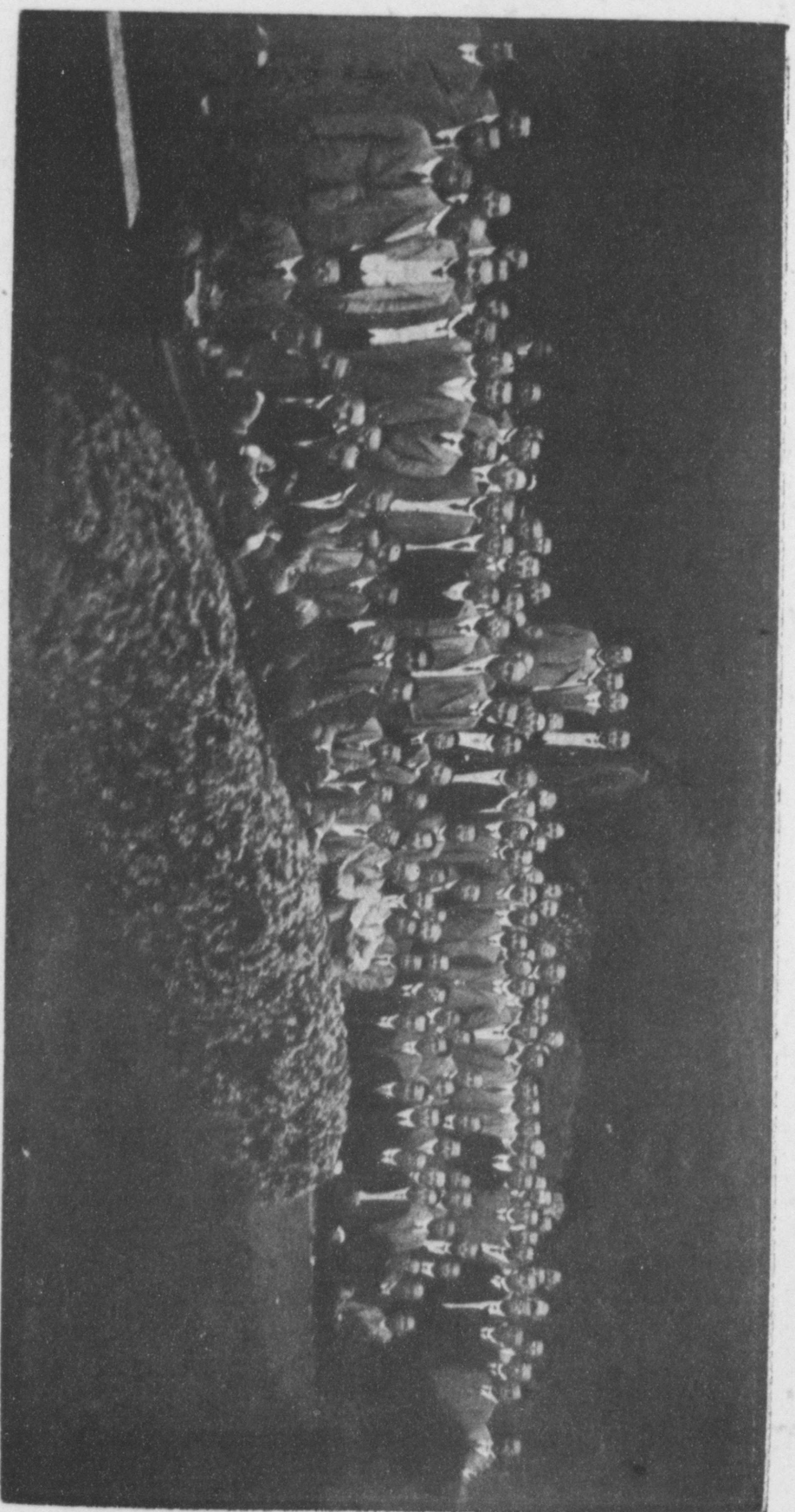
民事判例批評

一部請求と殘部免除の推定——債權者の代位權行使と債權者の債權の範圍(中島玉吉)株式の讓渡と株金拂込の催告(竹田省)——判決後に於ける訴の取下と執行文付與に對する異議の中立(山田正三)

附 錄——本誌第二十三卷總目錄

會學法學大國帝都京 所 行 發
閣 斐 有 京 東 所 賣 發

半錢壹稅錢拾五金册壹
圓 參 金 共稅郵分年半
圓 六 金 共稅郵分年一



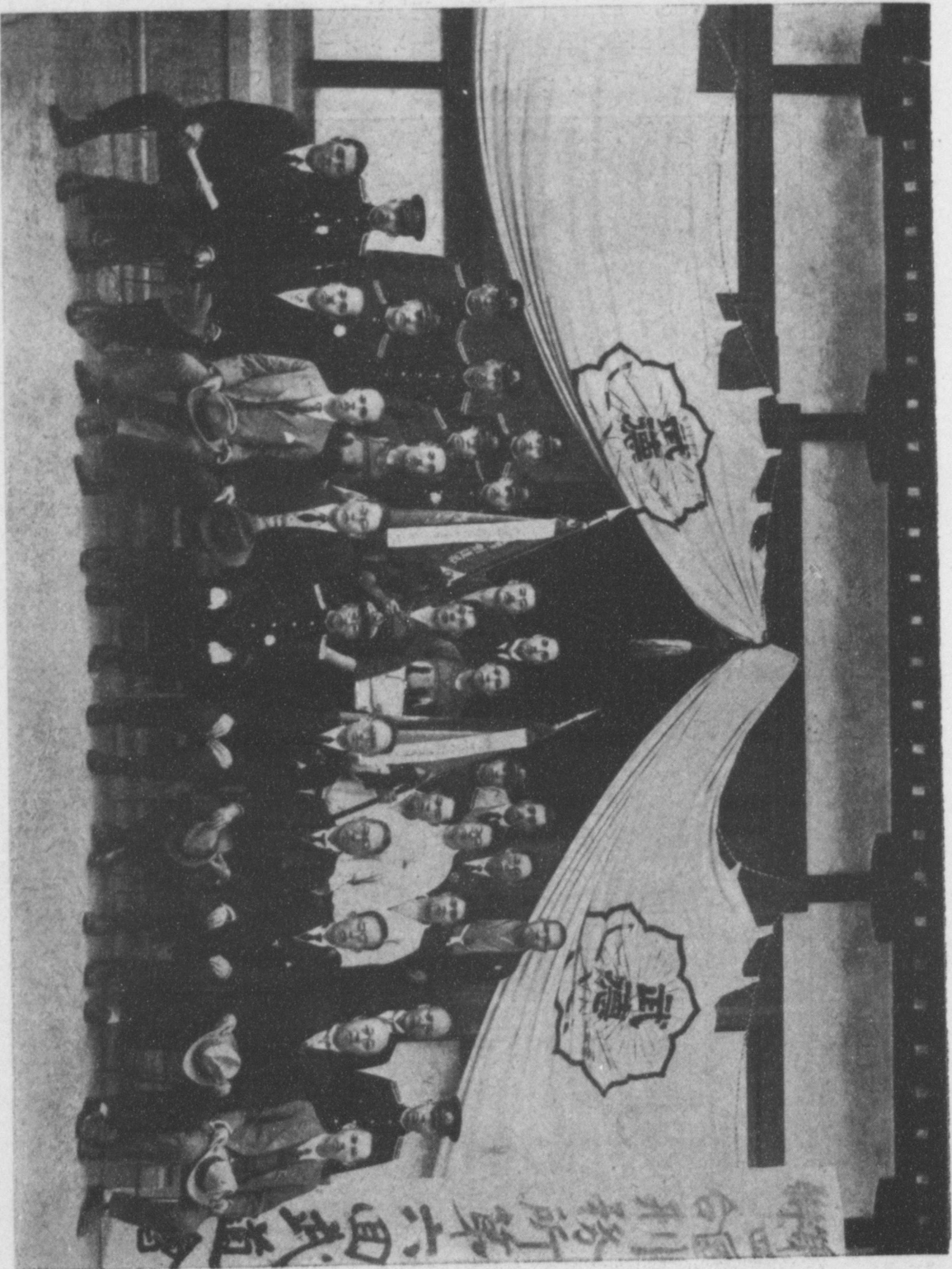
本會に於て招待せる司法官會同出席行員



五月十八日京都ニ於ケル舊友會

(宇治菊屋ニ於ケル記念撮影)

木柏・野杉・田飯・辻・井坪 列前 右ヲツ向
列後 右ヲツ向



會大道武回六第ルケ於ニ區四第



家行銀るとをトクタの隊樂人囚

米國貴府の銀行家として又慈善事業家として名高いストップアリー氏は自分主となつて同市にあるホームズバーク刑務所の囚人仲間で樂隊を組織し氏自身タクトをとつて指揮しながら囚人慰安に一生懸命努めてゐる勿論樂器も全部氏が提供してゐる【重責】同刑務所で、指揮台に立つてゐるのがス氏



刑政

第四十三卷
第十七號

日本主義の評論

私本主義の行衛

刑務所の書庫をのぞいた僕は啞然とした。手垢のついた、すりきれた数千巻の書籍が行列して居るではないか。僕の書齋に於てすら、古きはだんだん下積みにされて行くのに、此處刑務所の書庫にはむしろ新刊書が古書の中に宿かりをして居るのである。

刑務所の書庫は歴史を教ふる爲めのものか、乃至はきまぐれな考古癖を囚人どもにそそのめのものか。否々、刑務所の書庫はそれこそ現在人をつくるために、現代常識を養ふ爲めにあるべき筈なのだ。それが、則ち社會復歸作用の糧にならねばならぬ筈なのである。一昨日の野菜か僕に役立たぬやうに古い際物は僕の常識の糧にはならない。現代の看讀書籍にはその恨みがあるやうに僕には思へる。

社會思想がこんとんとしてみだれて來た。共產主義者が三三伍伍刑務所に這入つて來る世の中とはなつた。そこで、看讀書籍の選擇難が起るとされる。無數の出版物の中から妥當な書物を選び出すことは中々の困難ではある。教誨師さんたちは先づその事務に殺されて悲鳴を挙げねばならなくなつた。そこに救主として顔を出すのが所謂官本主義なのである。私本を制限して官本主義を原則とすることによつて教化役人の事務が救はれるのである。

官本主義もよろしい。だが、それは限りなき豫算と考古學的な古本を整理することに於て始めて意義があるのだ。千人の囚人に數十冊の新刊をくばり得る官本主義は囚人の知識の糧を奪ひ去る官本主義になり果てるのである。今日の刑務所にその恨みがないであらうか。

教化は役人の爲めの教化ではない。教化は事務ではなくて精神である。どんなにそがしくとも、書物が山と積れるとも教誨師さんが満身の努力によつて選び出す書物にはその熱と意氣が織り込まれて居る筈である。書物の選擇が遅れて事務が停滯しようとも教化の精神は達成せられる筈である。そこに、僕は私本主義のねうちがあると思ふ。

親族故舊が差入れて呉れるところの書物、知識慾にかられて自費で買ひ求めんとするところの書物が事務的な考へからさへぎられるところに社會復歸作用上どれほど大きな障害が残されるか。それによつて教誨師さんたちが拂ふべき努力のチャンスがどれほど逃げて行くか。

僕はそんな意味から、私本主義の行衛を追ひ度いのだ。僅かな手續にこだはつて滋味たつぷりな新刊を多數の囚人たちから遮ぎるところの官本主義を再び私本主義の味にかへされんことを當局に希ひたいのである。

(あき羅)

刑政時論

×

不景氣が深刻になり、失業者が続出する。ことに帝都に於けるその状況は、特にほなほだし、全く悲惨そのものである。三度の飯はおろか雨でもふれば、水だけのんでくらしである哀れな家庭がすくなくない。處が、浅草や深川に居る労働者——少しこの間性質がちがふが——の中に雜つてゐる浮浪者などになると、幸福だとか希望だとか云ふものゝレベルが非常に低く、五十錢一圓の金で、すぐに不幸から幸福になれるのである。

彼等の欲望は、環境的に制限されてゐるのである。従つて、かうした下層階級に屬する人々の間には、小

さい犯罪、即ち賭博だとか、コソ泥はあるが、裁判所に送るほどのものはすくなく、まして大きな犯罪は、ほとんど稀れである。してみると、おそろしい犯罪や大きな犯罪は、これらには環境的に出来ないせいもあるが主として、不當な欲望から生起するのだとも云へないことはない。近時多くなつてきた親子心中——これは犯罪かどうか知らないが——の如きも、生活難に勿論由來はするが、むしろ小さい氣の弱い善人に多いやうだ。もう少し氣が強く欲望が大きかつたら借金や窮乏に平氣にたへてゆけるのかもしれない。その是非の辨別はとにかく、乞食におちたものをみてとつても、日傭人夫でも何でもよい乞食したくないと考へてゐるうちは五錢十錢の米をかひにゆくが、一度乞食になると、もうそんなことは決してしない。諺にも「乞

食三日すると一生やめられない」と云ふが全くその通りである。しかも東京市における救助保護をやつてゐる貧民兒童には、乞食の子は少しもなくみんな實際働いてもゆけない貧民の子ばかりである。つまりこゝまでおちると、かへつて生活の餘裕が出来てくるわけである。こゝにも或る社會制度の矛盾と、而して特に「教化」の對象として考慮に入れたとき重大な問題が出来てくる。

×

近時世の中をさはがせたものに、賞兒事件がある。生活の資料を得るために常習的にやつたことであるが、しかし之も一面から云ふと、その特種な地域における特種な習慣制度の餘習が或る原因を占めてゐるとみられないこともない。ハンガリーで、昨年、二十年間或る信仰を中心

×

に、老人やよつばらひ亭主や弱い子供を、常習的になきものにした犯罪が露顯した。それらは、この地域の惡習と信仰に幻惑されて格別の罪惡だとも考へてゐなかつたらしい。例の賞兒事件も、勿論始末に困つてゐるものゝ子をお金をつけてもらつた。その金が初めのうちにはありがたく、他意はなかつたが使つて終ふともらつた子の處置に窮する。その結果——から生れたものでもあらうが、また或る地域に住むものゝ因習的な觀念が、道義的判斷をにぶらせたものだとも云ひうる點がないではない。してみると、新聞紙上に特筆され、犯罪が慘酷で、社會的に大なる衝動を與へたかうした事件も、行刑及び一般豫防の對象としては、第一次的對象は、犯人そのものよりも、むしろ他の世界にあるものだと云はれるであらう。

新聞紙の報導するところによれば司法省では、全國の刑務所收容者に對し、四季にわかつち組織的に緊縮週間を實施することである。即ち、夏には「衛生週間」を行つて、徹底的に衛生、闘病事項につき努力せしめ、次の、修養週間には、全國の名士、名僧を招聘して、「修養講話」を行ひ、「安全週間」には、適當に作業上の安全率を増加させ、不慮の災難や不注意からくる危険の防止に殊に留意をさせ「力行週間」には、懈怠の習慣を排除させると云ふより、出来るだけ能力を發揮させ、困苦缺乏にたえ忍耐力を練り、釋放後の用意に當つると云ふのである。かうした試みは、從來必要とされ乍ら、未だ實施されなかつたことであるが、今回愈々その計畫の實現を

みやうとすることは、誠に結構なことである。たゞ庶ふところは、それがたゞの形式に流れ、とかくありがちなその週間を超へると、返つて反動的に效果的滅却を生じない様にとめられたいことである。換言すれば、阿片吸收の如き一時的効果はあけるが中毒作用をおこすと云ふやうなことに陥らないやうに留意することである。

— A 生 —



英國に於ける少年犯人の心理學的調査所について

木村 龜 二

少年犯人と成年犯人とのそれぞれが持つて居る特殊性については何人でも、不明確ではあるが、若干之を意識しないものはないと謂つてよいであらう。何よりも先づ年齢上の差異といふことを基點として、少年犯人は尙ほ如何やうにでも性格が改變せられ得る可能性を残して居るが、成年犯人に在つては性格が固定して居る、故に、若し犯罪が性格的でない場合は尙ほ改善の餘地を多く残して居るが、之に反して、それが性格的に基礎づけられて居る場合には改善は可能ではあらうが、甚だ困難であるといふことは、何人の念頭にも直ちに浮ぶところであらう。然し、更に一步を進めて、兩者の特殊性を種々の見地から一層正確に認識するといふことは甚だ容易ではないことに人人は氣がつくであらう。然し、この點が今少し明白に理解せられることがなかつたならば少年犯罪に對する方策といふものも、之を確定的に樹立することは困難だと謂はねばならぬであらう。

この少年犯人の特殊性に關してバート教授が舉げて居る諸種の見地を敷衍して見ると次の

如きことが謂へるであらう。第一には、犯罪が爲された場合に人人の注意が如何なる方面に向けられるかといふことについて、成年と少年とについては差異がある。即ち、成年犯人に在つては、國家の活動は主として犯人の捜査と刑責の有無を確定することとに集中せられるものであるが、之に反して少年に在つては犯人の發見が困難な場合は比較的稀であり、且つ人人の注意は寧ろ誰が犯罪を爲したかといふことよりも、何故に犯罪を爲すに至つたかといふことに向けられる。そこで、勿論、この場合に於ても諸種の調査が爲されることは根本的に必要ではあるが、その場合、調査の見點は、成年犯人に於けるやうに法律的のものであるといふよりも寧ろ心理學的のものでなければならぬこととなるのである。

第二に、犯罪といふことを採つて見るならば、勿論、それが成年によつて爲されやうが、少年によつて爲されやうが、犯罪といふものの自體が游離して存在するものでないことは明白であつて、犯罪は單なる徵表——即ち、精神作用の徵表であるのである。然るに元來、精神的徵表の原因に關つて之を明らかにする科學は心理學であるから、かく犯罪の心理的性質が明白になると、犯人の研究は心理學的研究の一部分と見られることとなる。この心理學的研究の對象として見る時、少年犯人の研究は成年犯人のそれに比較して二箇の方面から特に望ましいものとなつて居る。即ち少年犯人の研究は容易であり、且つ同時に之を改善することは容易である。換言すれば、少年時代に於ては性格が複雑ではないのと、犯罪の動機を明らかにすることが簡單であるのとで、精神作用の分析が容易に爲され得る。そして、又、かかる理由で、少年心理學は成年男女のそれと比較して、一層進歩し且つ一層完全に理解せられることとなつて居るのである。

第三には、犯人は尙ほ若い間に之を改善することが一層實際的であり、可能であり、且つ最も切實なものであるといふことは何人も之を否む者はないであらう。多くの慣習的犯人が最初の有罪宣告を受けるのは大抵は二十一歳にならぬ以前であつて、且つ彼等の犯罪生活は、裁判所に出現せしめられるより遙かに以前から既に初められて居るのが普通である。それ故に、犯人が作られるか、又は、之が救はれるかといふことはこの少青年時代といふ感受性に最も富む時期に在るのである。この時代に於ては犯人の性格は尙ほ確定的に固定せず、不定であり、如何様にも變更せられ得る。この點が成年犯人に對して、少年犯人が區別せられる重要な一面である。

第四に、少年犯人はその少年時代を通して尙ほ監督と保護との下にある。即ち、家庭に在つては彼等の行爲は父母によつてコントロールせられ、且つ監視せられて居るし、學校に在つては教師によつてそれが爲されて居る。それで、成年犯人に對しては、法律は彼を自己の行爲について完全に責任あるものとし、充分なる制裁を之に加へることとなつて居るのであるが、之に反して少年は法律の侵害者と謂ふよりも環境の犠牲者と見られ、社會は同情と寛大とを以つて彼に對し、彼を救助せんとするに傾いて居るものである。

之等の少年犯人の諸種の特殊性が、その處遇の特殊性といふこととなつて最近の少年に關する立法その他の施設を促しつゝあると謂ふことに現時の特色があるのである。人そのうち、特に少年犯罪の豫防といふ見地から心理學者によつて主張せられつゝあるものとして、少年の心理學的調査所の設立の必要といふことがある。この少年犯人の心理學的調査といふことは既に北米合衆國に於て一箇の大なる社會的事業としてコンモンウェルス・フアンドによつて實

現せられつゝあるものであつて、それについては私は嘗て本誌上に於て讀者の注意を促したのであるが、(*)この同じ運動が英國に於ても提唱せられ、ここでも一の新しい運動となりつゝあるのである。それで、例へばバート教授の如きは犯罪に對する有效なる處遇と豫防とを得るためには個個の少年の研究を目的とした心理學的調査所の設立といふことは根本的なものであり、且つ確定的なことである、(**)と斷言して居るのである。

私はここには、既に説明したアメリカに於ける新運動の理解を補充するといふ意味と、且つ、又、バート教授によつて展開せられた理論を中心にして特に英國に於ける最近の運動の目的と方法とを明白ならしめるといふ意味とに於て、若干の紹介を試みて置きたく思ふのである、(***)

(*) 拙稿刑政第四十三卷第二號所掲「アメリカに於ける少年犯罪豫防の新傾向に就いて」第一〇頁以下参照。

(**) 特にこの見地を明かにしたものは Burt, The Young Delinquent, 1925, Appendix II, "The Psychological Clinic" p. 200.

(***) Burt, The Psychological Clinic, The Howard Journal, vol. II, No. 4 (1929), p. 200 et seq. に依る。

先づ、この英國に於て主張せられつゝある心理學的調査所の目的とするところは如何なることであるかと謂ふに、それは不良兒又は犯罪少年の科學的研究及びその處遇についての中心を作らうといふのである。そして、そこで採用せられる方法はどうかといふと、勿論、それは色色の方法が存するが、主として社會的醫學的及び心理的といふ三箇の見地から個個の事件に

ついでその全部に互つての事情を検討せんとするのである。然らば、如何なる事件がこの心理學的調査の對象とせられるかといふと、それは應化能力を缺いた子供、男女の厄介兒である。これ等の少年は大抵の場合潜在的犯人若くは少くとも潜在的な無能者、又は成らず者なのである。然らば、何故にかくの如き少年犯人の徴表を研究し、之に對して、處遇を立てる設備が必要であるかといふに、既に、精神的缺格者とか、低能兒又は發育不完全者に關しては特殊の設備が在り、又神經病者には病院が存在して居るにも拘らず、右の如き犯罪少年に關しては尙ほ何等の設備がないからであるといふ。

勿論、英國では或る程度までは右の如き研究は爲されて居る。即ち、ロンドンでは十六年以來ロンドン州會の教育課に附屬して一人の心理學的調査員が置かれ、彼はその仕事のひととして、裁判官、教師、及び保護訪問委員 (Care Committee Visitors) によつて委託せられた犯罪少年を調査しつつある。又、醫學的調査は學校附屬の醫師によつて爲され、社會的調査は少年保護の爲めの訪問委員によつて行はれて居る。かくて、右の教育課の心理學的調査委員が、少年の親權者と會見し、少年を調査する場合には、これ等の醫者や訪問委員によつて與へられた記録や報告が参照せられるのが普通となつて居る。それで、この心理學的調査員の今迄爲したところの事業を精密に分析して見るに、充分なる調査が行はれ、且つその結果として與へられた對策が實行せられた場合について見ると、殆んど八〇パーセントの少年が犯罪的經歷から救済せられ得るといふことが示されて居るのである。

然らば、アメリカに於てはどうであるかと謂ふに、ここでは犯罪豫防のためのコンモンウェル

ス・フアンドによつて種種の地方に調査所が設けられ、全國の到るところに多數の少年指導調査所が存在して居る。そして、今や英國にも、このコンモンウェルス・フアンドの財政的援助の下に最近には少年指導委員會 (Child Guidance Council) なるものが設けられ、既に、部員が任命せられて、調査所が開かれる運びとなつて居る。それで、そこで採用せられる方法が如何なるものであるべきか、その效果如何といふことについては、人人の注意を惹きつつあるのである。

そこで、先づ、この心理的調査所の目的とする心理作用の研究といふことについて注意せられねばならぬのは、元來心理作用の研究といふことが、この心理作用の行はれ居る周圍の諸條件を無視し、之から抽象しては成就せられ得ぬといふことである。換言すれば、人間の人格といふものは、一の綜合的な全体を形造つて居るものであつて、人間は彼を取りまける環境に作用し又之によつて影響せられながら發達するところの一の有機體を爲して居るといふことである。それ故に、個個の少年の完全なる調査といふことは、彼の行爲の動機、精神能力の研究は勿論、その生理的及び醫學的検査といふことをも必ず包含せねばならぬのである。勿論、この醫學的調査といふことの必要は久しい以前から認められて居つた。然し、それだけでは充分なるものではない。何となれば、少年の身體を検査する醫師は場合によつては少年が家庭で如何なる不利益な事情の下に勞働しつゝあるかについて推定し得ぬではないが、その推定は必ずしも確實に的中するとは謂ひ得ない。それ故に、調査所では唯だ單に少年だけを調査するに止めることを以つて満足すべきではなく、更に進んで少年の周圍を調査しなければならぬ。例へば、彼が生長して來た家庭の事情、彼の家庭の内外に於ける日常生活の出來事、彼が家庭、街上、學校又は事務所に於

て接觸しつゝある人間——といふが如き、總ての事物を調査して、何が彼を犯罪にまで導きつゝあるかの原因を明らかにし、且つ如何にすれば彼を犯罪から救済し得るかが研究せられねばならぬのである。かく考へて見るならば、一箇の事件についても之を調査するには色色の方面から精密に爲されねばならず、又調査そのものが單に想像や印象に依らるべきではなくして、嚴格に科學的に行はれることを必要とする。それ故に、この調査所の理想とする方法は、複雑なる問題の全部に互つての精密な科學的研究を爲した上で初めて少年に對する處遇法を發見することになるのである。

かくして、ここに提唱せられつゝある心理學的調査所では諸種の専門家の間に協力が必要とせられるのであつて、先づ第一に醫師は少年の生理的狀態を検査し、心理學者は少年の精神的狀態について、社會事業家は少年の家庭その他に於ける社會生活を研究しなければならぬことが主張せられつゝあるのである。

そこで、この心理學的調査所に於て行はれる社會的、醫學的、心理的の三箇の調査について特に注目すべき諸點を擧げて見るとかうである。

第一、社會的調査 先づ少年の不良性又は輕き犯罪は、個個の正常な若くは不正常的な個人が彼の生活及び周圍の特殊な側面に對して示すところの反應と見られることが必要である。かかる意味に於て人人は精神作用が大部分は社會的事實であるといふことを理解するに至りつゝある。故に、總ての場合に於て豫備として爲されねばならぬのは、少年の社會的環境に關する

詳細なる研究であつて、その爲には心理學的洞察力を持つたところの熟練の社會事業家が絶對的に必要とせられるのである。

然るにこの社會的調査に關しては家庭の經濟的狀態及び衛生上の狀態についての報告だけでは不充分であることは謂ふまでもない。勿論、大抵の不良兒は貧乏である。然し貧乏は決して少年の不良化の唯一の源泉ではない。元來、子供が飢餓の結果窃盜を爲す場合は屢々存在するものであるが、更に多くの場合、子供の窃盜は奢侈又は娛樂の欲望が他の方法では満足せしめられぬ場合に行はれるものである。然し、最大多數の場合に於ては、家庭の物質的狀態よりも寧ろ、精神的及び道德的狀態が主たる原因を爲して居る。又、或る場合には子供はその父母よりも一層智力に富むものであるが、その智力は彼の制限せられた家庭内に於ては充分發揮せしめることが出来ぬことがある。かかる場合には、この家庭又は學校に於て發見せられない彼の輝ける理智は父母の思ひ及ばぬ方法に於いて發揮せしめられるのである。更に、一層重要なことは家庭内の情操的狀態——即ち、少年とその他の家族員との一身上の關係の持つて居る影響である。この家庭の空氣が常に少年を煩はし彼を不快な狀態に置いて居る結果、少年がそれから遁れんと努力し、結局犯罪を犯すに至る場合がある。又、或る場合には家庭内に乳兒又は小さき病人が在るため母親の總ての注意がそれに集中せられる。それで少年犯人は自己に注意を惹かんとして惡事を爲すといふこともある。又、或る場合には愛情を求めて得られず、又は過剰に與へられる結果、惡化する場合もある。それでこれ等の諸點が特に社會的調査の對象とせられることになるのである。

第二 醫學的調査 次に少年そのものの調査の準備としては醫學的調査が根本的に必要とせられる。この場合、稀には少年の情操の不確定性とか智的低能といふことが間接に或る肉体的障害の結果であることがある。又屢々かかる原因となつて居る生理的異常が非常に輕微であつたり、又は間歇的に起る性質のものである結果、學校に於て行はれる普通の検査に際しては、見過されて居る場合が存在する。更に、又、營養不良、慢性カタル、扁桃腺肥大、肺病の前兆等の事情が少年の體力を減殺し、道德的節制力を低下せしめて居る場合もある。その他、聴力の缺陷、瘧疾であること、その他諸種の局部的障害によつて直接間接に、同僚との間に正常な關係を維持することが出来ぬやうにせられて居ることもある。又、更に重大なる場合としては、例へば癲癇等の結果、神經障害を起し、心理的均衡と制禦力とを破壊せられて居ることがある。これ等の場合について調査するのが醫學的調査の任務なのである。

第三 心理的調査 かくて、最後に根本的なものとして心理的調査が爲される。それは、犯罪が本來は心理的作用であり、窮極に於て心理的原因に由來して居ることから見て當然なことである。それ故に、少年指導調査所の中心的任務は常にこの少年の心理的調査を目的とし、その爲めには實驗的方法について修練の積んだ心理學者によつて智能検査が爲されることが必要とせられるのである。

この心理的調査に於て注意せられねばならぬのは、大抵の不良兒が智的低能、發育不完全であつて、多くの者が自己の行爲の悪いこと及び自己の行爲の結果面倒が引き起されるといふことについて理解するだけの充分な智力を持たぬことである。それで、例へば年齢は十四歳であつ

ても、精神状態は十歳位の少年が在る。彼の兩親は彼を一人前の少年として取扱ひ彼の教師は常に彼の怠惰を咎め、彼の屋主は彼の愚鈍と不注意とを罵るのを常とする。然るに、科學的な智能検査の結果、初めてこの少年の不品行の原因が少年自身に在るのでなくして、その天性に由來して居ることが發見せられるといふが如きことがあるのである。

かかる智能検査の外に、更に、行はれねばならぬのは少年の情操及び道德的素質が正確にして熟練した試験官によつて測定せられることである。普通、衝動性、感受性、青年に特有の不確定性、過度の感激性、特殊の本能例へば浮浪性、喧嘩癖、盜癖、又は性慾等の過度の發達、といふことが少年冒險家に共通した素質を形造つて居るものである。唯だ幸なことには、情操の缺陷は智能のそれと比較して之を訓練することは一層容易であるといふことであらう。

更に心理學者は少年の内面的生活に關して長時間の研究を爲して、彼の反社會的傾向又は慣習が如何にして生長して來たか及びそれが如何なる程度に於て確定的なものとなつて居るかを明らかにすることが必要である。且つ、又、心理學者は少年の善い素質と悪い素質とを共に觀察して、少年の過剰のエネルギーを正常な軌道に導くためには如何なる特殊な能力又は健全な興味を發達せしむべきかを明らかにすべきである。單なる譴責とか刑罰とかは決して有效な方法ではない。又、單に制禦したり、防止することだけでも必ずしも充分ではない。確固たる自律的な人格を作り上げる爲めの積極的構成的方法が發見せられねばならぬ。これが心理的調査の根本任務を爲して居るのである。

かくして、少年がこれ等三箇の見地からそれぞれ研究せられたならば、醫師、心理學者及び社會事業家は會合して評議を爲し、各自の智識を提示し、如何なる方策を採るべきかについて討論することになるであらう。犯罪又は惡化の原因が發見せられるならばそれに對する方策は常識的に立てられ得ることになるであらう。勿論、かくして得られた處遇上の方策が如何なる程度まで實行せられ得るか、は各事件の具體的な事情に依繫するであらう。それ故に、最初の方策は單に一箇の實驗として試みられ、少年の一般的觀察は常に怠られることなく、その變化過程については屢々報告が爲され、若し最初の方法が不成功である時は更に繰返して新なる心理的調査が行はれることが必要である。又、最初の方策に對して如何なる變更が加へられねばならぬかが明らかにせられる爲には、常に新に評議が爲されることを必要とするであらう。これが大體に於て、パート教授によつて提唱せられつつある少年犯人の心理的調査の目的と方法とである。教授はかかる調査が設立せられることになるならば保護司、社會事業家に對する教育の中心が作られると同時に、少年犯罪の研究が科學的に促進せしめられるであらうことを特に強調して居るのである。

最後に私は我が國に於ける不良少年若くは少年犯人の研究の現状について、そこには若干の徹底した科學的研究が爲されつつあるにはあるが尙ほ一般的には甚だ怠られたものの多いこと及び、又、各研究者の間には尙ほ全般的な協力が缺けて居るといふことを感じ、かかる意味に於て、特に英米に於て起されつつある新事業が日本に於ても實現せられんことを希望して止まぬことを明らかにして置きたく思ふ。

支那歴代行刑制度沿革一斑 [上]

佐伯復堂

- (一) 行刑制度の濫觴
- (二) 漢代以後の行刑
- (三) 唐代以後の行刑 (以上本號)
- (四) 宋代以後の行刑

一 行刑制度の濫觴

支那の監獄は何時から設置されたかといふことを、たしかな文獻から見ると、どうしても周代であると肯定せざるを得ない。帝舜の統治した處代は、所謂部落時代であつたらうが、時の五刑を緩和する意味に於て流刑が行はれた。換言すれば、流刑は五刑の宥刑であつた。尤もこの流刑はその以前から行はれてゐたもののやうである。これはたしかでないが、黃帝は苗族の衆群を八荒の外に流したといふ説がある。しかし、それは正史でない。正史として見らるる「尙書」舜典に依れば、帝舜は共工を幽州に流したとある。この流刑は正しい文獻に見えた嚆矢である。降つて夏代となり禹刑といふ語を見、殷代となり殷刑といふ語を見るも、それは果してどんな内容であつたか、今日之を窺知

することが出来ない。やはり史傳に依つて夏の桀王は、湯王を夏臺に囚ひ、殷の紂王は、文王を羑里に囚へたといふ程度の記録が汎く漢文研究者に知られてゐるのみである。以上は西紀元前一千五百五十四年の史實であるが、それから約五十年を経過した成周の時代に入ると、支那の文化は著しく進歩し、司法制度の如きも、後世の驚異に値するほどのものが、創設されるに至つた。わたくしをして正直に言はしむれば、中華民國の制度文物は成周の世を以て爛熟時代となし、それ以來の發達の如きは大體根本的精神を離れたもので、その時代に適合したものとはいへるが、理想上の價值を失つたものといはねばならぬ。他事は姑らく措き、行刑制度の如きものは、先づその行刑の主義が確立しない。一定しても忽ち變更し、その變更に一定の主義が存在しない。法治と人治が混同して適用され、その法治も主權者の考にて如何やうにも動いた。然るに成周の時代に於ては、そこに一定の主義と一定の法制と確立し、行刑制度は世界中最も進歩せる施設として、各國の讚美する所となつたであらう。少くもその思想に於て、あらゆる國家の先達となつたであらうが、それほどの制度、それほどの思想も、中華民國四千年の歴史を通じ、唯成周時代に現出したばかりで、その後の發達は、全然その觀念を去り、その制度を棄てたものの如くであることは、最も遺憾の事といはねばならぬ。

成周時代の行刑制度としてわたくしどもの仰慕に堪へなかつたのは、教育刑制度創設の點である。その教育刑は固より現代から見ても完全したものではないが、とにかく西紀元前一千一百年にさうした創設を見たことは、大に注目する價值がある。當時の教育刑は、所謂圜土刑であつた。圜土刑の内容は略々左記の如くである。

圜土は地域と設備を一定し、大司寇即ち司法長官の管轄下に置いた、圜土は獄城にて、牆壁にて圍く圍み、囚人をその中に入れ、自由を拘束し、生活を規整し、その改悛を促す所である。こゝに入所する者は、主として罷民であつた。罷民は勞働を嫌忌し、遊惰の日を送り、五刑に該當するほどの犯罪に至らざるも、常に犯行に流れ、若くは之に流るる處あるものなり。かゝる人民を全國各地よりよせ聚めて收容し、特殊の教育を施行し、その收容に關しては、

司法權を以てした。成周の時代は勞力を尊重し、勞働する資格のありながら勞働せずして徒食することは、即ち犯罪の原因なるのみならず、犯罪そのものなりとして入圜せしむる制裁法規であつた。この圜土に投ぜらるゝ者は多く罷民であつたが、罷民のみではない。故意犯でない者即ち過失犯にて、社會の害となる邪惡を働く者は、盡く圜内に入れ、罷民と共に教育されたのである。教育といつても、單に道德を教育するばかりでなく、之に職事即ち作業を施し、又耻辱を與へて反省する所あらしめた。時の作業といへば、入圜者の前身に依つて農業方面のことであつたが、之に伴ふ工業方面もあつたことを推定される。農業方面の仕事としては、圜土に近き土地を耕作せしむることである。その仕事は司空即ち行政長官の管轄に屬するのであるが、その仕事の監督は司寇即ち司法長官の管轄に屬したのである。耻辱を與へて反省せしむる者は、農工等の人民に非ずして、士分であつたやうである。大夫以上は一般刑罰法規の範圍外に於て別に規定する所あり、それによつて處分した。耻辱を知るべき筈である士分の犯行者に對しては、大なる板に罪狀及姓名を書して一見明白にし、之を背負はしめ、冠飾せしめずして一定の地域を歩かしめたものと見える。入圜者をして自覺せしむる仕向けとして、この耻辱觀念の外に、凡ての罷民と共に、改悛觀念を喚起せしむる方法があつた。それは「嘉石即ち文理ある石」を外朝門の左に樹て、その前に端座せしめ、その文理を見つめ精神を統一し、以て自ら改悛して善心を感じせしめることを努めしめた。この嘉石教育は、主として庶民階級換言すれば耻辱觀念なき者と見做されたる階級に施されたのである。詳言すれば、庶民にて五刑の法に該當せざる罪を犯した庶民即ちその州里の安寧秩序を害する者に對しては、豫め手かせ若くは足かせを加へてその逃走を防ぎ、嘉石の前に端座せしめ、又行政官廳の支配する職事に使役した。即ち重罪には十三日の端座後、一ヶ年勞働せしめ、その次は九日の端座後、九ヶ月勞働せしめ、その次は七日端座後、七ヶ月勞働せしめ、その次は五日の端座後、五ヶ月勞働せしめ、それは以下三日の端座後、三ヶ月勞働せしめた。その勞働期間その州里の「公府の長官」若くは「士民」で、

その州里に同居する者に之が監視の責任を負はしめた。この長官とは畿内に於ける卿・遂大夫、畿外に於ける諸侯を指したのである。かく州里に同居せしめ、その長官若くは士民が、共同生活上、別に害毒なきを見れば、之が罪刑を寛うして、輕減若くは釋放したのである。而してこの罷民監督の職權は、司圜官之を掌つた。この入圜者の改悛如何は、罪によりて一定し、上罪は三年、中罪は二年、下罪は一年經過せざれば、釋放の詮議を受ける資格なく、各その年限に達すれば、改悛次第釋放せられた。若しその年限中に於て改悛不可能で逃走せる者は、重きに從つて之を死刑に處し、以て一般社會の生活を防衛した。尙改悛したと見做されて出圜する者でも、實際に認められた如くならぬものあるを以て、出圜後、三年間は之を郷里に還しその社會の良民と齒せしめられず、即ち復權するを得ざらしめた。しかし、この圓土刑は、斬體刑に非ず、斬財刑に非ず。換言すれば、身體又は財産を損虧せずして、他の刑罰を加ふるもの即ちその犯人の名譽、勞力、困苦及び反省を刺戟して、その改悛を期するのであつた。尤も前にも述べたる如く、大夫以上の身分ある者は監獄に投ぜられず、その屬官又は子弟をして代つて刑罰を受けしめた。當時は階級制度盛なりしを以て、大夫若くはその夫人にて犯行あるときは、有司をして逮捕入監せしめず、犯行者自身で宮闕に自首せしめた。この場合に於ては、君主は固より有司をして執縛せしめず、自首者をして自裁せしめたのである。これ皆當時の所謂君子階級に在る者を優待し、搢紳・廉耻の道を養ふものであつて、必ずしも厚く非とすべき觀念ではな

い。

これらの事實は、周禮、禮記その他大戴禮等によりたるものであるが、これらの古書即ち大戴禮は言ふに及ばず、周禮なども後世の偽作が混入するものといはれてゐる。しかし、こゝに引用せる戴錄の如きは、先づ衆説の疑なき所である。以上は中華民國監獄の濫觴一般である。若しそれ死刑及肉刑は之を監獄に於て施行せず、他の場所に於て之を施行したのであるが、その方法は今日之を詳かにするを得ない。

(二) 漢代以後の行刑

成周時代以後・周末春秋戰國時代の行刑も、政治の不統一と共に區々であつたが、大體成周時代の風を守つて、しかも、逐々廢頽に傾いたのである。秦の始皇の世には、周代のあらゆる制度を破壊し、囚人の如きものは軍役その他に安用したので、行刑制度として見るべきものも見出されない。更に進んで漢代即ち前漢の世に及び、中都に監獄二十六ヶ處を置き、廣く拘禁した事が載録されてゐる。かの孝宣の如きは、「地方即ち郡國」をして年々囚人で掠奪され若は饑寒で獄中に瘦死する者少からざるを聞かれ、囚人の死狀と罪名、そして瘦死者を出した監獄を管理する長官の姓名を上らしめ、特に内閣長官たる丞相と百官の罪を糾正するを掌る御史に命じ、事務の功績を區別してそれ／＼奏聞せしめた。明朝の丘潛・之を評して、居宮殿之中。而思囹圄之苦。處清閑之地。而念閑院之人といつてゐるが、それよりもわれわれは當時の監獄が、如何に殘酷であつたかを想起されるのである。しかし、監獄は道理の行はれぬ所、打擲さるゝ所、饑寒に苦む所として、當然のものゝ如く考へられたのは、獨り漢代のみでない。如何なる世を問はず、比々として皆さうであつた。否、それは原則常規として認めらるゝまで習慣づけらるゝに至つた。唯そこに程度と表裏の差あるのみで、實際殆ど一樣であつたと思はるゝ。その然らざるものありとせば、この宣帝の場合の如く、例外規定と見るべきものであらう。周勃曰く、會將百萬兵、不知獄吏之貴と。以て漢世監獄の苛酷も想見されるのであるが、しかも、秦代のそれよりは人道的であつた。惠帝は位に即いて制を下し、爵五大夫、吏六百石以上、又官は卑しきも皇帝に名を知らるゝものは、たとへ罪ありて手かせ足かせをはめらるゝほどの者にても、皆寛容されて、曹吏舍に處き監獄には投じなかつた。庶民でも七十歳以上若くは十歳未満で、刑罰に該當する罪ある者は、肉刑を加へずして、髡鬻せしめた。老幼を罰せざるは當然であるが、階級によりて刑罰を分ちたるは、今日より之を

考へると、理不盡の嫌あるも、階級觀念旺盛の時代としては蓋し止むを得ざる法制であらう。刑罰を大夫以上に加へざるは、周代以後の傾向なるも、漢代ではそれも亂れ、公卿大夫の身分も士及庶人の身分も、刑罰上に於ける等級が撤廢せられた。これ蓋し秦代の氣象に習つたものであらう。蕭何・曹參ほどのものも、この習慣を見て又改むるを知らなかつた。惠帝は之に關する條式を差立したが、しかも、これを恩惠制度となし、法令として公布したのではない。文帝の時となり、絳侯は監獄に投ぜられしとき、賈王・極言して之を諫めたとあるが、それも無効であつた。尙・大夫以上は自我せしめたといふことは、我國の切腹被仰付のと同じ趣旨であることは言ふまでもない。さうした階級的刑罰は、漢代と周代との時代の相違にもよるが、その半面に於ては、禮義廉耻の士風が頽廢した結果もあつたであらう。しかし、當時は何といつてもまだ幾らか君子的自覺が遺存したやうである。景帝の時に及びて、八十歳以上のもの、年老いて夫又は妻なき者、八歳以下のもの、妊婦、替者侏儒等の拘禁は一切免除し、而して婦女の犯行に對しては、その居處に於て驗問し、これまた拘禁しなかつた。後漢の世となり、八歳以下を十歳以下とし、婦女の犯行は家に歸し、月々・錢を出さしめて、その錢で人を雇つて山木を伐らしめた。又恩赦令で、地方の囚人一齊に、死一等を減じ、且つ不法に答つなからしめた。南齊・高祖の時代、各地方に於ける囚人に疾病あるときは、その地方長官の命で、職司と醫師と相談の上之を診察せしめた。その診察に由つては、その囚人に家族あるとき、家族の誰かを呼びて療治せしめた。かくして死すべき囚人も活きたる者少くなかつたのである。漢代は之を通觀するときは、苛酷なる行刑ではあつたが、仁君しばしば現出して、之を緩和するを怠らなかつたのである。

(三) 唐代以後の行刑

李唐時代の行刑は、死刑に處せられて親族なき者に限り、棺を給して京城の七里外に埋めしめた。墳に碑銘あり、

上に掲ぐる榜を以てし、家族は何時にても之を受取りて葬式を營むを得しめた。京師の監獄は、「御史即ち百官の罪を糾正するを掌る官」が、月ごとに巡行し、その他の監獄は、該監獄長、五日に一回・巡視した。夏になれば飲料水を與へ、一ヶ月に一回づゝ沐浴せしめた。又疾病あれば、醫藥を支給し、疾病重き者には手かせ足かせを解き釋して、その家族の一人だけ入つて看病するを許した。入獄以前三品以上の資格ありし者には、婦女子孫に限り、入つて看病するを許した。又刑部省は毎年正月官吏を派して巡視し、親しく囚人の拘禁狀態を檢閲して、食事を計校し、違法官吏を督した。宗代の時に及んでは、自白せしむる目的の下に用ひられた審理上の拷問は、その罪・如何に重しと雖、杖うつこと六十以上たらしめなかつた。この六十以下に止めた點は、周代にも勝る待遇であるが、教化の點に至つて缺くる所ありしことは洵に遺憾である。後唐の莊宗は、内外の司法官に勅し、拘禁を公明ならしめた。明宗は獄中に疾病者あれば、之を録同せし上、醫師に診察せしめ、之に由つて處置せしめた。その間斷じて官吏の心持を以て、自由に處置せしむることなからしめたのである。その死刑囚には、酒食を官給し、親族故舊の辭決をも許したのであるが、犯狀の宣告及埋葬の給棺等は、蓋し陳法に依りしもの、如くである。晋代の高祖も内外の監獄長官に勅し、囚人の疾病者あれば、その土地の醫博士及軍醫に診察せしめ、國費にてその藥價を拂ひ、罪の輕い囚人には、見舞人の見舞すら許可する所あらしめた。後周の太祖廣順三年には、諸道の州府に勅して囚人を視察せしめ、疾病者に由つては退獄せしめ、仍ほ監獄の官吏に獄内を灑掃せしめ、枷械を洗滌して蚤蝨なからしめ、飲料を供給して飢渴なからしめた。若し疾病あれば、その家族をして看護せしめ、その一族に世話する者なければ、官より醫師を派して診療し、努めて死亡を致すなからしめた。世宗の時に至り、詔して諸道拘禁する囚人の一族にて食物を差入るゝ者なければ、毎日一人に付官米一升を支給せしめた。(未完)

國産品の使用に就て【上】

(其の刑務作業に於ける實現)

住江生

吾人は嘗て雜誌人に、「作業製品の改良に努めよ」と題し、入超防止の一策として購入制限の勵行を強調し、購入制限の必要條件として、第一、各人が國産品の使用に満足すること、第二、國産品の改良に努めることの二點を掲げ、進んで、我が刑務作業に於ても、亦其の製品の改良に努力すべきことを力説した、爾後、歲月を

一、緒論

吾人は、嘗て雜誌人に、「作業製品の改良に努めよ」と題し、入超防止の一策として購入制限の勵行を強調し、購入制限の必要條件として、第一、各人が國産品の使用に満足すること、第二、國産品の改良に努めることの二點を掲げ、進んで、我が刑務作業に於ても、亦其の製品の改良に努力すべきことを力説した、爾後、歲月を

日から開會された地方長官會議に於ても、首相はじめ、商相鐵相等も、國産品使用の奨励に就て訓示し、且之に關する閣僚及び有力者の懇談會其他の會議が催された。そして此等の會合の基調とするところは、國民的國産品愛用運動を促進するにあつた。斯くの如く、國の中央に在て、朝野舉て、國産品使用の急務なるを自覺するに至つたことは、邦家の爲め、寔に慶賀に堪えぬ次第である。殊に、畏れ多くも、

聖上陛下には、同月二十八日、靜岡行幸第一日の御日程の最後に、市立商品陳列所に臨御遊ばされ、縣下の特産品には殊の外御興を懷かせられ、同縣知事に一々御下間を賜はり、其の製作内地海外の販路等に就ても詳細に御下問遊ばされ、還御は此の爲め御豫定よりも遅れさせられたとのことである。

吾人は、此の有り難き聖旨を奉戴し、且中央に於ける朝野の配慮に鑒み、鋭意國産品使用の實を擧ぐべく努力する所がなければならぬ。

二、國産品使用の必然性

數年來、世界を襲ふ大不景氣は、殊に我國へは深刻に見舞つて來た。世界市場に於ける販路の減少は國産の不

振を招來し、大小企業家の倒るゝもの、事業を縮少し操業を短縮するもの、頻々として其の數を知らない。延いて失業者は日に増加し、政府の調査に依るも其の數三十五萬を算すといふことである。失業者の増加といふことも、現時に於ける世界共通の現象ではあるが、仄聞する所に依れば、歐米諸國に在ては、彼等は尙ほ辛うじて其の生活を維持し得るといふに、我が國に於ては、全く食することを得ないのであるから其の窮狀思ひ遣るべしである。されば此の失業者の増加といふことは將に今後に於ける國家政策上の重大問題である。然るに他面、戦後景氣の情性によつて膨脹した國民生活は容易に縮少されさうにもない。此の生活に基く需要の中、尙ほ外國品に依つて充されるものがあるので、輸入貿易は未だ減少するに至らない。現に本年五月下旬に於ける十三港貿易概況を見るに左の如くである。

輸出	三八・七七四
輸入	五四・六三一
入超	一五・八五七
一月以降入超累計	一八九・三二二

斯くの如く、不景氣に伴ふ國産の不振、失業者の續出、

加ふるに輸入超過の現状は、方に我が國將來の經濟生活に一大暗影を投げかけるものでなくて何であらう。

之を、如何にして拂ひ、如何にして普通の經濟狀態に迄、引戻さんとするか。是に於て吾人は國産品の使用を強調したのである。

惟ふに、國産の振興を助長せんとするに當つて、其の方法として從來唱へられるものに保護と、補助がある。

前者に就て、最も普通に行はるゝものは所謂保護關稅で、後者に在ては獎勵金、助成金或は補助金の交付等である。而して前者は反つて物價の騰貴を來し、また後者は經營者の刺戟を薄くし徒に補助金を得んが爲めにのみ事業を續行するに至り、隨て獎勵費が年々多額に上り、兩者共に國民の負擔を増加せしむるに止まるのが常である。沉んや失業緩和の如き到底希及され得ないのである。

按ずるに、産業の振興は其の販路の擴大することを前提とする。而して其の最も確實なる販路は國內市場である。蓋し海外市場は、當該國の經濟事情、關稅政策等に依て動搖し易く、之に對する生産の調節は困難であるが、夫れに引き換へ、國內の販路は需給の豫測調節が容易である。斯る鞏固なる販路を持ちてこそ産業の基礎は

確立するのである。然らば我が産業が國內市場に其の販路を擴張し得る範圍如何といふに、依商相の發表に依れば、昭和四年度中に於て、國産品を以て充分外國品に代用し得るもの二百七十一種、其の價額實に六億六千萬圓の巨額に達するといふことである。諸種の關係を考慮し、

假りに其の三分の一を國産品充當の範圍としても、其の額必ずしも小ではない。即ち此の範圍に於て、我が産業は尙ほ販路擴張の可能性を持つてゐるのである。然らば如何にして販路を此の範圍に擴張せんとするか、這は國民各自が、國産品の使用に就て、自覺努力するの外ないのである。若し全國民が、國産品の使用に就て努むるならば、我が國の産業は、前記最少可知範圍に於て其の販路を擴張し得るのである。仍て産業の振興を計り、延いて相當に失業狀態の緩和も可能であるのである。加之、此の限度に於て外國品の購入を制限することに依り、輸入超過を防止することをも出来るのである。

之を要するに、國産の振興を來し、失業狀態を緩和し且輸入超過を防止し得るの途は、全く國産品使用の外はないのである。是れ、國産品の使用といふことが、我が國現時の不況狀態打開策として、其の必然性を有する所以である。

三、國産品使用運動失敗の原因並に之が對策

斯くの如く、國産の振興、失業狀態緩和、入超防止に付き必然の要求たる國産品使用の運動は、^{あなた}強ち、今次始めて叫ばるゝに至つたといふ譯ではない。夙に識者に依つて唱道せられたのみならず、また之が實際運動も屢々試みられたのである、のにも拘らず、其の都度失敗の歴史を重ねるに過ぎなかつた。之には相當の原因の在ることが思考される。即ち第一に、國民が外國品執着の偏見を有したゝたこと。第二に、國産品中、外國品に對し比較的不廉のものがあつたこと。第三に、尙ほ品質の點に於て外國品に及ばぬものがあつたこと。是である。而して第一は消費者側の責任であり、第二及び第三は生産者側の責任である。乃ち、國産品使用の徹底を期するには、先づ是等の原因の除去を計らなければならぬ。之が除去には、究竟、全國民の自覺及び努力に俟たなければならぬのであるが、今各原因に就て之が對策を探究するに次の如くである。

先づ第一の點に對しては、消費者各自が、物品調達に際し、内外品の本質に就き充分吟味することである。蓋し我が國民が、右の如き偏見を懷くに至つた経路を

考察するに、また無理からぬものがある。實際、明治初年に於て、歐米は我が工業にとつて先進國であつた。少くとも當時に於て、彼を崇拜する宜なりと言はなければならぬ。然し、爾後六十有餘年を経過した今日、殊に我が國から、反つて露國邊へ技術上の指導者を派遣する迄に長足の進歩をした。我が科學の所産たる國産品が、常に外國品よりも劣等なりとするは、明治初年の先入主に囚はれた大なる偏見であると言はなければならぬ。總じて、一定の見解の先入主となつた場合には、是に反對する消極的事例を看過し易いものである。或る人が寺院に詣で、難波の災難を免れた人々の奉納した額の數多く楯間に懸けられたのを示され、尙神佛の偉大なる力を信ぜざるかと質問された時、是に答へて、「君の言ふ所はよい、されど神に祈れるにも拘らず、難波の際死亡を免れなかつた人々の肖像は何處に在るか」と言つたといふ事である、また以て吾人が、豫め一定の見解を抱いて事物の觀察を爲す時、反對の事例を看過し易いものあることを知るに難くない。我が國民が懷く外國品執着の偏見も之と同様で、外國品にも亦劣等品ありとの消極的事實を看過せるものである。我等國民は、宜しく斯る偏見を一掃し、居常物品の調達に際して、其の本質に就き充

分の研究を爲すべきである。

次に第二、第三の點に對しては生産者側に於て之を自覺し、所謂産業の合理化に依つて一面、國產品の價格を低下せしむると共に、他面、其の品質の改良と努力すべきである。蓋し、産業合理化の科學的又は經濟的意義は、需用供給の調節、生産分野の協定、經營の組織化、製品の規格統一、無駄排除、消耗品節約にあつて、我が國の産業の現状は、此の點に就て尙ほ考慮すべき餘地が存するやに思考される。從來、國產品に對する不評判は、價格の點よりも寧ろ其の品質の點に在た。また、事實國產品には粗惡品が多かつた。然し、斯く粗惡品が市場に跋するに至つた罪は、勿論、廉賣を看板に、一時的に顧客の吸収を計つた生産者側にあるが、他面、製品の良化を討究しなかつた、所謂安物買ひかの錢うしないの消費者側にもあつたとしなければならぬ。されば、生産者の努力もさることながら消費者側に於ても、表面上低廉なるが爲めに商品の選擇を誤らず、最も使用上の効果から見て之を常用すべきである。然も國產品を愛用するならば、之に依て國產品の販路擴大し延いて大量生産を可能ならしめ、價格も漸次低下するに至るであらう。之を要するに、我が經濟界不況の打開策として、其の

必然的要求である國產品の使用といふことは、一方消費者各自の自覺と、他方生産側の努力との相關、所謂唇齒輔車の關係に立て相協力することに依て實現することが出来るのである。(未完)

造園と教化の座談會

六月十八日午後四時から、刑務協會では主催者となり、「刑務所の造園と教化」と云つた名目の下に、座談會が催された。出席者は

松井行刑局長、岡部、正木兩書記官、濱野、蒲原司法技師、住江常務理事、根本、椎石、吉田各刑務所長、江村、伊藤典獄補、大場、神崎、峰岸各作業主任、富井、乙坂、土倉各教務主任、平川、曾川、向井、大草各醫務主任、坂本囑託及び上原、田村兩博士其他

種々有益な意見の交換があつたが(詳細は他の機會にゆづる)今回の研究題目及び期日は、追て、協會より通知することとし、弁當を共に喫して、七時散會した。因にかうした試みは、これが初めてである。

新舊刑罰論に對する

一元論

戸田 作 造

(一) 應報の意義

應報なる觀念は所謂因果應報の原理より出發して居ることは更に疑ふの餘地はあるまい。而して此の因果應報の觀念乃至其の思想は、一体何時頃より始まつたものであらう乎、之を歴史的に考へて見るならば、人間が此の地球の表面に出現し集團生活を営むや否や、直にそこに自然的に本能的に始まつたものに相違なからうと言ふことは、我國の歴史に就いて見るも餘りに明瞭し過ぎる程明瞭であり、西洋の歴史亦然りである。佛教思想の上に於ては釋尊の説かれた因果經を通して、鋭く意識せられて居るのは根柢實に深きものがあらう。

斯の如くにして、持ち續けられ今日に立ち至つた因果應報の觀念乃至其の思想は、如何にしても之を國民意識中より取り除くことは絶對不可能である、又一面事實

の上に嚴乎として廣く汎く表現されて吾人を支配して居る。

故に刑罰は應報であるとの、刑法學上に於ける所謂舊派の主張に共鳴者を見ることの偶然ならざるを思はしめる。寔に拾人好きのする而かも最も簡單に人を呼び寄せ得る學說であるやうに思ふ。何とならば早い話が犯罪行為があつた、故に刑罰を言渡す、之に反し犯罪なくんば如何にしても刑罰は言渡されぬではない乎、之は論より證據の事實問題であるからである。

併しながら因果應報の原理に付深く立ち入つて考察を加ふるときは「善に對し善報、惡に對し惡報」であることは議論の餘地はないと思ふ。即ち因果律の原理は善惡一本となるではない乎、詳しく言へば、善に對する善報も應報であり惡に對する惡報も等しく應報ではない乎、此の論は恰も忠孝一本論に等しく、敬・愛一本と同じも

のであらう乎と思ふのである、少くとも酷似の點あるを見出されるのである。

左れば善に對する善報に付、之を非教育なりと肯定し得る人は恐らく皆無であらう。果して然らば同じ因果應報の原理に基き取扱はれたる、惡に對する惡報即ち犯罪行為に對し答へられたる、所謂應報の刑罰のみに限り之を非教育的のものなりと言ふことが、理論上出來得るものであらう乎。

曾て我刑務界に於て流行語であつた、所謂懲戒主義及感化主義なるものは共に同じ教育主義改善主義に歸着すべき一元論であらねばならぬ筈のものだと信するのである。監獄法の中に賞罰が規定されて居る、這是賞罰共に確に應報であつて、同時に教育である、依て以て兩者一水たることを疑はぬ。

(二) 因果應報の範圍

そこで「應報」と言ふ文字の内容を靜に考察して見よう。手近に之を犯罪と刑罰との關係に付言ふならば、應報とは一定の行為即ち一定の作為不作爲より生じたる反動であらねばなるまい。而かも之は議論に非らずして事實である、又犯罪と刑罰との關係以外廣く全世界即ち宇

宙間に於ける有りと有らゆる一切の現象に付、之を考察するも、因果應報の支配を受けぬものは一ツとして見出すことは出來ぬだらう、一ツの現象を取つて靜に見詰むるとき、そこに其の現象を生み成したる原因の存在を認むるのである、是又議論にあらすして事實である、因て「應報」とは、一定の原因より生じたる結果であると斷言し得るのである。

春が來た、花が咲いた、鳥が鳴く、是皆な自然界に於ける法則上の應報であらねばならぬ。

働いた、金が出来た、之も應報、立派な玉の様な子女が出来た、これ又等しく應報であることに疑ふの餘地はあるまい、此の玉の様な我が子女、愛の結晶が成長して學校に入學した、學科が出来て素行善良で先生より賞譽を受けた、其の受け得た賞譽こそ、取りも直さず應報であらう、而して同時に教育であることは世人決して異論はない筈であると思ふ。

然らば世人は何故に等しく、應報であると言ひながら單り刑罰のみに對し非教育乎の様に、思惟せらるるのであらう乎、又或は應報と言へば、何故に世人は教育乃至改善にあらざるが如く思惟せらるるだらう乎、實以て不可思議千萬のやうに感ぜられて止まないものである。

若し夫れ因果應報の原理にして、惡に善報、善に惡報ならばそれこそ應報は非教育乃至非改善なりとなすことが出來ようが、今日迄の因果應報の原理は左様ではない、必ず善に善報、惡に惡報を以て應對して居る、其の惡に對する惡報は言詞こそ惡しけれ、實質に於ては善に對する善報よりも一段深き意義ある教育乃至改善でなくてはならぬ。更に茲に最も注意を要する重大なる點を見出すことが出來よう、夫れは、若し吾人にして刑罰は惡に對する惡報なるが故に其の點のみを眺めて之を憎惡せんと

思惟するともあるならば、それこそ一大事でなくてはならぬ、何となれば憎惡の感念保持程自己を毀損するものは無いとせられて居るばかりでなく、又事實左様に認め得るからである。

茲に所謂刑罰は憎惡すべからずとは、自我に於て刑罰を受くることを憎惡せず之を歡迎せよとなす意味ではない、刑罰を對象として客觀的に眺むる時、其の刑罰の中心は惡念の凝結なりとして憎惡すべからずとの意に外ならぬのである。

(三) 刑罰は仁慈の應報

往昔の刑罰は何分見方が狭小であり法律智識も幼稚で

あつて爲に、威嚇時代もあつたらう。復讐時代もあつたことは學者の教に依て明瞭ではあるが、私は法律其他の文献等に因つてのみ、其の時代精神が「ハツキリ」するものであらう乎と思ふのである。

或は形体の上より見るときは、威嚇乃至復讐のやうに映ずるとしても、其の奥底の精神には矢張り時代相應の一の教育又は改善と言ふ思想が多く混ぜられて居たものではあるまい乎と思ふのである。夫れは價值なき一ツの妄想とするも今日の刑罰は嚴として教育刑でなくてはならぬ、而して刑罰なるものは同時に應報であることを疑はぬ。

此の應報である所の刑罰こそ仁慈であると思ふのである。

國家は刑罰を取扱ふ、而して國家は偉大なる仁慈の結晶である、我日本國人を博愛し之を仁慈以て恵むことは固よりのこと、世界人類の悉くに對し舉て恵み舉て慈み居るではない乎、偉大なる仁慈の結晶である所の國家が其の國家の組成分子たる國民に對し如何にして憎惡し得るであらう乎、犯罪者達は何と言ふても世の捨兒である精神的乃至身体的並に衣食住の物質に至る迄社會の迷ひ兒であることは決して疑ふ餘地はない、斯の如き人達に

對し如何にしても憎惡を期し得られやう乎、國家は左様な無慈悲なものではあるまい。
況や我日本國に於ては能く能く氣付けねばならぬものと信するのである。

世人或は窃盜強盜十幾犯と言ふ、累犯者を眺め若くは刑務所殺傷事件乃至は逃走事故等を傳へられて以て直に惡徒觀を盛にせらるるであらうが、刑務所の實務家の目には左様には映ぜぬ、矢張り或種の欠陥に因由すること

は是亦議論にあらずして事實である。
國家に於ける愛と力とは是亦眞の正体は一水でなくてはなるまい、愛の結晶に宿る自然的に出現する力こそ眞の力である、刑罰は或る點より眺むるとき玆に言ふ所の眞の國家の力に當るものなき乎、今日發達したる自然科学の所説に従へば宇宙の根本は仁慈であると言はれて居る。

吾人は何としても大自然界の法則を破ることは出来な

い、其の自然界の法則に従ひ以て設けられたるもの、これ即ち法律制度であらうと思ふのである。
此の意味よりして現行刑法第十三條及同第十六條に於ける無定役條項の如きは、之を改正するの急なるものあるべく信するのである。

(四) 刑罰は教育

已に刑罰は應報であることは事實なりとし、而して應報の中身は仁慈憐愛であることを信するがまゝに、而かも無遠慮に叙述し猶ほ刑法學說に於ける所謂舊派の主張と新派の所説とは二ツにして其實一元なることを主張した積りである。

人間の意思が、自由なるや不自由なるやの如き問題は實際の所捕へやうのない定に「ハツキリ」しない論争であつて不肖私には「サツバリ」不明である。

以上は刑罰なるものに對し只單に抽象的、觀念的に考察したる言はゞ、一ツの理論に過ぎないであらう、左れば私は其の刑罰を受ける相手方たる受刑者其の者の正体を眺めて見たいと思ふ。

「應報觀念」の項に於て簡単に記述したるが如く、犯罪者と言ふ犯罪者達は一儘に無教育者である二從つて怠惰者である三概ね貧困者である。

而して無教育も、怠惰も貧困も共に還境より相續せられたる、傳來の惡因縁の享受者であることを疑はぬのである。

其の怠惰は儘に無教育に由來し、貧乏は大体に於て怠

惰に由來して居ることも亦決して疑ふの餘地はないと思ふ。

されば眞に要領を得たる教育を施すとき、そこに必ず改過遷善の實が擧がることも是亦疑ふ餘地はないではない乎。

固より累犯不逞とする常習犯罪者も決して少くは無いが、是等の犯罪者は概ね無教育、怠惰、貧困の三拍子揃ふた所に因由する惡癖が強く還境より相續を受け、其の惡癖より逃がれんと欲して、而して逃がるゝ能はざるものあるに過ぎぬやうである。

或は又世人が餘りに犯罪者を見るに嫌忌憎惡の念が強

くして、遂に野犬野猫のやうに仕向けられた點も儘に累犯を造るに加勢して夫れが多數を占めて居る様である。

何は兎もあれ、國家は慈悲の結晶だ憐愛の本家だ、我子は捨てられないではない乎、親は我子を教育するこれ本能である、嗚呼犯罪者達よ目醒めよ、自省せよ刑罰は必ず汝を教育する決して汝を見捨てはせぬ。

以上が私の信する刑罰觀である。されば斯の如く刑罰が教育たる性質を有する以上、教育には相當の期間が必要であることは一點疑ふの餘地はないと思ふ。

八雲の對峙(十一)

三木 龍夫





尸位の懺悔(十一)

三水漁夫

○受刑者逃の悲哀

收容者に逃走することは私共の失態中の大失態である。それゆゑこれが防備は細に入り微を盡して常時油断せぬところであるが、逃走されて後にこの微細な防備の網の目にも缺陷があることを始めて發見して後悔するのである。私は巢鴨へ轉動するまでは一度支所から逃げられたことと裁判所往復途中一度逃げられたことがあるが、それはみな直に捕へられた。この巢鴨で逃げられたとき程悲哀を感じたことはない、また私の不注意の甚しきもので慚愧に堪へないことはない。その不注意と云ふのはこの逃げたのは炊事夫である、而かも二人共謀して。炊事夫は何處でも初犯者で罪質、性行、行狀等の良きもので

殘刑期の短かいことを條件として居るが、巢鴨では累犯者で以上の條件に適つたものを以前から炊事夫として居た。ところがこの逃げた二人は罪質は甚だ良くない、性行もよくない、行狀は戒護官吏の氣に入る程度の者だつた。一月二日受刑者の朝食に「あべ川餅」を與ふる爲めまだ夜の明けぬ午前三時に七人の炊事夫を出して餅を焼かせにとり掛つた。其頃は三千餘人の收容者であるゆゑ餅焼に手間がとれるから平日より一時間半早く出したのである。私は官舎に寝て居たが三時半頃けたたましき電話で二人逃走したらしいと報じて來た。直ぐかけ付けて見ると、まだ構外へは出ぬであらうと云ふので構内の搜索に取掛り周圍にも看守を配置したが宏茫たる外圍、ことに暗黒の夜で夜勤看守丈けでは何の役にも立たぬ。尤も駆け付けると同時に非常召集はしたが大切な非常警笛はまだ蒸気が上らぬ爲用を爲さぬ、傳令に依り駆けつける看守を待つまどろしさ。すると一人の看守が飛んで來てもう外へ出た西北の外塀を越したものだ梯子がある、との報告だから構内の看守を追跡に廻してその場所へ行くと二間梯子に炊事用の擔ひ網を結び附けて倒してある。その梯子の出所を聞く

とこれは煙突掃除の爲め稀に使ふ物で平素は炊所裏の倉庫に入れて置いたものだ、ところが擔當看守はあの倉庫は梯子が入れてある故第一に見たが錠は慥かに掛つて居ると云ふゆゑ私も行つて見るとなる程錠は完全だが、試みに力を入れて錠を引つばらせると舷壺と共に錠が抜けた。こんなわけで錠に手を附けずしてまふと梯子を取り出されたのであつた。そして逃げた二人は勿論踪跡が知れぬ。かうなると看守の勤めははじめなもので折角待ちわびてゐた一月の休日も終日終夜捜査に疲れ或は連日連夜の居残り勤務となるのでまことに氣の毒である。更に私が悲哀を感じたのは、その當時東京市内ではよく二人連れの窃盜や強盜があつたが新聞紙はどれもこれも其悉くが巢鴨の逃走者だと書きたてる。この新聞を見る我々吏員の痛嘆は勿論だが看守の家族までこれを見ては遺憾の涙を流して居るのである。それゆゑ一日も早く逮捕せんとして警察と協力して逃走者の立寄る場所に見張をさしたのである。私もその内の一人の妹が居ると云ふ龜井戸へ張番をして居るものを監督の爲め行つて見たこともあつた。日夜こんなことを繰り返して居るうち十日目に一人が横濱で捕

へられそれから三日目に一人が鎌倉で捕へられた。そして其もの等を受取て後聞いて見ると、この二人は早くから逃走を企て看守の隙を窺つては梯子の入れてある倉庫の錠の舷壺を揺るがせこれが抜けるやうになつて炊事の早出當番を待つて居た。逃げ出すと其日は日暮里附近の茶畑に密んで居たが二人連れでは追跡され易いゆゑ其夜分れて各單獨行動を採つたと云うて居る。これを知つた吏員は新聞記事につき益々憤慨したのであつた。また一人のものが云ふには龜井戸の妹の處へ行かうとしたらいつも看守さんが近所に張り番をされて居たから這入れなかつた。或る晩には典獄さんが看守長と二人で變装して來られたのを人の中に交つてちらと見て驚いたなど云つて居た。こちらの眼は役立たないが彼等の眼の鋭い爲め折角の張番看守もなんの役にも立たずで、よくこんな失敗があるものだ。その後も逃走されたこともあつたがこのとき程悲哀を感じたことはなかつた。

○巢鴨から名古屋へ

私は巢鴨の在勤が一番長かつた。神戸が長いと思

つたが夫は七年二ヶ月間でこちらは八年二ヶ月間であつた。この長い間何の爲すこともなく全くの尸位素餐で過したことはお恥かしい次第である。夫れでもなほ恥を知らぬ執着心で東京ならもう二三年間は置いてもらひたいと内心に思つて居たところへ突然次官から名古屋へ轉勤の内命があつた。なんだか心が進まない、容れられぬとは知りながらも一應おことわりをした。すると煽てられたり、すかされたりして終にお受けすることになつた。これは分りきつたことである。自分が常に部下に轉勤を勧めるにかうした筋合でやるのではないか、なぜ深く承けなかつたか、一應ことわるなど何たる女々しいことであるかと後悔して自分ながら自分を責めつつ、快々として其處を退下せんとすると、巢鴨より電話である。「受刑者が看守部長を刺した、傷は小さいが深いやうだ」とこれには驚いた。受刑者が看守を刺すなどとは稀有のことである。轉勤の思ひなどいつか腦中を去つてしまつた。急いで歸て見ると重態らしい直に大學病院に送らして後、加害者を調べて見ると殺意はないらしい。つまり仕事を督勵された爲め一時の怒りで作業用の小刃で突いたのだが、局所が腹

部である爲め刃先が深く這入つたのである。氣の毒なことには翌日この看守部長は死んだ。公務のための死亡であるゆゑ淺草本願寺の別院へ交渉して盛大な葬儀を終へた。その間に私の轉勤の發表もあつたがそれを顧る暇もなかつた。こんな忙の裡に私は名古屋落ちをしたのである。

さて名古屋に來て見ると意外のことが多い。これは次官に煽てられたのではなくて眞實だと思ひ及んだのである。神戸から横濱へ行くときは等の用意をして居たが、巢鴨から名古屋へ來るときは只煽てだと思つたゆゑ等の準備はせなかつた。ところが名古屋でも等の必要を切に痛感したのである。だが夫れは後に述べることにして。この名古屋刑務所は私と深い因縁がある。私が前年内務省に勤務して居たところ名古屋刑務所の移轉改築問題が興つて來た、當時の愛知縣知事時任氏が度々内務省へ出て意見を求められた、その時その協議の衝に當つたのは渺たる一屬官の私であつた。土地の選定、大体の企劃、建築費の年度割等も具体化して兎に角候補地の實檢を望むと云ふので私が行くことになつた。日を定めて名古屋に行き典獄と共に縣廳に知事を訪ふと知事は直

ちに二頭立ての馬車を出させて同乗して候補地へ行くと云ふのである。私はその時分までは二頭立ての馬車には度々乗つたがそれは押送用馬車で、こんな堂々たる馬車へは始めて乗つたのである。なんだかお尻がくすぐつたいやうな感じがしたが馬蹄軽く轡轡として進むところはまんざら悪い氣持もせなかつた。市街を離れ田舎町を過ぎ人家まばらの處で馬車は停つた。そこを右に入ると半ば開墾された遠く鳴海まで續くかと思はるる茫々たる平野である。候補地と豫定したのは町に接する一角でその域内には二三の家屋と一の寺院と點々たる墳墓あるのみで、高燥で、靜寂で、飲用水も農家や寺院の井戸を見るに豊富にして水質も佳良なるが如しであつた。刑務所敷地としては理想に適したところである。知事は説明に努め、選定難を説き終にこの地を相したるを頗る自慢として居た。その序に第二候補地も見たと第三第四候補地は圖面で見たがいづれも不適當で結局この場所に決定した。

次は建物の配置圖である、これは豫て典獄より知事に出したものであるが、知事の意見と相違するところがあるため知事は自分の考へを諄々と述べたて、また典獄は自己の意見を主張するので容易に纏らぬ、そこで知事は私に、我等双方の意見を聞いた上で私の考へを以て配置圖を作つてくれと云ふのである。これには私も當惑して私は敷地の選定ぐらひは御相談にあづかるが建築圖に至つては技術に屬することゆゑ私には出來かねる、私は敷地選定の用務が済んだから歸りますと云ふと、知事は配置圖は技術者でなくても出来る、本省には事務の技術者も居らぬではないか、それに建築の申請をする、ここが悪いところが悪いと八ヶ間敷云ふて訂正などをさす、畢竟君等の考へ一つだ、兎に角配置圖を作つてもらひたい鉛筆でかまはぬ正圖は縣廳の技師に引かする技師を君の宿へやつてもよい、またこれが出來上るまで滞在してもらひたい、こちらから直ぐ本省へ電報で頼むから。と有名な硬骨知事のけんまく當るべからずであつた、それでは監獄署へ行つて見ます、と云ふとイヤ監獄署へ行つて典獄の説ばかりに靡いてはいかん君の宿か縣廳で作れとのことと典獄に對し如何にも氣の毒であつた。それで止むなく宿で監獄署の建築授業手に來てもらつて典獄にも大した差支へのない箇所は知事の説に譲ることを勧めて

二三日かかつて作つて知事に出したら大満足であつた。而かも建物を多少入れ替へた丈で主として實際家の典獄の説を容れた處が大部分なるに拘らず、この配置圖に依り建築されたのが今の名古屋刑務所である。尤も前年火災の爲め中央部が多少模様が替つて居るが。

こんな思ひ出深いところへ轉動したのであるが、建築當時の場所とは全然異なる感である、鳴海まで續く曠野も巨屋簇立して眼前に鬱蒼とした熱田の神苑も見ること出來ず市街に接するところは學校や工場、田舎道たりし前通りは車馬軌轢の繁華の巷となつてまた／＼移轉を迫る聲が盛んに舉るのである。

○大掃除、虱退治

刑務所長が更迭するとその着任當時は收容者の面會を願ひ出るものゝ多いのは何處でも同様である、所長としても着任の當初に於て成るべく多く彼等に接して、その個性を知ると共に、その願ひに依りて從來の仕來り施設方針の機微を察して將來に資する爲め彼等の言を傾聴するのである。これは私に限らず誰でもさうであらうと思ふ。

名古屋に於ても面會願は多かつた。そしてその大部分は虱の驅除と被服臥具の洗濯を望むのである。私は奇異の念を起した、それは拘留場なら往々虱の居ることはあるが受刑者からこの願を聞いたからである。當時の刑務所而かも清潔保健に重きを置く受刑者の被服臥具に十數年間虱の絶えたことがないと思ふことは想像にも及ばぬからである。私は半信半疑の念をして事務室へ歸ると、そこへ別な用務の爲め教務主任が來た、直ぐに教務主任にそのことを尋ねた、すると教務主任は平氣な顔付きで云ふには全く彼等の云ふ通りです、私も十餘年此處に勤務して居ますが此處の虱は、病なら膏盲に入つたものと同様で到底退治は不可能です、私共の一番こまることは教誨の際數十の虱を便紙に包み密かに抛げ合ふたり、左もなくとも虱狩に熱中して教誨を傾聴せぬとです、また舍房教誨をして歸ると必ず四五匹はお土産に持つて歸ると云ふ仕末です。と、豈然然たらざるを得んやの答である。とりあへず檢身室に入つて長衣の裏の折り目を返して見るとどの衣にもどの衣にも襟元より腰あたりまでみな頭を上に向け間隔なき一列縦隊を爲して居る、これを

見て私は慄然としたのである。

翌日は虱退治の會議。どうして驅除しないかと聞いてみると、これまで毎年々々被服は交換の際熱湯を滌ぎて洗ひ臥具は蒸氣蒸蒸をするも絶滅せずこの虱は當所の癖であると云ふのである、吏員一同不治の病として之を投げたものだ。そこで私は直ちに棟翼間の畑へ竈を三個築かせ在庫の大釜を据へ付け先づ第一に一ヶ工場の受刑者に要する七八十人分の豫備品在庫より出さしめて被服と臥具の「がわ」は大釜で沸煮し綿は十分蒸蒸せしめて清潔な被服臥具を造らしめ、一面その者の就業する工場を一時空け放ち中にある品物は悉く採り出し、日光に晒し或は昇汞水にて拭ひ、また敷物は悉く剝ぎて沸煮することにした、ところがその敷莫産を剝ぐとその下に一枚、またその下に一枚と、幾枚も／＼ぼろ／＼になつて朽ち腐つてをるのである、また床板の處は板を剝ぐと、その下には素品の屑、理髮の毛で床板と土間との間隙は充塞して居る、これでは半風子の絶滅を期することの難いのみならず更に恐るべき病源となるを虞れ、虱の驅除に伴ふての大掃除を行ふこととした。

工場内の腐れ莫産は取り除けられ、床下の汚物も等き去られ、そして土間の上の土は掘り去られて、新らしき土と石灰とで叩き付けられたものとなつた、また柱や外圍は灰汁で洗ひ清められた、特に便所は根本的に掃除された。

舍房もこの工場に出業する人員を收容する房數丈を空けて四壁、床板、便所、常置器具等の凡ては、石灰水で洗はれ昇汞水で拭はれ或は日光浴に晒されなどして始めて被服、臥具、工場、舍房などの悉くが清潔なるものとなつた。そこでこの工場に容るゝもの丈を入浴せしめて清潔なる衣服臥具を與へ、清潔なる工場に出し清潔なる舍房に收容したのである。そして未清潔なる工場、舍房のものとは交通及び物品の授受を嚴禁した。

次にはこの清潔済の者の用ひて居たる被服臥具を沸煮し、蒸蒸し、縫ひ替へ、また第二の工場、舍房を前回の如く清潔にして、清潔なる衣服臥具を與へ清潔なる工場に出し、清潔なる舍房に收容した。このやうに一ヶ工場に屬するもの宛順次にこれを繰り返し全部に及んだのである、而して終りには在庫の被服臥具、敷莫産など苟も一と度使用した物は悉く

沸煮熏蒸して、虱退治兼大清潔を行ふたのである。時は幸ひ盛夏の候であつた爲めこの間凡一ヶ月半で終了した。

この大掃除後に於て吏員及び收容者に對し、たとへ一匹でも虱を見たときは「直ちに申し出づべし」と示して置いたが幸に私の在任中、一年九ヶ月の間この刑務所の所謂十餘年間の痛たる半虱子の再發を見ぬのであつた。俄か造りの虱煮の大釜もその任を果した後半年ならずして庫の内に再入したやうであつた。

虱退治後は又々面會願が多くなつた、それは虱退治の御禮である、そんな面會願は教誨師や看守長をして聞かして居たが、其後の釋放者の感想録を見ると随分奇抜なものがあつた、今以て記憶に残つて居るのは「十年の仇敵一撃の下に殲滅せらる」「一撃手百萬の半虱軍を掃撃せらる」「われ／＼の血で活きた敵の屍が日々釜の底に一斗と云ふことを聞きて皆凱歌を擧ぐ」などがあつた、これに依りて如何に彼等が多年虱のために苦しめられたかを想像したのである。

そのときより私は虱典獄と云ふ洵にありがたから

ぬ異名を彼等よりもらつたのである。とかく彼等は吏員の風貌や、舉動や、行爲に對し直ぐ異名を付ける。私も曾て副食物に豆類を度々與へたときは鳩典獄とかボツボ典獄とか唱へられ、また野菜を多く給與した頃は菜葉典獄など呼ばれたこともあるが、この虱典獄の異名には恐縮せざるを得なかつた。



作業契約の特異性

行刑が國家の任務である以上刑務作業は國家機關によつて經營せられ管理せられなくてはならない。然るに實際に於ては刑務作業は其經營に私人をして干與せしめてゐる。受負、委託の二方式作業が即ちそれである。而して受負作業とは刑務所と一私人との契約によつて刑務所が受刑者の勞力に對する報酬を得る代りに受刑者の勞力を生産のために受負者に貸與し使用を許す制度でこの場合に於ける受負契約は行刑本來の目的よりして作業章程第十九條以下によつて著しき制限を加へられたる特殊の契約である。民法第六百三十二條以下の請負契約とは其の性質を異にしてゐる（監施六五五正十一年十月司法省訓令第七號作業章程參照）。委託作業とは委託者より作業材料及器具器械若くは作業材料のみを提供せしめ刑務所職員指導の下に物品を製作又は修繕し若は勞役に従事せしむるところの契約でやはり民法上の請負契約とはその特

鍵山俊治

質を異にしてゐる。爲に刑務所に於ける受負委託の本質を究明することは最も作業事務の遂行上重要な事項であらねばならぬ。即ち本契約により生ずるところの受負作業の賃金、委託作業の物品製作代の如き債權關係、殊にその消滅時効の期間等に付て、執務上心得べき法律的事效が幾多存在するからなのであります。それでありま

すから茲に作業契約の本質を考究することの徒事ならざることを信じますので、聊か私見を開陳し併せて先輩諸賢の高教を仰ぐ次第であります。

(一) 作業契約は行刑本來の目的よりして契約内容に著しき制限を加へられたところの特殊契約であり、民法上の典型契約として特別の名稱の下にあるものとは全然その性質を異にするものであつて、何れの典型契約の内容ともされて居ない契約なのでありますから、民法典が定めて居る何れの型にもはまらない、不典型契約で民法上所

謂無名契約の一種であらうか、或は他の法令に根據を置くところの特種契約なのでありませうか、更に本契約により生ずるところの債權關係殊にその時効期間の如き専ら私法上の權利義務に屬するものであるから、會計法上の時効に關する規定は當然排除せられ總て一切の場合を通じて、民法上普通債權期間十箇年にして始めて時効が消滅するものであらうか、これ等の諸點に付て私は作業務關係者として、一應考究するの責務を感じるものであります。

(二) 國家が商業能力を有するや否やの問題は從來學者間多少の異論がないでもないが、國家の權限の範圍は法令に依る限りは如何なる行爲にも及ぶことが出来る、従つて國家が權力團體たる資格を離れて私法上の商行爲を爲すことをも出来るものである、既に商行爲を爲すことが出来るなら之を營業として爲すことも亦不可能ではないと云ひ得るのである。只だ國家が商法に規定する行爲に相當する或る行爲を爲すに當り、其行爲が果して商法の行爲であるか或は其行爲の外形は商法上の行爲に酷似してゐるが、それは公法上の行爲であるかどうかは、之れが爲に存する所の特別なる法令及其行爲の性質如何を探究して初めて決せられるものであつて、單に外形が商

行爲と類似するの故を以て、直ちに之を商行爲なりと判斷することは相當研究を要する問題なのであります、それでありませうから國家の商業能力の範圍と云ふものは、其の目的たる事業に關するや否やに依つてのみ定まるものでありませう、然らば行刑がいやしくも國家の任務であり同時に行刑の目的を達せしむる手段たる作業である以上、商業能力の範圍でないことは最も明白なる事實なのであります、しかしながら私法上商人に非ざる者も亦商法の支配を受けることは決して尠くないのみならず、當事者の一方の營めに商行爲たる行爲に付ては、商法の規定を當事者の他方にも適用することゝなつてゐる（商法第三條）従つて商人と取引する刑務所に於ける作業事務は、商人と同じく常に商法の規定に支配せられざるを得ないのであります。それで作業と云ふ公法上の行爲も契約當事者の一方たる對者が、若し營利法人であるとか或は商人であると云ふ様な場合にあつては、常に商法の規定により作業契約自体が商行爲となり、商法の支配を受けねばならないのであります。

(三) 商行爲とは商を組成せしむべき行爲を分子的に觀察した言葉なので、それは我商法上商行爲を以て商人及商業の意義を定むる基礎（商法第四條）と爲したことによ

り始めて明瞭であります。然しながら商の意義が法律上確定せず、極めて難駁なる觀念の下に解釋せられてゐる結果、商行爲の意義も亦曖昧になつてゐることは免れないのであります。各國の法制に付ても法文中に商行爲たるべき行爲を列舉し、具体的に商行爲の意義を定むる方針を採用してゐるかの様で、我商法に於ても商行爲とは何んであるかと云ふことを定むるに付て、一定義の下に其の意義を定むることをさけ、制限的に商行爲たるべき何々の行爲を列舉して、商行爲の如何なるものなるやを明かにしてゐる。さうして如何なる主義に基き商行爲たるべき行爲を列舉したかと云ふに、商法第二百六十三條に於て商人が爲すと否とを問はず常に商行爲たるべき行爲を列舉し、第二百六十四條に於て商人が爲す場合に限り商行爲たるべき行爲を列舉し、之を四種の行爲に區分してゐる。

1 絶對的商行爲

3 附屬的商行爲

如斯商行爲たる行爲をなすところのもの、即ち營利法人たる商事會社若くは商人との間に、刑務所が受負委託の作業契約を締結した場合に於ては商法第三條の規定によりまして商人と同じく商法の規定に支配せられるもので

2 相對的商行爲

4 推定的商行爲

あります。此の場合に於ける作業契約の本質は商行爲上の契約なのであります。以上の見解に依つて作業契約の本質たるべき契約の内容は商行爲上の契約たるべき場合と民法上の無名契約の一種たるべき場合とがあることを知らなければならぬ。即ち營利法人たる商事會社及商人との間に締結せられたる作業契約は前述の通り商行爲上の契約であり、非營利法人及對人（商人を除く）等の間に締結せられたる契約は民法上所謂無名契約の一種なのであります。無名契約に關する債權關係に付ては民法上の規定に支配せられることは申すまでもありません。

(四) 刑務作業の經營上營利法人及商人との間に作業契約が締結せられ、これに依つて生ずる債權關係に付ては商行爲たる行爲に因り生じたる債權でありませうから、債權は十年間之を行はざるに因りて消滅すると云ふ、民法第百六十七條一項の規定を以て債權消滅の時効期間とすることは出来ないであります。即ち商法第二百九十五條商行爲に因りて生じたる債權消滅時効期間五年間之を行はざるとき、時効に因りて消滅するのであります。

如斯商行爲に因りて生じたる債權消滅時効の期間は、民法通則の例外を爲し短期時効に罹ることゝなるのでありまして、これは畢竟商行爲より生ずる法律關係を、成

るべく迅速に結了せしむること自体が、業務の實際に通ずる至當の處置であるとせられたものでありませう。只だ茲に最も注意せられねばならないことは時効中斷に關する法律的條件であります。

それは債務者に於て債務を承認したる事實即ち立證するに足る證據がなくては何等の效力を生ぜないことなのです。單なる請求督促は例へ書面に依るものでありまして時効中斷の效力はないといふことを忘れてはならない(民法第百五十三條參照)

以上は現在各刑務所に於ける受負及び委託作業の大部分が其經營上、企業者たる商人及び商事會社との間に、

契約を締結し施行せられてゐるからなのです。更に近年引續く財界の不振は愈々作業經營難となり、兎角收入未済納期延滞等の事故を生じ易からしめてゐる、此の間にありて刑務作業に因る債券關係殊に受負委託作業に依る對外的交渉が圓滑に進捗せんことを希望すると共に、實際事務上の法律的觀察を精到ならしめ、さうして作業事務上の失誤を未然に防ぐことは事務關係者としての重大なる責務と心得ましたので、公務の餘暇不文を顧みず脱稿を急ぎました様な次第で、不備の點多々あることを信じます。讀者幸に諒せられんことを。(終)

An Analysis of the Prison Problem

E. Stagg Whitin

行刑問題の解剖 (完)

氏はニューヨーク市の National Committee on Prison and Prison Labor (刑務所及び刑務作業に關する國民調査會)の主席である。

イー・スタグ・ホイットイン

本文は國際聯盟事務局の依頼により草せられたるもので、アメリカを中心としたものであるのは勿論である

(五)

行刑並びに感化施設

The Penal or Corrective Institutions

a 刑務所 (Prison or penitentiary)

Look up だとか Jail だとか——(うづれも牢屋のこと)——

——古今來のプリズンの觀念は漸く變化して、

今では、一箇の社會 (Community) としてのプリズンの觀念が発生しかけてゐるのである。で、之に伴つて、プリズンを管理して行く其長たるもの、牢番 (Jailer) であるといふ古來の考へも、今は變化して、所長は自己を表現し (self expressing) 自力で發達する (self developing) 一箇の社會 (community) の統轄者 (governor) であるといふ考へになつて來たのである。此のプリズンが一箇の社會であるといふ考へに基いて模範的なプリズンの統治を發達せしめ、之と共に序を追うて陶冶訓練を施して行つたならば、當然社會としてのプリズン・ライフ (所内生活) も其社會を管理して行く職員

も、自から健かに生長發達してゆくわけである。

昔時のような牢獄風のプリズンは、もはや原則としては必要ではなくなつて、之を必要とするものは受刑者の僅かなパーセンティジ恐らくは三十パーセント位に過ぎないと思ふのである。他の受刑者はファーム・コロニー (farm colony——農場) か土木工事のキャンプ (camp——野營宿舎) で收容すれば可いのである。

b 青年の感化監 (reformatory or borstal for young offenders)

通常十六歳乃至十八歳より三十五歳までのものを收容するのである。かゝる施設の建物はその目的に副ふでなければならぬのであるが、今迄は本質上他のプリズンから大して異つてはゐなかつたのである。元來、このボースタル・システム (註——英國ケンツ州のボースタル・プリズンに於て一九〇二年初めて十六歳より二十一歳に至る少年囚に施した特別の感化制度で、プリズンと感化學校との中間に位するものである) は其目的が受刑者本人のレハビリテーション (社會復歸) に在つたので、其の美點長所は凡てのプリズンに適用せられて然るべきものである。

c 女子受刑者のための施設

女子受刑者を社會に復歸せしむる問題は、家庭を形成する問題と自立の生計を営む訓練を與へるといふ問題と重なつて來るので、男子の場合よりも一層複雑になつて來るのである。かゝる必要からして終に女子の爲めに特殊な施設を建設せしむるに至つたのである。アメリカでは、かゝる施設の長となるものは女子で、家事の訓練が出来るやうにコツテイチ風の獨立家屋にそれ／＼收容されてゐる。

更らに取扱上一層困難を感じるのは女子受刑者の幼児である。

d 感化學校 (industrial or reform school)

此施設は少年犯人 (juvenile offender) のために設けられたもので、少年のための施設は行刑制度の一部とせず教育制度の一部とするのがその理想であらう。

行刑施設の標準

行刑施設に於る生活の必須條件は、受刑者の健康並びに精神の維持作興に資する程度のものでなければならぬ。一般社會の健康標準に適合した清潔、照明、煖房、通風其他の衛生設備は是非共必要である。

食事も亦た一般社會の健康標準と適合して、釣合のとれた調理宜しきを得たものでなければならぬ。プリズ

ンで農場を所有して居れば非常に好都合で、科學的農業の最も適當と認められたる方法を應用して受刑者を訓練し之に由て釋放後もファーマー (農業者) として生計を立て、行く道を開いてやることもでき、また一方では、受刑者達の食料を生産することもできるのである。プリズンの炊場と農場との兩部の間に好く協調がとれてゐれば、受刑者の健康を増進する上に好結果をもたらすことができるやうと思ふ。

(六)

行刑施設の管理

The Administration of the Penal Institution

プリズンの近代的な觀念と一致しうる行刑制度の第一要件は、識見博通で、手腕才能の之に伴うた人物がプリズンの管理に興味を持つやうになることである。制度は之を統轄する人によりて生きもし死にもするのである。

コラムビア大學の總長ニコラス・マレー・バットラ

ー氏が嘗つて言つたことがある。「百年前の大學の總長の職務は、學課を教しへ、生徒に答辭を加へ、建物の戸締をなし、校内の清潔を保つことであつたが、今日は、

總長は豫かじめユニバーシティ (大學) の財政々策を立て、その大學の國內的並びに國際的關係に多大の注意を掃ふことゝなつたのである」と。行刑施設の長たるものの職務の概念も、之と同じもので、前者から後者の水準まで昇つて行かなければならない。

行刑施設の所長より、其他の職員、看守に至るまでも、職務に熟達せるものでなければならぬ。其の任命は一に其人の價値才能に基くべきもので、政黨の干係から天降りのものであつてはならない。俸給は仕事に相應したもので十分でなければならぬ。

(七)

懲罰

Discipline

プリズンに於ける懲役 (hard labor) 以外の刑罰が法律によつて規定されてゐることがある。實際、懲役といふものは相當の制限の下に在つては精神にも身體にも有益なもので、受刑者自身の判斷からしても、仕事がなく無理に遊んでゐるのに比ぶれば、強制されても勞働する方が却てなぐさみになるのである。で、懲罰の目的で、他の形式の刑罰が行刑當局によつて仕組まれてある

ので、これは時には拷問といつてもいい程のものもあるのである。かゝる刑罰の中には、地下牢又は特殊の監房に於ける屏禁、手錠、曳き鎖、鉄のマスク等の外、減食、窄衣、笞打が含まれる。懲罰は今尚ほ多くは受刑者に對しては無差別一様で、箇性といふことは考慮に入れられてゐない。その目的は只だプリズンの取締を容易ならしむるためで、受刑者の生活に訓練を與へようとするためではない。

しかし、昔日の殘忍な懲罰は今や漸く稀れになつて、特權剝奪といふシステムが徐々之に代つてゐるのである。この變化は、行狀佳良のものに許可せらるゝ刑期の減縮といふことを可能ならしめた不定期刑やパロール（假釋放）の制度と共に初まつたものであり、音楽、競技運動、活動寫眞の如き皆受刑者の非常に楽しんでゐる特權で、之を奪はるゝといふ恐怖は自然に受刑者をして行狀を慎ましむることになるので、プリズンの規律を維持するには大いに助けとなるものである。

受刑者に對する信用を基として刑務所に於ける規律訓練を振作するため二つの制度が發達したのである。

一、名譽制 (honor or trusty system) これは依怙偏頗の弊に陥り易く、時として密偵主義と變ずる處があ

る、

二、社會制又は自治制 (self-government or community system) このシステムは、一つの團體 (group) として受刑者が或る種の限られた行動について責任を有たされて、訓練の功を積んでグループ・スピリット (團達精神) を發達せしめんとするものである。オーバ・イン・プリズンで此のシステムを創めたトマス・モット・オスボーンはこのシステムについて次のやうに述べてゐる。

「その本質を問へば、或るグループに忠ならんとするに外ならない、彼等の所謂ギヤング・スピリット (gang spirit) — ギヤングとは犯人仲間の黨類をいふので、嚴重な統制を有つてゐる。一つのギヤングに屬するものをギヤングスター (gangster) といふ」をプリズンなる一箇のコミュニティ (社會) に忠ならんとする精神に變ぜしめ、之れに由つてコンモン・ウエルフェア (共同の福利) に對する責任觀念をそのコミュニティの一員たる各受刑者の心の中に育て行かうとする努力なのである。」

(八)

作 業

The Employment of Prisoners

プリズンに工場 (shop) を設くる根本の目的は、勞働し、自立するの牢平たる習慣を受刑者に養ひ、一つの職業の智識と熟練とを授け、釋放後社會の勤勉なる一員としての地歩を占めることができるやうにしてやらうとするのである。

一、受刑者に十分な作業を與ふるに當つて先づ第一に必要なのは、作業が割り當てられる前に各受刑者に周到な身體並びに精神上の診査を施すことで、之に由つて、精神上並びに身體上の不合格者は分離せられ、合格者はその經驗才能を考慮して、最も適當なりと認めらるゝ作業に就業せしめらるゝのである。

二、釋放後プリズン外の職業に適合して行けるやうな熟練を受刑者に與へるに十分な訓練といふものは、外部の工場のそれに類した基本の上に經營さるゝ工業の存在を前提とするのである。プリズンの工場に於ける生産は一般工業の生産の種類に伴はなければならぬし、その生産品に對しても十分之を吸収し得るマーケット (市場) を有つてゐなければならぬ

50

行刑施設に於ける作業の生産品のマーケットは、論理上當然政府及び中央政府の下に在る諸施設と一團をなす政府の補助施設の必需品の供給に存してゐる。で、かかる施設に於ける作業の生産品の販賣の問題は政府全體としての問題となるのである——作業の官用主義 (State Use System)。

受刑者を使用する問題には、政府に對し、更に社會の自由生活に在る男女に對する公平を維持するといふ問題にからみついてゐるのであつて、此等の男女は受刑勞働者の不當なる競争から保護せられなければならないのである。

(a) 營繕作業 (Maintenance and up-keep industries)

この作業は炊所 (kitchen) 食堂 (dining-room) の仕事、動力室 (power-house) 及び洗濯所 (laundry) の仕事、構内の掃除、建物及運動場の修繕整理等を包括してゐる。營繕作業は受刑者のためになる二つのタイプの訓練と勞働とを與へるためである。第一は、家政に關するもの

で、衛生、食物の調理と給仕並びに庭園の手入れの如き仕事に關係のあるもので、受刑者の訓練と才智とを要するものである。

第二は、ブリスン其物の修理、動力所の運轉、照明暖房の裝置、及び上水道及下水道設備の維持等に必要なる熟練する技術の方面で、此の仕事の大部分は熟練工でなければできないものである。實際、ブリスンなるものは其自身、小都市ともいふべきで、その中の仕事は大きな程度で、都市又は大ホテルの管理に生じて来る諸問題を包含してゐるのである。

都市やホテルの仕事に比すべき此等の作業を遂行するには、ブリスンに入つて来る受刑者の中から、木工、鉛管工事、動力機關の操縦、燃料の取扱ひ、料理、パン焼、厨房指揮、倉庫の整理、園藝、洗濯、等に熟練したものを選み出して、熟練工として此等の作業の運轉に責任を有させ、各部の作業に割宛てられた受刑者の訓練指導の任に當らせなければならぬ。

(b) 農業及び官有地の開發 (farming and the development of government lands)

ファーム・ワーク (農場の仕事) は一般に、色々な方面で身體を働かせ、動植物と親しみ、常に自然と深い交

渉を保つてゐるので、受刑者の健康に有益であることは明かで、穀物や家畜の收獲發育に伴ふ自己の責任は彼等の精神を作興せしむるにあづかつて非常に力のあるものである。

ファーム・ワークの教育上の價值は二つの方面から見なければならぬ。一は、將來ファーマー (農場經營者) たらんとする受刑者に對する價值で二は、土壤と動植物とに親しむ精神上智能上並びに肉體上の價值である。農場作業の身體上並びに智能上の價值は、狂人及び白痴の場合に著しいものであることが證據立てられたのである。

受刑者をファーム・ワーク (農場作業) に使用する經濟上の價值は言ふまでもなく明白で、ブリスン、ホスピタル (病院) 其他の國家施設ではバター、チーズ、卵、ミル、鶏肉、果實 (罐詰、乾、生) 野菜 (同) の大量を消費するのである。受刑者も他の一般人と同じく新しい野菜を好むばかりでなく、せひ之を攝取する必要があるのである。野菜は買へば高いもので、且つブリスンに到着する時分には古くなつて質が悪くなるのである。で、若しブリスンで農場の產物を上げることができれば、受刑者は極めて僅かな價で新鮮な健康の基となる野菜を得られ

るのである。

(c) 土木工事 (Public works)

道路開設、植林、開墾、公共建物の建築等、凡て此等の仕事は受刑者に健康な労働を與へる大きな機會を有つてゐるものである。

(d) 生産作業 (Productive industries)

一、ブリスンのこの作業は、受刑者がブリスンで訓練されて習得した作業で、出所してから職を得るゝ機會を與へるといふ基本觀念によつて選擇せられなければならない。而して作業の選擇と其規模の大小とは官用主義に基く政府筋のマーケットの需要に應じて定められなければならないものである。

二、生産品の品質の標準は官用品の性質に應じて立てなければならない。

三、機械其他の設備は社會に於ける外部の工業に行はれてゐる習慣に従つて、時代に順應したものでなければならぬ。

四、經營法は産業として最も合理的でなければならぬ。

五、生産品の價格は之を消費する施設の苦痛とならない程度で定められなければならない。

賃金 (Wage)

賃金は、監督とか原料の代價とかいふものと等しく、刑務作業に當然課せらるべき負擔である。

受刑者に支拂ふべき賃金の標準は、前に大戦當時大統領、ウイルズンによつて行政命令を以て定められたことがあつて、其命令中に、

「上に掲げた施設に收容されたる受刑者が、かかる供給品の作業に従事する場合の労働時間と報酬 (compensation) とは當該施設の所在地の附近に行はれてゐる標準の時間と賃金とを基礎として定めらるべきである。使用せらるゝ收容者の給養費は割合に應じて彼等の報酬中より差引かるべきである」と言はれてゐる。

しかしながら、生産に基いて支拂はるゝ賃金としては、この原則は合衆國では毫も適用されたことはなく、外部の産業に於て支拂はるゝ賃金の率を去ること甚だ遠いのである。

フランスは「バステイルの陥落」(The Fall of the Bastille) 以來 (註——昔時パリの東郊にありし牢獄で國事犯を拘禁した所で國民の怨府となつてゐたが大革命の勃發した一七八九年七月十四日遂にパリ市民の手に奪

取せられたのである。受刑者に賃金を支拂つて来たもので、経験の徴すべきものがあらうと思ふ。

受刑者の賃金は技倆に無差別に凡ての人間を同じ水準に置くやうな風に定められてはならない。プリズンの如く管制のある社會でも、或る種の競争は必要である。しかし、此の事は心理考査や其他作業の割り宛を嚴重にする材料で就業者の選擇の範圍の限られてゐるために實行は甚だ困難である。特に、生産作業に使用されてゐる受刑者の給養費として、プリズンに支拂はるゝ金額の中から、其賃金の支拂はるべき營繕作業にふりむけられた受刑者に此の賃金制度を適用しようとするのは最も困難である。

受刑者の賃金制度の發達を研究するのはプリズンにとつては非常に價値のあることで、且つ國際的な賃金研究の一部を成すものであらう。

職業の講習 (vocational course)

日々の作業の助けともなり、且つ最短期間に智力ある職工を作るためにも、プリズンに於ける熟練の要る職工に職業上の講義が與へらるべきである。かゝる講習で、受刑者は作業技手 (practical instructor) から自分一人の経験ですれば幾年も費さなければ獲られない職業上

の事實智識が教へられるのである。

(九)

教育

Education

大部分のプリズンに於ける受刑者の教育は好い加減なもので、普通文盲者^{illiterate}に對する読み書き算勘の極めて初歩のものに過ぎないのである。

プリズンに於ける拘禁生活は、讀書、演説、作文に對する興味を惹起し、一國の行政とか健康衛生營養其他身體についての一般の心得に關する有益な事實を學ぶに絶好な機會で、この機會は空しうされてはならないのである。

プリズン外の社會に見出さるゝ校外普及教授 (school extension courses) は之をプリズンに入れて教育機關を助成せしむべきである。ホーム・スタディー、巡回講義、ラヂオ講演、通信教授、圖書館の貸出、活動寫眞——凡て此等はプリズンに於ける教育方法のプログラムの一部をなすものである。

音樂に一種の治療に似た力のあることは近來年を追うて廣く一般人士の注意を惹くに至つたのである。

「規律といふことが第一の必要條件であるプリズンは、

感化矯正の功の及ぼさるゝ以前先づ共同生活の統一安寧をこひねがふ感情が吹き込まれなければならない。音樂といふものは人の情緒を呼び覺まし、由て以て、生きんとし、生きて働かんとし、而して後幸福でありたいといふ慾望と力とを生ぜしむる外部からの刺激である。巧みに行政施設を管理するには、音樂と行爲との關係を深く理解しなければならない。』とはウイリアム・ヴァン・デ・ウォール氏が其著「プリズンと精神病院に於ける音樂の利用」(William Van de Wall, "The Utilization of Music in Prisons and Mental Hospitals") に言ふ所である。

社會に於ける宗教團體は、受刑者も亦た社會に於ける他の人間と等しい心の要求を有つてゐる一箇の人であるといふ立場で、彼等にも教への務めを盡くす責任があるのである。

(十)

刑の言渡による失權

Specific Disabilities caused by Prison Sentence

刑の言渡は普通次のやうな特殊の失權 (disability) を伴ふのである。

- 一 公民權の喪失
- 二 再犯によりて起訴せられたる場合無罪の推定の喪失

之に附隨する失權の場合は、

- 一 婚姻權の喪失
(重罪の有罪宣告は離婚の原因となる)
- 二 生殖力の喪失
(身體、智能、道德の三點から健全な子供をこしらへる能力のないものと決定された受刑者にはバセクトミー——輸精管一部の切開——が許されてゐる)
- 三 普通の習慣に従ひ埋葬せらるゝ權利の喪失
(死刑に處せられたものゝ屍體は科學上の目的のために使用せられる)

(十一)

受刑者の家族

The Prisoner's Family

犯罪のために最も酷な罰を受けるものは往々にして受

刑者の子供である。家庭の破壊、財産の喪失、負債の山積、過勞による體力の衰退、營養不良、住居の不安、家庭外の勞働のため母の看護の欠乏、就學の中絶等は、受刑者の子女の受くる運命である。受刑者の子女は兒童保護のプログラムの中に考慮せらるゝ必要はないだらうか。

受刑者とその家族との間の聯絡を保させておくことは極めて重要なことである。プリズン外にある保護團體が此の關係で手助けとなるのは、受刑者の信用が得られ、彼の要求で家族に接近する時にのみ限るのである。

(十二)

釋放者の保護

Readjustment of the Ex-prisoner after Release

釋放者の大部分が社會に出て來て苦しみもがくのは眞人間の生活に入るチャンス（機會）を掴みにくいことである。しかし、彼等の或るものはプリズンから出て來た時に或るチャンス——彼等がそのためにプリズンに入つた犯罪を再びやるチャンスは有つてゐるのである。彼等は己れの昔の犯罪生活に入つて行けば保護が得られ

るのである。かういふ連中は大抵ギヤング（黨類）に屬してゐるものが多いので、この保護の得られる唯一の必要條件は、彼等を昔の仲間として取扱ふといふ彼等の屬してゐた元のギヤングからの政黨屋の親分への保證である（ギヤングを自分の手足の如く使つて悪事を働かせてゐるのがこの親分で、ボス又はラケツテイアーと稱せらるゝものである）。で、プリズンから出るもので利巧なやつは皆なこの機會をつかむのである。プリズンを出で己れの周圍の政黨屋の腐敗を見たものが、そのチャンスをつかんで昔の犯罪生活をつゞけて行くのは毫も怪しむに足らないのである。

プリズンから出て來たものに邪惡に對する保護を與へて、公平な取扱をしてやるといふのは新しい思想である。釋放者は自立の生計を支へるに足る體力と智力と勞働能力との保證を有つてゐなければならぬ。この保證があれば、本人の腕に覚えのある職業でその勞働組合とか同職組合の勞働者として保護を受けることが出来るのであつて、かくして、正直に働くものゝ組合の力が元のギヤングの惡感化に代つて行けるのである。

釋放者保護事業團體との聯合を謀り、本人がプリズンに於て立派にやり遂げた作業に相應する職業を提供して

やるのが、眞に釋放者を助けてやらうとする人の仕事である。この聯絡を取つてやる人は、釋放に先つて、本人の職業、職業に於ける能力、本人の弱點、本人の希望抱負等を知悉してゐなければならぬ。かくして、釋放者を外の世界に迎へ、新しい生活に導いてやるには、受刑者といふものに對して同情のある理解を有つてやることの必要なのは勿論であるが、其上に、釋放者の入つて行く世界について實際の智識を有つてゐなければならず、且つ釋放者の庇護者を以て自ら居ることなく、進んで其友となるだけの胸の廣い人でなければならぬ。

プリズンから釋放されたものを新しい環境に適應させるためには、已に今迄に多くの計畫が試みられてゐるのである。人間らしい同情を有つてゐる人々によつて設立された受刑者保護協會（Prisoner's Aid Society）は釋放者に衣服を與へ、製材工場での仕事を授けてゐるのである。

刑期の満了に至るまでの期間監視の付せらるゝ假釋放制は廣く用ひられてゐるが、この制度の價值を定めるのは現在では不可能である。受刑者のプリズンに於ける感化の十分でなく、パロール・オフィサー（假釋放者の監督官）の人員は足らず、其上給料は少なく、訓練もない

ので、この制度は現在までは成功したとはいへないのである。

外國のプリズンから釋放されて本國へ放還されたものゝ保護は刑餘の問題中の別個のものとして考へなければならぬ。

(十三)

特赦

Pardon

特赦の權は普通其國の最高の行政官即ち君主、大統領（President）、合衆國のステート（州）のガヴァーナー（知事——選舉による）の手にゆだねられてゐる。特赦が與へられた場合には拘禁に伴ふ一切の失權を撤去してしまうのである。

特赦の場合に問題となるのは、如何にして虚偽の哀願を斥け、只だ眞に特赦に値する受刑者に之を與ふるかに在るのである。（了）

Journal of Criminal Law and Criminology,
February, 1930

Birth Control or War?

H. Kittredge Norton

産兒制限か戦争か

ヘンリー・キットレツヂ・ノートン

ニューヨークの「ヘラルド・トリビューン」紙の記者で、ロンドンの軍縮會議に特派された人である。

ベース・コントロール（産兒制限）か戦争か。兩者其いづれかを擇ばんとするものは進んで他の一つを斥けるであらう。しかし、兩者の間の撰擇は、それが必然避くべからざるものとしても、多くの人にとってはいづれにしても恐ろしい問題なのである。

或る二三の國がその人口が稠密になつて來たために更に他の土地を要求するに至るといふのが、問題の核心なのである。現在、かゝる要求をしてゐる國々の中ではイタリが一番露骨である。ドイツも大戰で失つた殖民地の恢復の主張についてはかなり露骨で、日本も十年前のように大聲でやかましく言はなくなつたが、山だらけの

細長い嶋國にとちこめられてゐることを決して忘れはしないのである。實際東洋諸國を通して智識階級のものは白人が地球上の無主の地を逸早く占有して、其處から有色人種を排斥してゐる現在の狀態を憤慨してゐるのである。

その人口の數からしても、領土の廣さからしても、一國民としてのサイズ（大さ）については、別に承認せられてゐる標準といふものはないのである。問題の中心は、領土と人口の割合に存してゐるのである。アメリカ合衆國は一億二千萬の人口を有つてゐても過剰とは云はれないが、其領土が合衆國の十分の一にも足りない日本

では、其人口が合衆國の半分でも已に多う過ぎるよう感じられてゐるのである。

日本が不平を鳴らすのは此の不均衡に因るもので、四千萬の人口を有つてゐるイタリは同じ人口を有つてゐるフランスの領土の半分にも足らない土地の上にそれだけの國民を支へて行かなければならない努力の大きいことを思ふ時に、日本人と同じ不平を鳴らすのである。この二つのいづれの場合にも、其不平の底には、世界の耕作され得べき土地の分配は現在よりも一層一様に均衡を得たものでなければならぬといふ考へが潜んでゐるのである。國籍のいづれに屬するを問はず、各人悉く大體同じ生産價值を有つてゐる土地を所有するといふ分配方法がその理想なのであらう。

理想としては、かういふ分配は價值があらう、しかし、假りに或る超絶的な權力を有つたディクテター（獨裁者）が出てかういふ分配法を行つて、凡ての人間が黄金時代の幸福に到達したとする。而して後、子供が大人になるまで自然の進行するがまゝに任かせてをくと想像してみる。さうしたら、初めには理想的だつた此等の一族一農場主義の民族の中には、いつまでも一族だけで榮えて行くものがあらうし、他のものは六乃至十

家族を支へなければならなくなつて、其生活の重さの下に呻吟してゐるものもできよう。第一のグループに屬するものは白人——恐らくはフランス人か——であらうし他のグループは日本支那印度の如き有色人種であらう。其次のゼネレーション（三十年）は其まゝでゐようが、黄金時代を去ることは固より遠いものと思はなければならぬ。

かうなつたら、前きのディクテターはどうしたらいいだらう。各三十年目毎に再分配でもするか。かうすれば、時を定めて十家族を有つてゐる民族の常に増加して已まない人口を支へるために一家族の民族から土地を奪ふことになり、先づ最初には、一般の繁榮が一般の貧窮となり、次で欠亡となり、更に退化となり、遂には單に生存せんがための闘争が現出することゝならう。かうなれば、精神的なもの——藝術だとか、文學だとか、哲學とか、宗教とかは言ふに及ばず、文明其物さへ、この最下級な動物並みの容赦のない残忍な生存闘争中に亡びて行くであらう。かゝる例しは世界歴史の上に餘りに屢々見る所である。

しかも、今日、過剰人口の吐け口として本國以外に土地を要求する二三の國民の主張は、當然この方向を取つ

て進むものである。彼等は結局已れのこしらへた夥多しい子供のために餘分のファーム農場を要求してゐるのである。かゝるファームを獲得する唯一の道は多産ならざる民族からそれを奪うことである。しかし、此等の民族が、優勢な力で餘儀なくせられない限り、その土地を譲ることを拒むのは火を見るよりも明かなことである。

日本の統計家の主張する所によると、日本人の生活標準で生活すれば、世界は二十五億の人口を養ふ餘地があるが、アメリカ人の標準に従へば僅かに十億を支へ得るに過ぎないといふ事である。で、彼等は勝ち誇つた顔つきで、だからアメリカ人は少しどいて此等の餘計な幾億萬人のために場所をあけるべきである、と結論するのである。しかし、我々は場所を空けるべきだらうか。この論法を他の方向へ進めて見るがいゝ。世界は支那人や印度人の標準ですれば三十五億の人間を支へて行けるのである。單に支那人や印度人が更に急速に子を産み而して自分達より一層低い程度の生活をなし得るの故を以て、日本人は此等の餘分な幾億の民に場所を與へるために今でさへ窮屈な所を更に少しでも傍へ退かうといふ氣があるだらうか。

人口過剰の不平は、現在の生活標準を以て満足してゐ

グ（人口過剰）に苦しむまでに子供をこしらへてしまつて、せひなくてはならない生存の手段たる食物のために闘争するといふ、殆んど堪えられない重荷を自分の子孫に負はせてしまつたのである。

この子孫達は、今現に、生存のために、世界に向つて更に大きな土地の分け前を要求してゐるのである。しかし、彼等が自分達の祖先の信奉して來た多産の傳統を棄てない限り、彼等に餘計な土地を與へるは無益な事である。假りに、彼等に一州を與へてみるがいゝ、なんなら地球の半分でもいいゝ、いくらやつても、彼等は歴史の上では一瞬間ともいふべき短い時間で、今彼等の住んでゐる土地のやうに直ぐに人間で一杯にしてしまふのである。彼等の得る所は何物もない。それは仕方がないとして、餘計に情慾を慎んでゐた國民は損をすることになるのである。文明も之が爲めに失ふ所は多いのであらう。而して、平和は更に々々に遠いものとなつてしまふであらう。

しかも、かうなると覺悟してゐながらも、今迄に人類の文化が蓄積して來たものを保存すべしとするならば、戦争、言ひ換へれば、戦争を爲る力といふものはこれから先き幾代の間かは尙ほ必要であらう。マッス・プロク

ない國民からのみ出るものである。しかしながら、日本の統計家の申し出た解決法では日本人の生活標準を高めないのである。高めないばかりでなく、却て只だ今まで割合に有利な位地にあつた國民をその標準に引き下げるに過ぎないのである。而して、若しこの同じ道をいつまでも忠實に進んで行つたならば、凡てのものは共に最も低いものゝ水準にまで沈んで行くことにならう。

日本人も、その他の比較的の高い生活標準を有つてゐる國民も、いづれも支那人や印度人の標準を採用する氣はないものと推定しても誤つてはゐまい。わがアメリカへの移民の状態を見るに、彼等移民は凡て本國にゐる間に出來る事であつたら喜んでアメリカの標準を採用したのであらうと思へるのである。しかし、領土擴張が目的に對する手段であるといふ理論ではさうなるわけにはいかないのである。

日本でも、イタリーでも、支那や印度でさへも、今日の合衆國のように人口の稠密でなかつた時代があつたのである、語を換へて曰ふと、彼等は彼等が今日正義公道からいつて自分達に與へられて差支ないと主張する位地と全く同じ位地に在つたのである。それを彼等はどうしたのか。彼等はその領土内でオーバークラウディング

リエーション（多産）といふものは産業上のマッス・プロダクション（大量生産）と同じく、其性質に於て膨張性を有つてゐるものである。それは人口の増加から來る壓迫を斷えず高めるものである。それによつて産み出されたものは、過多の生殖のために自分の精力を消耗することを肯んじない人々の有つてゐる利益に、自ら勞せずして與らうと斷えず要求して已まないからである。その壓迫は暴力によつても阻止せられなければならないもので、若し阻止せられなければ、人類の文化は其生命を放棄する外はないのである。この放棄は、商業上の語でたとへてみれば、卸賣と小賣で、大仕掛であるか又は小出しにするかである。世界が或る國が他の國の領土を奪略することを大目にみて、加之法律上其正當なることを認めてゐる場合には、それは文明の卸賣の放棄で、徐々に移民で喰ひ込んでくるやり方は或る意味で小賣式の放棄だと言へる。

成程未だ開發されてゐない國では移民を歓迎する。人間が多ければ多いほど、勞力も多く、従つて生産も増加するし、開發もはかどるわけだからである。しかしながら、早晚、人間の流入が一般の幸福を高めなくなるといふ時機が來るのである。それ處ではない、むしろ一般の

幸福を低くめるのである。その國民の心的態度や社會組織や工業の發達の程度と共に變化するものであるから、この時機が何時だと精確に定めるのは困難であつて、英國人ならば非常に迷惑だと感ずる場合にも支那人はまだ十分の餘地があると思ふかもしれないのである。

しかし、人口には必ず均衡點があるものである。伊太利、日本、支那並びに印度は疑ひもなく此點を遙かに超過してゐるのである。オーストリア及びアルゼンティンは尙ほ未だ此點に達してゐないのである。合衆國は恐らくは此點に近いものであらう。かくして、他國へ移住する國と、移住を受ける國と、そのいづれにもなることを好まない國とか出來てくるのである。

合衆國や、キヤナダや、オーストリアの移民排斥法 (exclusion law) を非難するものは、此等の國々には耕作し得る土地で少しも使用せられてゐない廣い面積のあることを主張するのである。この廣い土地は人口過剰の國から來る幾百萬の移住民を支ふるに足るものと斷定されてゐるのであつて、その結論は、きつと、だから此等の土地は移住民のために開放して利用せしむべきものである、といふことになるのである。しかし、此等の使用されてゐない土地は、アメリカ人や、キヤナダ人

や、オーストリア人にとつては、利益といふやうなことは超越してゐるもので、實に彼等の高い生活標準を維持して行くその堡壘なのである。一とたび生殖力の猛烈な國民を此の土地へ入れたが最後、その高い標準は低下し初めるのである。これは多産に對する文化の小賣式の降服なのである。

しかし、全人類の平和と進歩とを冀ふ人々のために、この難問題を十分に解決すべき唯一の道が残されてゐる。それは、各國民が、どうなりとして自ら欲する生活標準に基いて、その現在領有する土地で支へて行けるだけに人口の數を調節することである。いくら其人口が殖えたからといつて、他の國を侵略することは許さるべきでない。また、その過剰の人口を他の國へ送つて、先方へ迷惑をかける權利は斷じてないのである。人口を領土の廣狭に従つて調節すべきで領土を人口の多少に従つて調節すべきではない。

かういへば、有色人種はすぐに答へるに違ひない。「已に南北アメリカ、アフリカの大部分、オーストリアの全土を其手中に收めた今になつて、勝負なしの五分々々と曰ひ、お互に現在有つてゐるものは其まゝに領有して行かうぢやないかと言ひ出すのは、白人種にとつ

ては極めて虫の好い話である」と彼等は曰ふのであらう。有色人種のために代辯するものは、決して之を正當だとは思はないのである。彼等は、人種は平等で、黃色人種も黒褐色人種も白色人種と等しく、一人當り同じ廣さの土地を所有する權利がある、と主張するのである。

この主張を詮じつめると、エローとブラウンは子供を澤山こしらへたから、地球の表面を餘計に占領する權利を有つてゐるといふ、單に一箇の要求になつてしまふのである。若し、現狀を維持しようといふ發案に何か或る不正非義がありとしても、それは武力で現狀を變化せしめようとする不斷の努力による不正非義よりも罪は輕からうと思ふのである。

しかし、現狀維持にどれだけの不正非義が潜んでゐるといふのであるか。印度と支那は已に三千年以前に進んだ文化を有つてゐた。日本は二千五百年の古い文化を有つてゐる。之に比べれば、ヨーロッパやアメリカの文化はまだおしめもとれてゐないのである。この長い世紀の間、南北アメリカや、アフリカや、それからオーストリアは、僅かの蠻人が住んでゐたのに過ぎないのである。黃色や褐色の民族は、彼等蠻人を文化に浴せしめるために努力したことがあつたか。若し白色民族が存在し

てゐなかつたならば、印度や支那や日本が此等の土地に植民する前にどれだけの年月が経つたことであらう。白人開拓の功なくしては、黃色・褐色の民は、その事の膨張に關する限り、現在彼等の居る處に其まゝにゐたに違ひないのである。

公正の秤がどつちに傾くにしても、我等の日に日に狹ばまつて行く地球の上に領土を有つてゐる國民が、たとへ他の國民の立場がいかに切迫したものゝ如く見せかけられたにしても、斷じて己れの土地を譲らうとするものでないといふことは、空想を棄て、事實を取る人には何人にも分かりすぎたことなのである。と同時に、人口過多の國民が、領土を擴張し得る機會の到來する毎に何時たりとも斷じて之を逸するものでないといふことも、等しくまた分明なのである。戦争の起るのは全くかういふ事情から生ずるのである。かうなつても、若し戦争が起らないとしたならば、それは人口の過剰でない國民が、戦争の結果の初めから分明かりきつてゐる程に、常に十分に軍備をととのへてゐるからである。かくして、人間のマウス・プロダクションをやる國民が猛烈な生殖癖を抑制することに同意するやうな時が来るまでは、戦争、でなくば少くも戦争の脅威が存してゐることは明か

である。

一時は、マルサス (Thomas Robert Malthus (1766-1834)) 英國の經濟學者で、貧困は人間の増殖力と土地の生産力との均衡を失するより起るものであると説き、人口制限を主張した人の豫言を陰で冷笑するものが流行つたものである。マルサスの説を笑ふものは、少くも英國に關する限り、産業革命 (industrial revolution) は彼の結論を全くくつがへしてしまつたといつたものである。しかも、實際其通りであつたやうに見えるのである。なぜといふのに、英國の人口はマルサスの定めた英國の支へ得る人口の限度を超えて二倍にも三倍にもなつたからである。しかしながら、これは其筈で、當時世界の大部分は産業革命の手の觸れなかつたものであつて未だ開發されてゐなかつたアメリカの新世界と文化に遅れてゐたエシヤのをびたゞしい民衆は、英國の工業製品を消化してくれて、英國をしてこの増加した人口をマルサス當時のそれよりも一室高い生活標準で支へて行くことを得せしめたのであつた。しかし、かういふ幸福な日は已に過ぎ去つてしまつたのである。今や、世界の他の部分は其自身の工業上の需要を充たすことができやうになつたばかりでなく、益々その自給自足の權利

を失ふまいと努力して已まないものである。しかも、産業革命は人口過剰のエシヤの地に於ける人口問題を如何ともする能はざりしと同じく、伊太利に於ても何の役にも立たなかつたのである。世界各國が其一體なることを感じ初めた今日、一時英國ではくつがへされたが、マルサスの結論が一体としての世界に適用することになれば、再び新たにその妥當性を有ち得るものであるといふことが明かになつたのである。で、世界といふこの廣い場面でマルサスの結論をくつがへさうとするには、強さに於て英國の産業革命に比すべき、世界的な經濟上の大躍進がなければならぬのである。

とはいへ、恐らくこれでも尙ほ充分ではあるまい。人間の大量生産をやる國々の生活標準を低下せしめないやうに永久の効果を擧げるためには、是非とも、經濟上の進歩によるばかりでなく、その人民の側で將來彼等の本能に一層節制を加へるやうにするといふ決意が之に伴つて行かなければならない。然らずんば、彼等は忽ちにして現在と全く同じ状態に彼等自身を見出すことにならう。

かくして、たとへいくら我々が逃がれようと努めても、戦争か産兒制限かどつちか一つにぶつかなければ

ならないのは避けがたい運命であるやうに見える。若し多産國民がその生殖能力を無制限に恣にして已まないならば、壓倒的な軍備による外に彼等の領土慾を抑制することは不可能であらう。かくして、戦争と戦争の脅威とは、産兒制限といふ他に撰ぶべき道の講ぜられざる限り、いつになつても依然として除かれず存してゐるわけである。

社會の勢力のある階級では、バース・コントロールは不道德な習慣として咎められてゐる。教會はその有つてゐるあらゆる勢力を利用して、バース・コントロールに關する智識の傳播を防ぐとを努めてゐるのであるが、しかし、固より、バース・コントロールは此點に於て教戒を無視するもので、問題の道德的の方面には何の關係もなく行はれてゐるのである。よしまた、たとへ、此等の道德上の方面はどうであつても、その道德的の方面を支持するために立論せられた議論がどうであつたにしても、バース・コントロールを攻撃する人々が——それが故意であつてもなくても關はない——戦争の可能性を増加してゐるものであることは明かである。

是に至つて、戦争といふかゝる人生の悲惨事を自ら進んで撰ばざるべからざるに至るといふとは、バース・コ

ントロール其事の問題の中に見出さるゝと全く同じ程度の道德上の重且つ大なる意義を有つてゐるものであることは、どんな經濟や人口問題に暗い素人にも明白になることと思ふ。戦争にしろ、バース・コントロールにしろ、いづれにせよ、道德上イイブル(惡)として攻むべきものであるかもしれないが、しかし、どちらかは撰ばなければならぬのである。其處には只だ二つの道が残されてゐるのみである。戦争か、バース・コントロールか、人間はどちらかを撰ばなければならぬのである。

Outlook, March 26, 1930



海外時報

プリズンをリホーム
すべき希望とホーム

「我々のプリズン・プロブレム（行刑問題）を解決する最良の方法は、プリゾナー（受刑者）を家に歸らせるに越したことはない。」といふのは、外でもないニューヨークのシン・シン・プリズンのワーデン（所長）のリーイズ・イー・ローズ氏で、氏はこの方法で、アメリカで現在大きな問題となつてゐるオーバークラウディング（收容過多）と之に伴ふ弊害を除かうとするのである。

固より、ローズ君も狂人ではないから、虎を野に放つやうにいきなり凡ての囚徒を社會に放ち歸へらしめるといふやうなむちやなことをしようとするのではない。只だ、彼は、高い外壁の裏に拘禁されてゐるものは當然其處に附屬してゐるといふわけのものではないと力説するので、パロール（假釋放）を受くべき値のあることを自ら證據立てたものは残らず出してやらうといふのである。

る。

我々のアメリカのプリズンには何かまちがつたことが存してゐるのか。過去九ヶ月の内に合衆國の處々に、大きなものだけ數へても七度も起つた刑務所の暴動の背後には、どういふ原因があるのであらうか。

先達、四月廿一日オハヨー州のコロンバスのステート・プリズン（州立）での火災で、三百十九人の受刑者が死し、其他に二百五十人も傷ついた恐ろしい災害のあつた結果として、ニューヨークの「タイムス」社では、ローズ氏外二人の著名なクリミノロジストに前記の問ひを發したのであるが、右の諸氏は之に答へて多くの原因を挙げ、オーバークラウディング（收容過多）の外に、パッド・ハウジング（建物の陋穢）糧食の粗悪、紀律の弛廢、個性を無視したる處遇等の忌むべきコンディション（狀況）の存することを非難してゐるのである。しかしながら、刑務所の騒動の原因の中で最も重大なものは受刑者をして希望を喪失せしむることである、とは、此等の専門家の悉く一致する所である。「受刑者の人間としての希望を奪つて精神を飢えしめてをく間は、プリズンは人間の熱望と情緒とを怨恨と憎惡とに煮しめあげる大釜であらう」とワーデン・ロー

ズは答へて、更らに筆を進めて、「刑務所の病氣ともいふべき種々の騷擾災害に對して萬能薬はないけれども、我がアメリカのプリズンのオーバークラウド（人員の超過）してゐるのは、各所のプリズンには其處に居るべきでない幾百人の受刑者が居るからである。彼等は家にあらしめて勞働せしむべきである。

成功すべき刑罰の根本原則は、人間をプリズンの中に入れてをくことなく、プリズンに入れないやうにすることである、といふことを覺つた時、初めて我々は目指す目的の方へ大分近づいたと言へるであらう。

ニューヨーク州に於けるが如く、大部分の州に於けるプリズンの騒動は、杓子常規の頑陋なパロール・システム（假釋放制）から起るのである。我が國を通じて一般に長刑期を科するといふ行刑政策を取つた結果、従つて假釋放制による釋放が減せられたので、何處のプリズンでも收容力を超過した人員をもてあますことになつたのである。

駕御と指導と其宜しきを得たならば、今ある幾千人の受刑者は國を通じてプリズンから安全にリリース（釋放）され得るのである。かうすれば收容超過も止み、従つて分類も隔離も十分にでき、作業も今よりもつと一般に廣

く割り當てらるゝわけである。特に重要な事は刑期よりも早く釋放されるといふ望みは受刑者の行狀に直ぐ現はれて來ることである」と説いてゐる。

ニューヨーク市の財團法人ラツセル・セージ研究所（Russell Sage Foundation）の犯罪並びに行刑部の顧問で、アメリカの有名なビノロヂストなるヘステイングス・エチ・ハート博士は、ローズ所長の見所に賛し、刑務所の騷擾の多くの原因を挙げた後、引き續いて起つた最近の暴動の主たる原因が、受刑者の心中の希望の喪失に存してゐたことは毫も疑ひを容れないのである。刑期満了以前に於けるパロール（假釋放）による受刑者の釋放といふことは受刑者をして自制せしむるに與つて大に力のあつたものである」と斷言してゐるのである。

ハート博士は、「現在のアメリカのプリズンの破滅的なオーバークラウディング（收容超過）よりは、むしろ受刑者によつては少しは早過ぎても釋放する方が策の得たるものだ」といふ意見で、「プロベーション（日本の少年法に謂ふ觀察に似た制度で成年者にも施さるゝもの）やパロールや行狀佳良による特權の賦與等の方法を、機宜を見て自由に之を驅使してプリズン・ポピュレーション

（受刑人員）を減じようとするのである。
ハート博士は更に廣く行刑政策に説き及ぼして次のやうに述べてゐる。

「所内に於ける受刑者並びに刑務職員の氣風精神を振作改善すべき現實な方法は、我々の立法並びに刑法の適用に深く染み込んでゐる報復の念を棄て、受刑者の社會復歸を念とする親切な處遇方法で、所内一般の感情を變化し融和せしむるに在る。

吾人は、英國人の認めたやうに、嚴刑と不公平とは犯罪を助長するもので、巧みに用ひられた寛大な方法は却て刑務所内の規律を肅正するものであることを明かに認める必要がある。

吾人は、ローズ其他の賢明なワーズン（所長）と共に運動競技や、讀書や、音楽や、學課や、花園の如きものが極めて健全な感化力を有つてゐることを認めなければならぬ。

更に、吾人は已た監房にとちこめられて、くよくよと前非を思ひ煩つてゐれば、其人は直ぐと改悛して善良な公民となるものだといふ考へを棄てなければならぬ。

更に第三に意見を述べてゐる専門家は、嘗つてシン・ジン・ブリズンのワーズンであつて、現在ニューヨーク社會事業學校（New York School of Social Work）の犯罪學部の部長をしてゐるデオージ・カーチウエー博

士である。曰く、

「我々は、通風の悪い不健康なセル（居房）に大勢でたどたと彼等受刑者を獸の如く群居せしめてをいたのである。一日の時間の大部分彼等は手を空しくして徒座してゐるのである……若し、我々が最近引きつゞいて起つた「爆發」の危険を除かうと思へば、何を措いても先づ第一に我等のブリズンに相應な生活の必須條件を確立してやらなければならぬのである。

受刑者が刑に服してゐる間は、彼等の元氣を失はしめないやう、自尊心を維持せしめるばかりでなく之を刺激し、而して釋放後社會に立つて行かれるやう、あらゆる努力が盡くされなければならぬ。これがためには、職業を有つてゐないものには、世の中へ出て生計を立て、行けるやうに何か職業を教へてやらなければならぬ。終りに臨んで、カーチウエー博士は、

「何はさてをき、ブリズンは受刑者の自尊心を奪つてはならないのである。社會人としての責任觀念は是非共養はなければならぬ。公民として知らなければならぬ要道は是非訓練して之に慣れしめなければならぬ。罪を犯した以上、ブリズンに生活しなければならぬのは勿論であるが、彼等が心中に希望を抱いてブリズンを去る様にしてやらなければならぬ。」と曰つてゐる。

Literary Digest, May 10, 1930

犯罪人の精神病學的研究

——菊地醫學士著「犯罪と被告人」を讀む——

尾後貫莊太郎

犯罪は單一なる原因に歸因するものではなく、それは極めて複雑なる原因を有するものである。しかもその原因力の結合の狀態は各個の事件に依りおのづから各々差異のあることであらう。さうして犯罪人を研究するに當つては、犯罪人その人とその犯罪人の環境とを必ず相關係せしめ又相互に織り込ましめ、さうしてその總計したる所のものを全き一體として觀察しなければならぬのである。その何れの部分も之を切り離したり別々に觀たりしてはならないのである。その犯罪人に於ける生物學的、心理學的、社會學的、經濟學的及び病理學的の凡ての要素は之を全部として一と纏めにした上に考へなければならぬのである。何故ならば行爲なるものは、常に、各個人と、その個人の社會的、身體的、精神的並に過去現在の環境との間に存する原因力の相互作用の結果に外ならないからである。それ故に、犯罪人の犯罪行爲を理解し且つ處理方法の基礎を形成する

爲めに、先づ、われわれは犯罪人に對する社會的環境の調査の外に、その身體的並に精神的の調査を怠つてはならないと謂ふことになるのである。

二

犯罪人の精神生活は、甚だ重要な考慮に値する問題である。外界の事情、例へば貧困とか不良なる環境とか云ふものを以て人間の惡行を説明し得るものではない。同様の環境と雖も、一つは各個人間の先天的異質と又一つは精神聯合及び精神機構を形成する經驗上の差異との爲めに、人に依つて何れも非常に異りたる影響を受けるものである。又、人間の惡行なるものを生理學上並に解剖學上の言葉に依つてのみ説明しようとしても出来るものではなく、又それを犯罪人は生物學上の異常者であるとか、醫學上特別の型類に屬する者であるとか、遺傳學的產物であるとか、墮落の標本であるとか云ふ様な理論を以てしても説明の出来るものではないのである。個人の性質や犯

罪の原因力を知らうとすることは、そんなに簡単なものではない。又簡単にすることは出来ない筈のものである。単純なる分類方法に依據して個人鑑別を爲さんとするが如きは極めて不確實であるのみならず及危険なるものである。數字に現はれたる智識上の結果を主として行ふ所の心理學的検査方法は、未だ以て犯罪の原因力を悉く説明し盡すことは出来ないものである。犯罪の原因力に於ける主要なる要素は、實に知的のものよりも寧ろ情動的のものである。

犯罪の原因力の探究方法として、犯罪人の環境並に身体上の評價を爲し、又知的の考査を行ふことの有價値なることは固より云ふまでもないことではあるが、併し夫れ等の方法は多くの場合に於ては、唯、部分的且間接的たるに過ぎない。これらの形而下的研究は、個人が何故に犯罪人となつたかと云ふ頭末に就ては、何等われわれに語る所がないのである。われわれは、犯罪人の觀念生活——情緒、人格及び社會的經驗の相互作用——を通じて、犯罪の全豹を直接に探求し、以て犯罪人を全部的に研究しなければならぬのである。心理學者並に精神病學者は、犯罪人に就て知り得たる凡ての事實を結び合はせる役目を有つものである。われわれは反社會的行動の原因たる、精神的、先天的、人格的、環境的其他凡ゆる種類の要素に就て考察を加へなければならぬのである。所謂「精神病學的探究方法」(psychiatric approach)と稱せらるるものが即ち之れである。この方法こそ、われわれをして各個の犯罪人をよりよく理解し、彼

が何故にかくかくの行動に出づるかを知らしむる所の、確乎明白なる智識の探索方法に外ならないのである。それ故にわたくしは精神病學上の社會事業家の活動に俟たなければ、犯罪人に對する妥當適正なる處理方法の生れる筈はないと謂ふことが出来るかと考へるのである。

三

菊地醫學士の著「犯罪と被告人」は病的犯罪と異常被告人とに對する精神病學的考査をまとめられたものではあるが、病的ならざる犯罪はなく又異常ならざる被告人はないと云ふ意味に於て學士のこの研究はわれわれに多大のインストラクションを與ふるものであると考へらる。收むる所は第一篇酩酊と責任能力、第二篇犯罪否認と勾禁現象、第三篇心神喪失であるが、その何れもが現行法制の下に於ける犯罪人處理上常にわれわれの頭をなやます問題たる點に於て、犯罪人處理の任に當る者の必讀に値する研究たるを失はぬことと信ずる。以下に於てわたくしは學士の所説の若干について検討を試みたいと思ふのである。

飲酒と犯罪とは多くの關係を有つものである。酩酊時の犯罪に對して責任能力を如何に決定すべきかの問題は、實際われわれの屢々逢着するところである。被告人が犯時眞に意識障礙のあつたとが判明したとしても、それが普通酩酊なりや病的酩酊なりやは専門家の判定に俟たなければならぬ事項である。さうして學士は酩酊の責任能力を論ずるに當り次の如く主張せら

る。「蓋し病的酩酊であれば明かにその人の身体並に精神に平素缺陷あるが爲めに起るので、アルコールの直接作用でないのであるから必ず無責任者とすべきものであるが、普通重症酩酊の際に於ける意識障礙はアルコールの直接作用によりて起り、しかも多くはその飲用したる酒の量に正比例するものである。精神障礙そのものは、明かに他の精神病者の異常に匹敵して、その爲めに無責任者と同一ではあるが、酩酊は元來被告自身過度に飲酒した爲めに精神上の異常を來すのであるから、酩酊を來すを知りつゝ多量に飲酒したるが爲めに犯罪を爲した責任は免がれないものと思ふ」(六三—六四頁)と。學士は科學者の立場より *actus libera in causa* の問題に積極的な解説を與へてゐるのである。又曰く「金の無いのは貧乏には違ひないが贅澤三昧や放蕩の限りを盡し、しかも金がないから俺は貧乏だといふも、誰が之を肯んじよう」(三八三頁)と。生理的作用に屬する病的變化と身体的精神的缺陷に歸因する障礙とは、之を明かに區別して考へなければならぬものであらう。さうして若しも酒癖矯正と云ふが如き保安處分(刑法改正豫備草案策九十八條)が認めらるるやうになるならば、わが國に於ても飲酒するによる犯罪に對する善後處置に格段の進歩を示すことになり、從つて學士の「精神低格者、低能者及び無教育者の高度の酩酊に因る犯罪に對する責任は之を減免すべきであつて、これらの人々に對しては寧ろ保護處分に依つて飲酒癖を矯正しなければならぬと思ふ。而してその處分期間は寧ろ相當長きを至

當とするもので、二年以上五年の禁酒生活を強要することを主張する」(六七頁)と云はるる所に幾分でも副ふことが出来ることになるであらう。わたくしは社會防衛主義の上に光明と力とを益々多く與へんが爲めに、犯罪人に對する科學的研究、實證的調査の必要を愈々強く感ずるものである。

次に學士は被告人の否認を取扱つて居らる。實際に於て、被告人の否認が正當なりや否やの判斷は場合によつては極めて困難なるものがあるのである。われわれはその判斷を爲すに當つては、先づその否認が如何なる心理に於て行はるるやを考慮しなければならぬ。即ち、その否認を爲すところの被告人の精神狀態が病的なりや否やを知らなければならぬのである。殊に、その病的狀態が勾禁性精神障礙に因つて惹起する場合のあることに注意を拂はなければならぬのである。學士は云はれる。「勾禁に因る精神異常は如何なる原因によつて起るかといふ、生活の變化のためと、本人の生來性の變質的素因とによるもので、概して云へば、内因的關係と外因的關係とによるといふことが出来る」(一六七頁)と。さうして外因的關係として指示せらるるところは「從來の生活と異なる周圍の狀態が續くと、例へば、運動不足であるとか、日光射入の不十分、空氣の流通の不良、食慾不振といふやうなことに加へて、孤獨の寂しみ、自己の犯罪に對する慚愧、悔恨の情、妻子その他家族に對する愛慾の情の熾烈なること等による懊惱、悲嘆の結果、不眠症を起すとか、頭痛、眩暈などの神經症狀を發して不安感情に驅ら

れるなどの、精神的原因が支配するために起る(一六七頁)と云ふのである。さうして學士は更にウィルマン氏の説く所を擧げてゐる。曰く「犯罪者が入監後かくの如き原因によつて、不眠苦悶、疑惑、自殺企圖、刺激性感情轉換、考慮滯滞、意志薄弱、持続的眩暈、頭痛、ヒステリー發作等を來して、勾禁前には曾つてない種々の症狀が起つたことがある(一六七頁)とし又「主として自分の身体を顧慮し、常に細心の注意を拂ひ、精神的不安の念の強い人間は、ヒコボンデリー様の症狀を起し、又在監生活の單調に感傷する如き人は、まづ記憶の減退を來し、犯罪者が生來空想家であつて眞實性に乏しい様な人間は、反つて外界の刺激によつて抑制されることのないために、勝手に自己の空想を誇張して、少しも反省することなく、空想内容を訂正熟慮することが出来ないから、恣に空想を増長逞うして、遂には判斷能力を失ひ、寧ろ正しきものと考へて、妄想形成の基地を作るのに至るものである(一六八頁)」と説いてゐるのである。われわれは、これらの説明によつて犯罪否認の心理を知り、さうしてその否認の價值を知り、やがてその被告人の責任の判定を爲すことを得ると共に、被告人のみならず一般受刑者に對する拘禁上の施設に相當の考慮をめぐらさなければならぬ所以を知るのである。

とまれ、誠意と愛と理解との名に於て犯罪人に對する妥當適正なる處理方法を講じ、執行せんとするわれわれは、その態度

に於て飽く迄も科學的でないならぬ。就中、犯罪人に對する精神病學的研究は處理方法の上に重要な影響を投げかけるものであることを忘れてはならない。刑事上の諸々の施設が刑事政策的に、更に尙社會政策的にその仕事を擴充して行かんがためには、さうしてわれわれが又完全に social case work を行はんがためには、犯罪人の「人」としての研究、即ち菊地學士の「尊さ」をもつ「人間」そのものの研究、言葉を換へて云へば犯罪人の精神生活の研究こそ必須不可欠なるものとなつてくるのである。新しき對犯罪人策の目標とする所の社會的正義 (Justice sociale) はかくしてこそ期待し得らるのである。それ故にわたくしは、菊地學士の勞作に對し、惜しみなく感謝の意を表するものである。



歐米視察談

(中)

大審院檢事
法學博士

林 賴三郎

いろいろ事柄はありますが、先づ大きな事柄ではケマルバシヤが政權をとつて直ぐに首府をコンスタンチノーブルからオズゴラに移した。それから風俗を改め、言葉を改めた、これは實に見方によつては亂暴極まるわけ、トルコの風俗といへば鏝のない筒のやうなシヤツで、上に房の下つてを、よく繪に書いてある、あれを男はかぶつてを、女はベールで顔を覆うてを、それがトルコの從來の風俗であります。ヨウロッパに行く中にアフリカのカイロなどに參つたが此處にはさういふ風俗をした者が大分ある、兵隊などもあのトルコ帽をかぶつてをる者が多い、あそこは一旦トルコの領土になつてをったので、さういふ風俗が遺つてをるものと見える。

ところが本國のトルコに行つて見ると、トルコ帽をかぶつてゐる者は一人もない、女でもベールをかけてをる者は一人もない、これはケマルバシヤが政治を行ふについては斷然さういふ風俗を改むるやうに命令した、それで今トルコはヨロッパ大陸の外の國と大体風俗が違はない、昔のトルコらしい感じがしない。それから言葉などがトルコ文字といふのは書きにくい、あれは切島賊のやうな妙な字です、あれでは非常に不便であつて、文化の進歩に適應しないといふので皆ローマ字に改めた、それだから市中などを歩きますと看板にトルコ文字は多く使つてない、皆ローマ字だ、ローマ字と一緒にトルコ文字を使つてをるものもあるが、トルコ文字だけを使ふのは絶対に許さ

ぬ、併せて使つてもトルコ文字を使つた文には罰金を取るといふやり方をしてをる。一面に於てはローマ字の教育をして、老若男女を問はず必ずローマ字の教育を受けなければならぬ、學校の先生とか辯護士とかいふやうなローマ字を解する者は皆先生に見出されて、おちいさんでもおばあさんでも事務員でも女中でも皆一定のローマ字の練習を受ける、それに反すれば罰するといふやうな制裁を受ける。さういふことが宜いかどうかといふことは別問題、われわれが向ふの事情を充分知らずに是非を論ずるわけに行かない。たゞ併しながら一國の首府を移すといふこと一つでも非常な問題です、日本で考へてもさうです、東京を外に移すといふことを考へて見ると、これ一つでも命懸の問題、その外に何百年來の風俗を改めるといふことは非常な問題だらうと思ふ。それから國語を改める、これも非常な問題、この一つだけを斷行するのでも先づ命を差出してやらなければならぬこと、それに三つを併せてやつてを

る、非常な勇氣である。それですからその他の法律、政治の改革といふものは著しいもの、たゞ政權をとつてまだ數年で、それから充分には行つてをらぬでありませうが着々としてやつてをる。

裁判制度でも控訴審といふやうなものは廢してしまつた、第一審から上審です、さうして陪審はない、二審級制度といふものは恐らく多くないだらうと思ふ、さういふやうな制度上の大改革をやつてをる。行刑方面などは相當注意はしてをること、思ひますが、先程申した通り行刑方面のことは分らぬ、これは外の大問題が多いので後廻しになつてをるのではないかと思ひます。兎に角素晴らしい勢ひ、この点は私は非常に感心をした。しかし裁判所の建物は汚ない、王様の時代にさういふ点にはまるで力が入つてをらぬ、市街を見ても堂々たる建物ですが、壁が落ちてをるとか、煉瓦の隅が欠けてをるとか、往來でも舗装はしてあるけれども、手入が行届いてをらぬ、これは王様の時代に額廢したので、今復興

するために努力をしてをる。裁判所などは建物は可成り大きいけれども、中の手入が不充分、御承知の方があつた、前の、前に芝に東京區裁判所があつて、随分ひどい建物であつた、それに髣髴たるものであります、それを今改築し、その他諸般の設備をする腹案があるといふことを聽いて來ましたが、兎に角一旦王が國を亂して、さうしてその後革命が起つて、今眞剣で、目覺しい勢で國力の回復を圖つてをる、その点には非常に感心をした。

それからギリシャ、イタリーの方をずつと廻つて參りましたが、ギリシャなども割合に監獄は良い。あそこは皆見せて呉れました。しかし大して特徴はない、特徴といへばあそこは暑い國ですから、監獄内で一時から三時までは囚人に晝寢をさせる。その時間に私は參つたのであります、皆監房の中で寢てをる、これは好い感じでないが、非常に暑い所ですから已むを得ないのであります。その外別に特に注意を惹く事柄はありませんで

したが、思つたよりは進んでをるのであります。

それからイタリーの方へ參りました、イタリーは例のムソリーニがあつた、政治をしてをる、あそこに參りまして、今まで書物で見たり、旅行者から聞いたこと、は最近に於て著しい變りのあることを見まして、非常に深く感じたことである。丁度トルコからギリシャを経てイタリーに參ります時に、船でイタリー人と一緒になつた。皆あゝいふ旅行中は退屈でもありますし、直ぐに熱意になつていろ／＼話をする。だん／＼話をして見ると、そのイタリー人は四十位の人でありましたが、實は子供の時にイタリーを出て今度何十年振りで國へ歸る。それといふのはどうも自分の國はちよつと御考へになると非常に悪い國で、泥棒は多いし、詐欺は盛んに行はれるし、衛生設備が悪くて、病氣が非常にある、自分の國の惡口をいふのではないが、とても仕様がな所である、ところが近來聞いて見ると、すべてさういふ点がよくなつて、

病氣などは心配がない、それから泥棒とか詐欺とかいふやうなものもさう心配するやうなことはないといふことを國の人から頻りに言つて寄越す、それで一つどんな模様か見たいと思つて歸るのだといふことを申してをりました。イタリーといふ國は泥棒や詐欺が多いので、うつかりすると被害にかゝる、停車場を降りても乞食や何かをうて、うるさい所だといふことを皆云うてをりました、それからマラリアなども非常に流行つて、余程注意しなければならぬといふことで私も豫防の藥を持つて余程注意をして行つたが、行つて見るといふと實は意外なもので、汽車の中でもよく行届いてゐる。泥棒とか詐欺とかいふ者の心配はない。警察機關が非常に整つてをりますし、而も國の警察と自治体の警察、黒シャツ黨の警察と三種に警察機關がある。汽車に乗つてをりましても、さういふ人が來て、いろ／＼世話をして呉れるといふ有様であります。尤も私などは唯一個人として參つたのでなく、一國代表といふ肩書が

あつたものですから、余計に世話をして呉れたのでありませうが、實に意外であつた。それから停車場を下りて見ると乞食などはまるで影もない、警察官が配置されて居りますから極めて安全。それから病氣のことを聞いて見ると、今はちつとも心配ないといふことをいつてをりました。それで折角持つて行つた藥などは全く使はずに濟んだといふやうなことでありました。これは全くムソリーニの政治の結果で、えらい勢ひで改革をやつてをる。随分壓制なやり方で、これが善いか悪いかは問題であります。しかしイタリーの政治は以前腐敗してをりましたから少し藥を強めてやつてをるのであります。うが、實に命がけにやつてをる、度々危難に遭遇したといふことは御承知の通り。議會などにも行つて見ましたが、外の國とは違つて一大壯觀です、何といひますか、總て満場一致です。反對黨がない、反對黨があれば皆縛るなり放逐するなり、今は殆ど影をかくしてをる。反對黨の新聞もない。皆與黨の新聞のみ。議

會に行つて見るとムソリーニが眞中の椅子にをつて、六つ七つの大臣を兼ねて、非常に大きな椅子に頌張つてをる。あすこの司法大臣のロツコーといふ人は非常に學問があつて、非常に俊才です、兄弟ともよく出来る。ロツコーといふ兄さんが司法大臣で、その弟は刑法の教授でヘーリーといふ人で、刑法の講座をもつてをる。そのロツコーと云ふ人が非常に學問もあり知慧もあるものですから、これが知慧でムソリーニを助けてをる。ロツコーといふ人はさういふ人で、非常に手輕な人でして、私はこの司法大臣に會ふ時に、初め法料大學に行きまして、法料大學長にあつて、大學を見て、それから司法大臣に會ひたいといふと、それは私の友人だから紹介狀を書いて上げようといふので、その紹介狀は秘書官宛になつてをる。それで私は司法省に行つて、秘書官の所に出すと、取次の方が行くとすぐに私の紹介狀を手を持ちながら出て來た人がある。こちらへといふがらついて行つた、大變廣い部屋で、いろい

る話をしていると、なかなか法律のことなどに精しい、今立法事業が澤山ある、法律の改正を澤山やつてをる、さういふ話に非常に精しい、さうして書類などもすつかり出して見せてくれる、一部分は貰つて來ましたが、何しろ非常に話が精しい。私は秘書官だと思つて話をしてをった、それが非常に長くなつてしまつて、大臣に會はしてくれさうなものだのに、その人ばかり話をして、大臣は出て來ない。大臣室は外の室だと思つてをった。そこで私は余り話が長いから、「實は大變御話を下すつて有難いが、大臣にお目にかゝりたい」と云ふと、「いや私が大臣だ」かういふので實は驚いた。日本の事もよく知つてをる、實に私は敬服した。實に氣輕であつて親切、これがムソリーニと二人で政治をしてをる人である。私はその後で議會に行つた。議會は多く夜やる、さうするとムソリーニが眞中にをつて、今のロツコーといふ人がちやんとその隣にをる。それで誰か演説するといふと満場拍手、大臣まで拍手を

する、大臣も議員も皆拍手をする、拍手をしない人はない。それなら演説をせぬでも宜いわけだが、演説を盛にやる、私は「満場一致ですべてやるならば、演説などをやる必要はないぢやないか」といふと「それがさうは行かぬ、新聞に書かせる、新聞で誰々が演説をして、かういふ案はかういふよいものだ、それで満場舉つて賛成したといふことを新聞に書かせなければならぬ」、あすこの新聞は政府のよいことばかり書く。今度かういふ政策を行つた、この政策の結果はかういふよい事があるといふやうなことで、悪いことは決して書かぬ。それで國民の多數といふものは直接自分の關係のことは別ですが、さうでないことは大概新聞を見て知識を得てをるのですから、新聞を見るとムソリーニのよい事ばかり書いてある。そこで今では大多數これに感心してしまつてをる。これは外の國に行つては全く見られぬ氣分です。さうしてだん／＼話を聴いて、一番面白く感じて、今でも頭に殘つてをるのは

ムソリーニの人口増殖政策といふ積極政策、日本では人口が殖え過ぎるといふので産兒制限とかいふやうな論もあるやうですが、イタリーは日本と大して面積も違はず、土地が矢張り日本のやうな山の多い所で、自給自足の困難な所ですが、今大休人口が四千万人、これを六千万に殖やさうといふのが彼の主義で、兎に角これから列國と競争して國際的地位を保つて行くには何で行くか、これから戦争で領地を擴げるわけには行かない、イタリーから天然資源が急に殖えるといふことはない、天然資源は充分でないし、領地は狭い、このまゝで行けば敗れてしまふ、イギリスやアメリカと競争すれば敗れてしまふ、打勝つには何であるかといふと、人間の力で行くより仕方がない、それには先づ人間を殖やさなければならぬ、四千万の人間を六千万に殖やせば、その人間が何處にでも發展するに違ひない、大ざつばな論はさういふ所らしい。兎に角人口増殖政策で、人口増殖のためにい／＼な政策をとつてをること

が著しい。これはちよつと外の國にはない、その中で今記憶して面白い事柄はあつては獨身税といふものを取る、獨身税といふのは一定の年齢に達して獨身でをる者に税を課する、男は三十才、女は二十五才——一体ヨーロッパでは、日本もだん／＼さういふ傾向があります、結婚年齢が次第に高まつて來てをる、いろいろ社會上の關係が多いであります、殊にヨーロッパでは大体女が威張つてをる、それで結婚しては男がやり切れないといふ事情がある、向ふの男はさう云つてをる、それで結婚といふことを容易にしない、結婚するといふと女のいふことをき、始終女の御伴をして芝居に行くなり方々引張り廻される、それで何處の國でも結婚年齢が高まつて行く、これでは繁昌しないわけ、それでムソリーニは獨身税を課してをる。獨身税を課せられるけれども結婚年齢は下つて來ない。税を出しても一人の方がよいといふわけですが、それでも幾分か殖えるし、一面に於ては税が徴れる。又一面に於て

は幾分か結婚年齢が低まつて、さうして子供が多く出來るといふことになる。これは非常に好い政策だといつて賞めてゐる人があつた、それが一つと、それから今一つは子供の多い人に政府が補助を與へる、双兒を生むとか、何人以上の子供を持つとかいふ者には政府が補助金を與へる。これは矢張り人口増殖政策から來てをるのであるが、社會政策としても宜いことだらうと思ふ。それから今一つ面白いのは、何といひますが、人を三つの階級に分けてをる、子供のある人、配偶者のある人、獨身の者、斯う三階級に分けてゐる。それで官吏に採用するといふやうな場合は、その子供のいる者、配偶者のある者、獨身の者、斯う三つの順序で候補者となる、同じやうな學力なり同じやうな才能を有つてゐる者であるといふ場合、つまり條件が同じ時には先づ子供のある者を採用する、その次は配偶者のある者、あとは獨身者である。是は規則が出来てをつて、役人に採用するにはさう云ふことにする、類したことは外の

國にもある。イギリスでは兵役についたものは官吏に優先的に採用する、併し子供のある者を優先的に採用するのはイタリーののみ。而して裁判所に行つてだん／＼事件の模様などを聞いて見ると、墮胎、これが非常に嚴罰——尤も墮胎の嚴罰はイタリーのみではありません、外の國でも相當嚴重にやつてをる。イギリスなどでも非常に嚴重にやつてをる。どうも近來生活難の關係があり、享樂主義にかぶれてをる結果として墮胎などが相當に行はれる、その弊を防ぐために嚴罰するといふことは外の國にもあります。イタリーは人口増殖政策の下に少くも今申した三つを併せて行ひ、しかも墮胎には嚴罰主義が行はれる。その外にも人口増殖のためにやつてをることがあるかも知れませんが、私が行つて氣付いたのはそんなことである。隨分之も思ひ切つたやり方であると思ふ。それが善いか悪いかといふことは問題で、今の人口でも自給自足が困難なわけですから、この上殖やしてどうなるだらうかといふことを心配

してをる人も内にある。けれどもムソリニは斷乎として固い信念の下にこれをやつてをる。實に素晴らしい勢ひであります。

それから裁判所、刑務所も相當よく見たのですが、裁判所なども思ったよりは立派なものでありました。これ等は御話すると長くなりますから略しますが、刑務所に行きまして非常に面白いと思つた事柄が今でも頭にあるのですが、刑務所で囚人に酒を飲ませる、これはどうも外の國ではない。殊に妙なのは酒は收容された即日からでも飯ませる、煙草は一ヶ年以上收容されて好成績の者でなければ與へない、菓子も絶対に與へないといふ、これは實に意外なことでありまして。尤も酒は制限があります。一リットルの四分の一でなければ與へないといふことであります。これ等もどういふ事情であるか、酒は健康の爲に必要であるといふ見解らしい、煙草は慰安的に相當に與へてもよい、菓子の如きものは絶対に必要がないといふことらしい。これは善い

悪い問題だらうと思ふ。刑務所の中で酒を飲ませたり煙草を喫はせるといふことだけでも余程考へ物です。しかし煙草は外の國でも随分飲ませてゐる國がある、殊に階級制度をとつて、上級の者には喫ませてゐる所がある、それから作業の種類によつて喫ませる所がある。イギリスなどでも良い者には煙草は一年以上たつた者に喫ませる。アメリカなどでも職業によつては煙草を喫ませる。煙草を咬へ煙管で作業をやつてをる所があるらしい。併し酒を飲ませる所は外にはない。菓子などはたべさせる所が多い。これはどういふものであるか、行刑局の方などは御研究であると思ひますが、面白いことだと今でも常に頭にある事柄です。尤も菓子といふものはあすこはどうかいふわけでありまして、菓子屋に制限がある、日本では無制限であります、イタリイは菓子屋の店を開くには免許が要るといふことであります。氣候の關係その他何か特別の事情があるかどうか知りませんが、兎に角今代議制度であります

れども壓制でありまして、いろ／＼法律でやかましくしたり、強制命令で禁止したりしてをる。酒屋などは外の國でも随分やかましく制限してをる、酒を飲む時を制限したり、酒を賣る時を制限したり、特別の免許をやつたりして、スカンヂネビヤあたりでも随分制限がある。それからイタリイは公娼制度で、ヨーロッパで公娼制度はイタリイだけでないかと思ふ。あそこには日本と同じやうに女郎屋がある、しかしだん／＼禁止する方針で、新しく店を作るとは許さぬ、だんだん撲滅する方針でやつてをる。



犯罪防壓と社會事業

矢嶋 定男

内 容

- 一 はしがき
- 二 社會事業の全般的觀察
- 三 救護事業の施設 (以上本號)
- 四 醫療保護とその狀態
- 五 兒童保護事業
- 六 感化事業
- 七 經濟上の保護事業 (住宅問題、各種の副利施設)
- 八 失業保護事業 (職業紹介、失業救済)
- 九 社會教化事業
- 十 矯風事業
- 十一 司法保護事業
- 十二 結 語

一 はしがき

犯罪の發生が内的すなはち個人的及び外界的すなはち社會的環境の如何に原因するものであることは、一般に學者の認むるところである。ゆえに、社會から犯罪を撲滅し、以てわれわれの社會に共存

共榮の實を擧げんには、まづ以てこの二つの原因を取り除かなければならない。惟ふに、時の古今を問はず、洋の東西を分たず、犯罪に對し刑罰を以て臨む所以のものは、社會から犯罪を撲滅せんとする目的に外ならぬのである。

いまや、刑事學者は刑事政策の研究を怠らず、新たな行刑の思想は世に認められ、刑務所に於ける犯罪人の感化還善の仕事も亦顯著なる成績を擧げつゝあるとは論を俟たない所であつて、われわれはもとより之を喜ぶものである。だが、しかし、われわれは、刑罰の執行がいかによろしきを得ても、これによつて犯罪人を悉く感化還善せしむることができたとし、ても、犯罪防壓の全部を盡したとして満足するとは出来ない。けれど、それはたゞ犯罪の内的原因を取り除き得たに過ぎないものだからである。こゝに、われわれは、さらに犯罪の外界的原因を取り除くべき大きな仕事に取り残されてゐることを意識せずにはゐられないのである。社會に經濟的不遇の階級が増加すれば、統計上よりみても明かである。最近、頻々として起る「狂亂せる妻女の慘劇」や「亭主の狂亂による一家慘殺」といふものは、世の不景氣の深刻さがかれらの生活をかうした結果に導いたものであつ

て、いはゆる社會的環境——外界の原因——の生むだ犯罪だとさへいはれてゐる。實に、不幸と困窮とは犯罪の源泉を爲すものである。かく考ふるならば、犯罪防歴の眞の目的を達しようとするためには、ひとり行刑による犯罪人の改化遷善にのみ頼るを許さず、これと併せて犯罪の外界的原因を取り除くべき社會的措施を施さなければならぬ。

そこでその意味からわたくしは、わがくに於ける社會事業の施設を概観してみようとするのである。

二 社會事業の全般的觀察

世に背ける者、不幸なる人々を救助又は擁護すべく、幾多の施設があることは、要するに社會の共存共榮を圖るために外ならないのである。社會に害毒を流す不良少年や少女を感化教育して、その非社會性を矯正するために感化院、矯正院等の感化事業があるのもそれである。父母その他扶養者なき憐れむべき孤兒のために育兒事業がある。又老ひて養ふ者

もない老人のためには養老事業がある。働きたいと思つても幼兒があつて足手纏ひとなるもの、ためには保育事業があり、疾病に罹つても貧困のために醫藥を受けることのできない者のためには施療の事業がある。働くに職なき者のために職業紹介所又は授産の事業、宿泊するにその資なき者のために無料宿泊所又は安價宿泊所、人生行路の悩みある者のために人事相談所、放たれて職もなく寄るべき者の爲にはゆる司法保護事業がある。又、幾多の脅威を受け身の措置に苦しむ婦人のために婦人救護事業、其他、貧兒教育、盲啞教育、異常兒保護等いろいろの社會事業が存するのである。

けれども、これらは消極的の救済救助に傾くものに過ぎないのであつて、さらに進んで積極的に或る種の行動を爲すものがあるのである。たとへば公設市場を設置して日用品を安價に提供するやうにし、住宅組合の設置によつて小住宅の提供を圖り、各組合の救助救済のために共済組合を設置し、社會教化のために融和

事業、隣保事業、矯風事業、労働者教育等種々なる施設がある。

今日、わがくにの社會事業はすべて未發達の狀態に在るといはれてゐる。すなはちたゞ、形式的に形體のみ徒らに整つてゐるに過ぎない憾があるといふのである。これは、國家の財政が豊かでないのと、一般人の共存共榮に關する理解が乏しいのとは基因するものであらう。今日わが國民性は、道徳心と宗教心がかなり缺乏してゐる傾があり、したがつてすべてのことが自己本位であり、たとへ自己の生活については非常の贅澤をしてゐながら社會公共の事業には殆んど顧みないといふ弊があるやうにもみられるのである。祭禮の餘興、佛事の振舞、村の日待、婚禮の儀式、或は葬祭などと、身分不相應の消費を爲すのみでなく、富豪はこれを盛にするを誇りとしてゐる者さへ少くない。それにも拘らず前記の各種社會事業に對しては、殆んどその理解が無く、これらの事業に對しては一錢の寄附だも憚るといふやうなことがあるの

である。社會事業の不振も亦こゝに因してゐるのかもしれない。

又、一方には、この慈善事業の美名を賣物にして、世を欺き自己の生活をこれによつて支へる者がある。たとへば、孤兒院から孤兒を借りて孤兒行商を行ふ者もあれば、木賃宿等に於て同宿者からその子供を借り或は貰子してこれを孤兒に仕立て、行商をさせるが如きもそれである。旗兵を装うて白衣大黒巾を身に纏ひ胸に赤十字の徽章に似たものをつけ、賣藥を携帶して戸毎に賣り歩く偽旗兵の如きもそれである。殊に、貧民を装ひ施療を受けるために襪襪着物を身につけ慈善病院の附近を歩き廻り施療院を欺く者もあれば、かゝる着物を貸して渡世する者さへも存在するのである。

しかしながら、世にはこれらの救済を受けなければ生きて行かれないにも拘らずその救済を受くる道を知らずして遂に罪の淵に陥る者が少なくないのである。

三 救護事業の施設

一 貧民救護

わがくにの古い時代では、慈善事業を貧困者に對する施與といつて、單一な形に於て行はれたものであつた。しかし、これがために濫施といふ弊害もあり、殊に、この施與を受くるを業とする者さへあつた。そのために人をして怠惰心を起さしめ、依頼心を助長する虞れもあつた。

現にわがくにに行はれてゐる救貧制度は、明治七年太政官達で「獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ケ年米一石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ」「獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割ヲ以テ給與スヘシ」といふ、五十餘年前のものである。その被救護條件として、必らず獨身であること、支給額が極少輕微であることは注目すべきことである。ために、七千萬同胞の救恤費があつたに一ヶ年四十萬圓であつて、これは今日の時代に適合しないものであらう。もとより、外國に見るが如き養老年

金の制度或は失業療疾に對する保險制度を、たゞちにわがくにが實行することは困難であるかもしれない。

しかしながら、現代の如く生存競争の激甚なる時代に於ては、右の如き貧民救護の制度ではその要求に應じ難いことは明かである。かくて昭和四年、議會を通したのが社會局立案の救護法である。

これによれば、年額一千二百七十六萬圓（國庫、地方府支出合算）の費用を要するけれども不遇な老幼疾病不具者十六萬人といふものは救はれることになるのである。その被救護者として列擧された者は

- (一) 六十五歳以上の老衰者
- (二) 十四歳以下の幼者にして義務教育を終了せざる者
- (三) 不具、療疾、疾病、傷痍その他精神又は身體の障害により労働すること能はざる者
- (四) 妊産婦

の四種類である。その救護機關は市町村などを原則として、時に府縣に於ても行

ひ、國庫は幾分これに補助を爲すことになつてゐる。救護の種類は、生活扶助、醫療、助産、生業扶助の四項を掲げてゐる。その方法は被救護者の居室において行はれるのが原則である。

しかしながら、この救護法は、昭和四年十月から實施される豫定であつたが政府の財政緊縮方針の影響を受けて、今なほこれが遅延されてゐることは、まことに遺憾といふの外はない。

二 罹災救助

罹災救助に關する制度は、わがくに於て最も古くから發達し、すでに大化の改新の頃から備荒貯蓄の制があり、相當の發達をみたのであつた。これは、要するに、わがくには天災地變の災厄が多い國である結果かとも思はれるのである。

この備荒貯蓄の制度は、明治三十三年に制定された罹災救助基金法によつて一新されるに至つた。これによれば、道府縣は、沖繩縣の二十萬圓、北海道の百萬圓を例外として、いづれも五十萬圓の罹災救助金を蓄積し、道府縣の全部又は一部に互る非常災害又は多數人同一災害に

罹つた場合にこれを以て救助することゝなつてゐるのである。たとへば、大震災、大火、暴風、洪水の場合にその救護のために支出してゐるが如きである。

三 北海道土人救護

北海道土人は、現在なほ一萬五千人からあるといはれてゐる。この土人を保護する目的を以て、農事に従事する者に對して一萬五千坪以内の土地を無償で交付する外、貧困者に對しては農具、種子を給し、傷病又は疾病に罹つた者で自費治療の途なき場合はこれを救護し、自活することのできない者に對しては救助費を與へることとなつてゐるのである。

四 軍事保護

軍事保護に關する法則として存在するものは軍事救護法と療兵院法の二がある。

(一) 軍事救護法

これは大正六年七月二十日法律第一號を以て公布されたものである。これによれば、公務に基因して不具癩疾となつた下士、兵卒ならびに現役兵及應

(二) 療兵院法

これは明治三十九年に制定されたものである。今日では、東京市外巢鴨町に國立の療兵院が一ヶ所設けられてあ

日本海々戰紀念日に際して

高田英龍

五月二十七日朝出勤するや玄關右手の廣庭に谷内所長殿、點檢官藤下看守長指揮官となり出勤の看守の點檢を終り、續いて行刑歌を高らかに合唱し、何となく規律の嚴肅、然も平和の風が漲つて居つた。不圖玄關前の掲示板を見ると日本海々戰紀念日に際し武道を獎勵す。審判員折原先生。川和二段選手、云々飛込中學生徒數名とあり、自分は思はず二十五年前

の今日東郷大將閣下が我聯合艦隊を指揮し、三十數隻の多數より成るロゼストウエンスキーの引きゐるバルチック艦隊を殲滅し、世界を驚愕せしめ我國をして今日の隆盛をあらしめたる事を廻想し感慨無量喜びと感謝に胸を打たれたのである。我同胞の七百四十名の死傷の花々しき忠魂の犠牲により、我々國民の安幸を得

召中の下士、兵卒の家族、又は公務のために死亡した者の遺族にして生活すること能はざる者に對し救助が爲されるのである。救済人員は、年々三萬人内外を通例とし、給與額は、一人一日十五錢、一家族總額六十錢の限度である。けれども、物價騰貴のため勅令所定の給與額では到底生計を維持することができない者に對しては、内務大臣の許可を得て、一人一日給與額東京の六十錢を最高とし、それ／＼増額することができることになつてゐる。

救助の種類は、現金給與が大部分を占め、醫療救護がこれに次ぎ、生業扶助、現品給與に至つては殆んど稀の狀態である。こゝにわれわれの注目しなければならぬことは、この軍事救護法による救護種類が一般の救護法に比して僅少でありしかも、その救護は一般貧困者の救護に比しさらにこれを低下せしむるの理由がなく、ために、その救護種類をこの法律第六條に「助産」の一項を加へ、これが施行令においては、現金給與の額十五錢

るに過ぎない。これの救護資格は、職團又はこれに準ずべき公務により傷病を受けたる者及び公務のため傷病を受け若くは疾病に罹り不具癩疾となつた者で救護を要する者に限られて居る。

(未完)

たる事を思へば其の忠精の勇ましき崇敬の念にからるゝのみであつた。此の尊き日に當り武道の獎勵百大和魂の養成宜なる哉と感ぜられた。

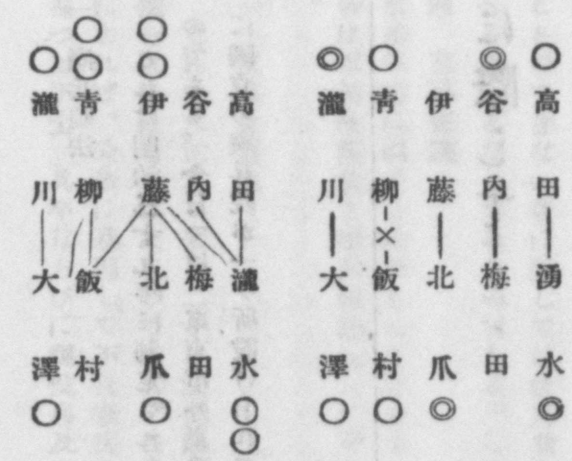
瞑想しておると海軍士官の入り来る者あり、不思議に良く見ると桂崎務主任で再び驚かされた。氏は流石海軍々人にて紀念日に當り軍裝して出勤せられたものと直ちにうなづかれた。ために紀念日御目出度と申すと、平素口數少き同氏も微笑し乍らうなづかれるので何となく心持よく感ぜられた。所長殿の命により戦没者のために教誨堂にて讀經し其の靈を慰

め、午後二時演武場に集合の合圖あり。自分も學生時代武道を好み三子の根性百迄と申し今以て好きなので直ちに参ると、已に中央に所長殿が見え其の左右に折原先生、湧水教務主任、桂醫務主任、細川看守長其他所内幹部列席しおられ選手は着に準備中であつた。

自分も一席を占め今日の武術こそ意義あるものならんと心中念じ居つた。やがて平素の試合と異り所長は突然立ちて、今より二十五年前我東郷閣下は『皇國の興廢此一戦に在り各員努力せよ』と奮勵せしめ、彼の大敵バルチチック艦隊を撃滅せしめ我人共に今日の安寧を得たる大切な日であります。然も閣下は戦勝は陛下の御稜威にして天祐なりと申され、己の身を捨てられたる事寸毫も述べられず、實に謙讓にして忠誠身外にあふれおらるゝ只我々としては、感謝賞状の外無いのである。此の日に當りて武道を奨勵し尊き歴史を廻想するは誠に宜敷事と信ず。是より勇ましく試合せられたしとの訓示あり、續いて折原先生より我國は開

闢以來武道を尊ばれ、剣道には攻むるのみ、の觀念ありて受ける觀念なし何事も積極的でなければならぬ。尙武道は人をして正直たらしめ、健康の勝るゝは最早問題にならず。自分も七十三の老人なるが今以て二三十人を相手にして充分である、諸員出来るだけ武道に精進せられたしとの話あり、之を終つて剣道より次の如く勝負を試みられた。

剣道 試合



柔道 試合



試合終りて賞品授與せられ解散したのは午後五時過ぎであつた。面倒な世の中に此の日許りは心中何物も無かつた、勝つか負けるか己の氣が満ちて居たためか試合と思はれず、戦場に臨んで居た感があつた、然も味方なるが故に守り敵なるが故にくむの感なく、何れも一視相愛するの念に打たれ思はず、神や佛の心持は此の如く大きなものであらうと思はれた。意義ある記念日なりし事を深く喜んだ次第である。

アメリカ雑信

洗心堂

自分が今度無能にも係らず、アメリカ迄出張させて貰つた事は、全く上司諸官の御同情と同僚の功績の餘光である所以と存じ、誌上を拜借して深謝する次第である。

實はトツプたる僕の行動が前例になつて、仲間の御迷惑にならぬやう勉めて動くつもりでおりますが、もう千柿の齡ヘタナリに固まりかけている齡良しく大目に見て下さい。

ことに生ちが灰汁味たつぶりの無愛相ぢあ、ちとアメリカのやうな土地も人間も御天氣な所には向くまいと思ひ、内々多大の不安も手傳つたが勇を鼓して鹿島だちと云ふ順序になつた。視察の用件はあまり香ばしく出来まいと思ふ報告に割愛してこの欄は御上り式の漫談を節制なく記してゆくつもりであるが洋行談など云つて貰つては因る。

僕は漫遊だのと云ふ言語から来る想像が實に不快です。どうもさうした言葉の裏に、無暗と新傾向とか新發見とか云ふもので満腹したり、秩序なく奨來したもので自他に充填してしまふ、文明の消化不良病を想倒するが僕の不了見かも知れぬ。或知名の記者が、これから海外を視察する重要さは現在まで

垂平に制限なく擴張した文化を如何に有意義に、垂直に整理すべきか、と云ふ問題であると云つた。

尤ものやうな氣がして出懸けに一つ共鳴した。とにかくウツボレでも若いと自信するうち一寸米の飯と斷然生別する方が意義がありさうだ。物議りになると、ならない事などは別問題で生きる前途が統計的に長い丈けでも、まあ何物かの御奉公になる。此頃よく利用される「サービス」と云ふ奴だ。

「メリケン行進序曲」

親父の一大事たる世界を半分ばかり巡つて來やうと云ふ門出の別れといふに遊びに行つたなり遙として歸らぬ。いくら見直しても父と大差ない榮へぬ彼等の容色とて諦めて其儘出發した。

東京では同僚が心からの別宴を張つてくれた。それにもかゝらず張られた御本人の方が氣焔では一目弱い。宴終るころK君が「君おかしき言分だが○四丈け釣を呉れ」と云ふ、何かと思へば錢別の○である。

錢別に釣錢をとられたのも日本では僕が始めだらうと思ふ。横濱では河邊所長さんにいろいろ御厄介になつた。丁度僕が任官の時も、また此度も共に御世話願つた事も因縁である。

當日いろいろの方が見送つてやらうと言はれたが、常陸丸の哀

しき第一に岩壁が異ふ。皆御辭退した。

船では其會社の重役様の照會から、日本の灯がだんだん薄れてゆくを見ながら心細い晚餐をとつてゐる所へ船長さんが挨拶に來られた。室も特別氣をつけてあるんだとか聞いた。一緒に來て呉れたKが郵船の「ファースト」以上と折紙をつけて呉れたが、惜しい事には彼の渡米時に母國に残した赤ん坊が現在女學校の最上級だと云ふから、やや古い体験にもとづく。折角の折紙だが少し割引しなければならぬ。

經百八十度を越せば本船の無電は日本へ利かぬ事があるとの枝師の話、別に用もないが一言打電せざるべからずと試みた。日本を出る時家からの手紙に「何も留守中に關する事を承つてないので頼りないから何か言置いて行つて呉れる」と書いてある。成程三日ばかりのうちに超高速で旅装を備へたので、一家の主たる事をウツカリ忘れて飛出した事を後悔したが、今更及ばないので、「櫻文鳥を殺すな」と云つてやつた。そんなことを想出していたところへ發信の手答へがあつて返電が見ん事本船のアンテナに引かつた。

無電局長から電報配達まで、ムツソリ、ニ、式をやつてゐる枝師のM君がニコニコ、渡して呉れた送達紙に「昭和二、京都刑務所製」とある。つらつら細かい活字迄點檢すれど肉付鮮明なるに安心した。場所が太平洋の真中丈に刑務作業のため祝福した。

い氣がした。

日本人の生活がだんだん國際的になるにつれて統一のない混雜が先づ船の食物にさへも現はれる。私の前には例によつてナイフにフォーク、スプーンに刺箸とあつて、木碗に御汁を入れてある隣りに洋皿に何か盛つてある。一食し終れば和漢洋の何物が次に運ばれるか物騒でならぬ。加ふるに茶碗には飯があり、取つて喰へばパンも御好みと御座いだ。

瓶の首に一本糸が巻つてあることによつて、ソースと醬油とに分れるのだとボーイに聞いてはおれど誤食再三。せめて食事丈けでも腦を費はすにいたゞきたいと云ふ氣になる。

私は汽船の時間をたしかめるため海岸へ行かふとして路に迷つてしまつた。春はうららかに雲がゆつたり流れてゐる。

大名の庭かと思へるがさうでもないらしい場所へ出た。一方には分列式のような形で盛裝の男女が銀の盃を手に手にもつて何かに心を奪はれたように放心してゐる。

私の行手にビル箱大の寫眞機械が一個小徑の邪魔をしてゐるので飛越した。

瀧の音が聞えてくる、フト上を仰げば二階座敷に盛裝の奥さんが、これも娘らしい振袖の装ひをこらした鼻眼鏡の女と馴れた手付で客に御手前振りを見せてゐるやうだが、どうも顔面の雜作陰影深く髪の新々ブロンド色なるは和洋合作種であらう

客の方は横向きで判然しないがどうも水泳の達人たる友人のダニエル君らしい。

路が少し昇りになつてきた。淺野某の阿房宮と通稱される邸宅を小供のとき見せて貰つたが、あれ等は脚元にも追ひ着かない立派な樓廓が大池を取巻いて行手に聳へてゐる。

池中には眼のくらむ程水鳥が縦横に飛交うてゐる。とりつきの大玄關らしい式合の上に金地の大衝立があつて其前の朱塗の撞木の止り木に威容正しく鷹が一羽爛々たる眼を四方に配つてゐる。

それから五分もたないうちにこんな事件が湧いた。

止り木の鷹に近く一羽のオシドリ、雄が近づいた……かと見る間にいきなり鷹の脚下に踏押へられ、矢のやうに屋上の峰瓦まで運ばれてしまつた。人々は何をするかと皆片唾を呑んで待つてゐる。私も船の事など忘れてしまつた。

鷹は先づオシドリを離したが、彼は逃げるどころでない、羽は小濱縮緬のやうにふるへてゐる……と其頭に刀物のやうな嘴がかつた。轉々と瓦を傳つて非常な勢ひで小さな或る塊がころがり出した。

そして落下數丈池中に消え失せた。屋根上の小濱、りめんは朱に染んで一足後れてこれも轉々と先の小さい塊の落ちた一點と遠くもない水の上に、これはまたフ、ハツと浮んだ。その浮んだ体がモーターボートのやうに前進しだして渚の方へ向つてゆく。

青磁色の疊大の飛石が渚の一角に突出てゐる。其上に奥女中のやうな服裝で上品な容姿をして立つてゐる婦人が時々袖から白いものを出して眼を拭つてゐる。遠目でよくは判らないが其容姿は貴く秀れてゐること聖畫のマリアそのまゝにみえる。オシドリの胴体はそこまで泳ぎついた、そして何事が訴へたらしい。もはやマリアの女は眼を拭ふ餘裕もないか白いものは當てきりとなり鼻から上は眠ふべくもない、そして體全体が煙壁に振へてゐるのがかすかに判る。

小さいもの、胴体はゆるく廻れ右をしたと同時に美しい羽毛を擴げる丈けひろげてス、ツ、ツ、胴體をひひ、後上りの斜めの姿勢で水中に消へてしまつた。後にかすかに残る渦に春の陽炎がたつてゐる。

『右は小生日本を離れて數日目にみた夢である。俗に云ふ一富士、二鷹、三何とやら……其緣起のよい事に於ては九〇パーセントと心得、序曲の結譜とした次第惡からず、さてプレリユードムはこれで打切りいよいよ次信から本題メリケン談に入り行進曲はバリエーションではじまり、テンポもアレグロからアレグレットと發展したいのだが、案外フィナーレは或は悄然たるエリジーに終るかもしれない。讀者は期待せず讀まれよ』

(紀元二五九〇年四月洋上の運送船にて)

體育と訓育との關係

S Y 生

× ×
遊戲および競技は、體育上訓育の行はれる一つの大きな機會であるといはれてゐます。何となれば、個人競技にせよ、團體競技にせよ、競技と名づけられるものは皆、この以上

のものゝ對立關係によつてのみ成立するものだからです。すなはち、競技は運動を通じて一つの個性に向つて自己の特異性を投げかける活動となります。必然、競技は社會性を持つことになり、したがつて、人々が競技を實行するといふことは、かれらが最も自然な社會生活を営むことになります。しかも幼稚なる遊戲においては、最も自由な本能の發現があ

ります。正しき指導によつて、これが自然な社會生活に現はれる本能を純化してやることは、かれらの品性を陶冶する上の最も自然な道程であるといひ得ませう。

× ×
わがくにの武士道と稱へられるものは、武道といふ體育を通じて養成されました。フエー・プレーの精神なのであります。「ウォータローの勝因はイトン中學校の運動場に養はれたのだ」といふ言葉もあるやうに、ほんたうに正しく指導されなければ、遊戲および競技は、品買陶冶の上に偉大なる効果をもたらすものと考へられます。

選手制度は、體育の理想から考へて良いものではないけれども、競技そのものゝ本質からして、どうしても消滅させることはできません。が、しかし、これとても、弊害のみをもたらすものとはいへません。たとへば、選手が自分の屬する團體を代表するといふ自覺から、強い愛國心も節制も自信も、必らず體得し得るゝからであります。

× ×
登山、スキー、キャンピング等も遊戲および競技に劣らぬ立派な訓育の機會でありませう。高山の頂上から下界を見下す心持ち、白雪に包まれた清淨無垢な自然や赫々たる日の出に接するだけでも、立派な宗教教育であります。これらは、何物を以ても償ふとできない訓育であるにちがひありますまい。しかも重いリュック・サックを背負つて、手ぶらですら苦しい急坂を登りつゞける努

力や、吹雪の寒さに耐へる忍耐や、何から何まで自立しなければならぬ。かうした生活は期せずしてかれらの忍耐心、勇氣、注意力、自立心等を養成することにもなります。ドイツのエナの暗黒時代から猛烈に立ち上ることのできた精力も、ドイツ體操の父ヤーレンによつて、實行された山野跋涉運動から得た尊い訓育の賜であるといはれてをります。なほ又遊戲、登山、競技、キャンピングのみでなく、教練や體操等によつても訓育は施されます。

× ×
教練が、身體的效果よりも、團體的訓練を通じた規律服従の精神を養成しようとするまでに、大きな目的を有つてゐるとは、いまさら、いふまでもありません。たしかに、個人の自由を束縛するといふだけの意味でなく、團體の一員としての自己を

× ×
如何に強く發揮するかといふ意味で取扱はれ得るものであります。

× ×
教練からは、かならず、以上の規律服従、共同、節制等の美風が養はれ得るものと信じます。ボーイ・スカウト、シース・コート等のやつてゐる教練は、たしかに、この點で訓育上大きな成績を挙げつゝあるのではないでせうか？ 體操は人間の身體を合理的に發達せしめるためにつくられた科學的なものであります。が、これとても、訓育には重大な關係を存するものであります。

× ×
「健康は道徳なり」といふ言葉もあるやうに、衛生に對する理解と習慣を持つことは、文明人としての大きな道徳でもあるでせう。しかし、體育は、これに對して直接の責任を有するものでありますから、この點にも體育は訓育上重大なる効果を挙げ得るのであります。

× ×
以上の如く、體育と訓育とは實に大きな關係を有するものであります。が、體育が訓育に對してその効果があるのは正しく指導された時のみと限られるのであります。勝敗に捉はれた競技や、單なる征服慾や、氣まぐれに出發する登山や、個人の自由を束縛することにのみ汲々とした教練や、鼻唄を唄ひつゝ面白可笑しくやる不眞面目なる體操からは、フエー・プレーの精神や、自立心どころか、粗暴、下品、不眞面目、無節制、傲慢、不正、反感等の不道徳以外には何物も養成されませう。

× ×
「政治は力なり」といふならば「體育は力の力なり」と、或る人はいつてゐますが、この言葉は體育が人間の生命力の本源的な培養を司どるものであるとの謂ではありますまいか。昔ギリシャの或る判官が、刑事

上の被告人に對して、「君のやうな立派な體格を有つてゐる者が惡事を働らく道理はない」との理由の下に無罪を言渡したといふ記録が残つてゐますが、體育もこれまで徹底して考へられるならば、完全なる道德教

育であり、全人教育であるといひ得るでせう。かうした、體育と訓育との關係を考へ、さらに、行刑は教育主義なりとする觀念を想ふとき、わたくしは行刑の進化發展、およびその效果の

大なることを希ふとき、體育の訓育上に及ぼす效果の少なからざること考へに入れる必要なかを思ふのであります。

(をばり)

わると此の話でもちきつてゐた。

明治三十八年一月一日、乃木大將の苦戰其功を奏して旅順は遂に陥落した。来るべきは、バルチック艦隊である、國民の輿望は一に東郷聯合艦隊司令長官の上にかゝてゐた。

池田宏平は中尉に任ぜられ驅逐艦「雷」乗組を命ぜられた。

時日の切迫とともに敵艦隊の浦港への航路に就て諸將の議論は轟々たるものがあつたが東郷大將は「敵は必ず對馬海峡に來る」と斷じ全勢力を合して持つてゐた。果せる哉、明治三十八年五月二十七

巡回映畫

撃滅

梗概

明治三十七年三月二十六日、廣瀬少佐は旅順口第三回閉塞に行つて遂に逝いた、そして少佐は軍神として全國民の血を湧かした。

羽前國米澤の人、池田成章は閉塞隊で勇名を轟かしたる少佐等の戦死を聞き次男の宏平少尉が三笠に乗組み乍ら何の働きも示さぬのが心苦しく一書を認め我

子を激勵した、三笠の士官室で此の手紙を讀んだ池田少尉が日頃の奉公決死の覺悟を固うするのはもちろんであつた。而して露國は新銳の大艦隊を組織し、之を太平洋第二、第三艦隊と稱し、遙々一万五千哩の長途を四十余隻の鐵艦海上を壓し日本目指して出發した。

國民の憂慮は絶頂に達した、寄るとさ

日拂曉、五島沖を哨戒中の信濃丸は浦港として進み行く敵艦隊を發見し旗艦三笠に通信した。

「敵艦見ゆとの警報に接し、聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとす、本日天氣晴朗なれども波高し」

「皇國の興廢此の一戦にあり各員一層奮勵努力せよ」と三笠の上に千古不滅の信號が掲げられ茲に海戦史上未曾有の戦ひは始められた。

「聯合艦隊は本日沖の島附近にて敵艦隊を激撃し、大にこれを破り、敵艦少くも四隻を撃沈し、其他にも多大の損害を與へたり我艦隊には損害少し」

「驅逐艦 水雷艇は日夜より襲撃を決行せり」

時は來れり、驅逐隊乗組中の池田中尉の意氣込みや物凄く敵弾に貫かれながらその放つた魚雷は見事に敵の大艦に命中した。

戦勝、戦勝、日本は勝つた。歡びに酔ふ人々の中に池田家に一通の電報が届け

られた。「カイゲンチウキイケダコウヘイ、テキカンラゲキチンシ、ヂウシヤウヲオフ」竹敷の海軍病院からだつた。

「よくやつてくれた」成章は我子の寫眞の前に頭を下げた。この禮は父としての禮ではない國家のために名譽の負傷をした池田中尉に捧げる禮だ。

「汝の忠烈な負傷を見舞ふ、父」この電報を病院で受け取つた宏平は默然として「俺れが死んでから知らしてもらいたかつた。一時間でもおそく、俺の負傷した事を耳に入れたかつた、親と云ふものはいつでも我子の事を心配してゐるもんだからなあ」

そう云ふて池田中尉は苦悶もなく遂に歸らぬ人となつた。祝勝、祝勝、凱旋！

明治三十八年九月二十二日日本の東郷世界の東郷は東都、新橋驛頭におり立つた。泣いて迎ふる者、喜んで呼ぶもの、熱湯の如き渦きの中にあつて、恭しく去りゆく馬車を伏し拜む人、それは米澤から遙々上京した、池田成章その人であつた。(終)

映畫「撃滅」に就て

この映畫は小笠原子の著撃滅を骨子として生れたものであり、あだかも日本海海戦年二十五周年をむかへる記念映畫として海軍省方面の力こぶも非常なものであつた様に聞いてゐる。特に艦隊の出寫や適當に挿入された海戦當時の實寫などによつて今までの貧弱な戦争映畫とは較べものにならない充實さがある。二十五年前の國民的感激を遺憾なく畫面に再燃さしてゐるし記録の正鵠も記念映畫だけに、手が届いてゐる。

映畫の効果はサー、クロード・マクドナルド氏が云つた、「この未曾有の日本の大勝利こそ銃後の人にあり」と喝破したのをねらつてゐると思はれる。

東郷聯合艦隊司令長官がその麾下の解散式にあたらうて、百發百中の一砲能く百發一中の敵砲百門に對抗し得るを覺らば我等軍人は主として武力形以上に求めざるべからず……當時の意こそ、今日の世相に強烈な清涼劑となるを否定する事は出來まい。

西 × 雄 氏 の ……

【刑務所内の新聞】

……を 讀 む

— 女人藝術六月號所載 —

赤 田 生

三・一五事件で檢舉收容された西×雄君が女人藝術の六月號に、表記の題で、通信をものされてゐる。西君は、知る人ぞ知る、左翼でも重鎮で、ことに出版事業方面に關しては、造詣ふかく、又思想問題に關する著作も數種出して居られる。

今迄、監獄新聞と俗に稱せられてゐる「人」に關する批評や感想は、隨所に見出された。甘粕大尉の「感想記」、高津正道氏の「中外日新所載」

をはじめ其他、しばしば私の目にも接した。また、私自身直接あつて、批評や感想を聞いたことは數限りない。

併しそのうち、思想的立場から、全体論的批判を下されたのは、高津正道氏の所論だった。それは大体、面接して聞いたと同じで結論をあげると論説にしても、記事にしても、全てが、ブルジョア階級の提灯持で、無産階級の解放運動を排撃してゐると云ふのである。

此度の西×雄君も、同様に全体を、自己の信ずる主義から批判觀察もされて居られる。

従つて、我々の編輯上の意圖と、そぐれたところもある。がまた、参考になつた點もすくなくない。

そこで、これを機會に、辯解でもなく、勿論反駁でもないが、事實上、「人」の編輯の責任を背負うてゐる私は、同じく關聯する刑政を通じて所感の一端を述べておきたい。

西君は先づ冒頭に於て、刑務協會なるものを畧説して、「刑事被告人、受刑者及び釋放者の保護と指導とを目的とする半官半民の社會事業團體としておけば大した誤りはないだらうと思ふ」と、これは大した誤りはあるま

い。だから、そこから「人」が出版されるのだから、「内容は大体想像がつくと思ふ」と概括的にはその通りである。

だから、又西君の云ふ通り、その主義の觀點から云へば、「一の立派なブルジョア教化機關たることを妨げない」のであることを否定はしない。だが、「ブルジョアの教化機關」たることは、一のイデオロギーから批判抽象して分化されたものに名けられるものであつて、なるほど「人」は無産階級の解放運動を醸成する機關ではあり得ないが、直接資本主義を謳歌し、全ての無産者運動を排撃するものでは、あり得ない。

況んや、外交問題について比較的くはしい報導をのせるのは、「軍國主義を鼓吹するの」に役立つ」からの意圖では

なく、たとへば對支出兵に關する記事にしても今度の國際軍縮會議にしても、それは國家的な重大な問題で國民として等しく知悉しておかねばならぬ事件だと認知するが故に外ならぬ。だからかうした記事は、編輯者ではなく、讀者がいかにこの編輯者の意圖を封度するにか、はらず「有意義なことであることは勿論だ」と思料する。

たゞ國內政治について略報し易く、政黨の問題にかゝはり易いからにしか外ならぬ。が、報導すべきことは、報導されてゐる積りである。

こゝに於て、我々行刑事業にたづさはるものゝ關心せねばならぬことは、一の現象、一の事態が、その人の主義や

性格によつて、つねに着色されることである。一所四員といふ古語があるが、物は全てみる人の心持によることが多い。ことに、一のイデオロギイを通じてみると、全てが同じ色になつてみえる。

赤い眼鏡をかけてゐる人は全ての色を赤く感じ、青いめがねをかけてゐる人は、青く世の中を觀察する。しかるに物自体の色は、多く青でもなく赤でもないことが多い。

勿論、或る目的のためには、全てを自分の求むるものに應はしく着染する必要はあらうが、行刑事業にたづさはる人は、つねに、本然のそれであり、而て對象をして、本當の色をみせしめる様配慮することを忘れることが出来ない。

しかし同君は、敢て、「人」を攻撃されてゐるのではない、人によつて、社會の情勢を知り、文學、科學、音學、スポーツ等の記事によつて、荒涼なる所内生活をなぐさめてくれることを謝し、最後に於ても、「人は僕たちに些か乍らも社會の情勢を窺はせてくれる小さな窓だ。科學の進歩を知らせてくれ、情操を表はせる精神の糧だ」と云つてゐる。

たゞ「それと同時に、支配階級が何を慾してゐるかを語る。」「小新聞」——一般新聞の縮刷版だ」と結んでゐるのは恐縮するが、現在の新聞が、ブルジョア擁護新聞であるかどうかは、プロレタリア解放運動に關心する人はとにかく、一般の人間には、まださう斷定する勇氣はあるまい。

少くともその營業機關はとにかく、新聞そのものが、ブルジョアチックであるかどうかは。

換言すれば、その見方も一のイデオロギイを通したものであるまいか？ 従つて、人を通じて、支配階級が何を要求してゐるかを知らうるか否かは、そのみる人の主観で「人」そのものの力ではあり得ない。その功績も無効と共に帳消しするべきものである。

尙同君は、

「かう云ふ新聞に似合はず（人）の編輯は、すこぶる凝つたもので、寫眞版が澤山挿入せられ、見出しの組方、活字の大小等にも苦心の跡が見られる。中畧、編輯者は、少つか」編輯上においては少

らず制限せられるが、許される範囲に於て出来るだけ自由な編輯をしたい方針だといふやうな言葉をもらしてゐたが編輯者のかう云ふ努力と良心とは、認めてやらなければならぬ。

と、編輯の体裁を賛じ、その記事蒐集編輯の努力をみとめてゐる。

編輯や印刷に経験ふかい方から折紙をつけられて、大いに面目を新にした次第ではあるが、併し乍ら、少くとも、「人」が人としての使命をよりよく効果的に發揮し、すくなき紙面を補助し、擴充し乏しき編輯力を増成する機能は、直接收容者に對する刑務官諸賢の加備より外にあり得ない。特にこの際諸賢の御擁護を乞ふ次第である。

「人」が、労働者の歸農をすゝめてゐることに對しては、かなり永く、微細にわたり評論し、帝都偉觀の讚美や、現實に於ける農村や失業問題と關聯させて、そこに於ける矛盾や、一觀點から、それを通じて「これは支配階級によつて克服され難い現代社會の矛盾の一つだらう」とプロレタリア運動の必然性にむすび結論をあげて居るが、しかし「人」の讀者は雜多で、全てのものを、階級運動に關する人を對象としてやつてゆくわけにはゆかない。

とは、現在の刑務所の收容者の事態としては、明白な事實である。従つて、理論的問題としての矛盾、理想的解決策としての問題とは、別項に、歸農をすゝめることは、「人」の現在の立場としては、むしろ當然だと考へる。こゝに、主義的な運動をする人々と、實際上の解決を前にするものとの間に、或る開きがあることは、争はれないことであらねばならぬ。且つ同君もそれを認めてゐるはずだ。さしづめの「失業問題の解決」にと。

でありその記事内容の可否を即斷することはしばらく預つておきたい。人たゞ全体的に「人」の地位目的を宣示すれば「人」は「人」たるべきことを對象とされてゐるのでそれ以外の何物でもあり得ないのである。之を要するに、この記事は「人」の編輯上に、精算的な思想運動者の全体的批判として大いに參考に供されると共に、引いては、行刑全体のその問題にも及ぶべきことであらう。

表はれさうな予感がないでもないし、社會問題に對する規矩も次第に變遷しつつあることは事實である。

その點は、かなり深刻に考慮する要があらう。

蓋しマルキストの立場から云へば、人類の歴史は階級争闘のそれであり、従て、又藝術的創作の如きも一の社會的團體の代表者であるところの作家が、社會現象を題材として、色硝子が一定の色彩を放射するやうに、作家は、階級争闘の事象をたゞ心理に適應する所の觀念と形体とを放射したものである。

たとへば日本の「ナツプ」系統にしても、作家は、個々に勝手に創作するのではなく、現在では協議會組織の傾向となつて、その作品は、或る指導の下に分擔的に作成

され、そこにプロ派の藝術的戦線の統一がたくまれてゐるのである。

即ち、マルキシズムからみれば、プロ派のイデオロギーに反するところの文化、藝術は、排撃されるべきものであつて、争闘の對象化的價值をもつてゐる。

法律にしても、従つてプロレタリア法學の存在が主張されても來るのである。プロレタリアはつねに同一階級に屬し、同一意識の下に運行せねばならぬのである。而て、對象もまた一である。そこで我々の問題は、マルキスト達の處遇に關することであり、この點にかなり重大な關心をもたねばならぬのである。

無産階級への戰闘的奉仕者——ことに例の共產黨事件で刑務所に收容された人は、

現實的世界として刑務所を、異人種的イデオロギーの世界と觀じ、それを通して、現實的社會相を觀察する。

換言すると、現在の刑務所をもつてブルジョア階級の争闘的道具であり、無産階級解放運動の防禦及び攻撃の城廓だとするのである。

我々はその所説を是認するかせぬか？
今はその斷定をせないが、少くとも國家が不法行為と所論し——（判決はまだ完結しないが）拘禁する以上、而て行刑の目的が、教育主義を標榜する限り、消極的に收容、傍觀するだけは許されない。

ことは、争闘的反動をもつて處遇してはならないことであらう。我等はつねに、嚴正であり、忠實であり、全てを超越

した菩薩を行ぜねばならぬ。他の言葉をもつてすれば、彼等の有する主義に對立するあるものでなくして、それを超越止揚したところの或る世界から、行刑は作用さるべきであらう。



涼臺漫談

川柳上の科にん

なる ん ど 生

夏は暑い、これはきまつたことです、ところがきまらないことがある、それは暑さにのぼせて人の氣がボーッとなることです。即ちフルのですナ、この時本人にはフツタなと分りつこない、自分に意識しないのです。今日の醫者に云はせると病識のない人間であるのです、病識がなくてやつたことは氣狂ひのやつたことで罪にならない、病識があつてやつたとなると、眞正銘の人間がやつたことなので犯罪になる、これも亦よく分つてゐます、が、病識が本人にあつてやつたことか無いことがそれは一寸分り難い。むつかしいですね。

こんな理窟を並べてみると夏は實際氣がフルかもしれませんが、それで浮世は三分五厘位なところでアツサリ片付けて行かうといふ川柳で二三頁話して見たいと思ひますが、その題材をザツトこのやうに見當をつけました、果してこれが、雲を呼び又風を起すものであるか、その見當はつきません。

海からは烏帽子山からは香が出る唐人の古語に梨下の冠、瓜田の香、梨の木の下で冠を直すと有りの實を盗んで居るかにも見える、又西瓜畑に香を入れてしやがみでもしやうものなら、瓜盗人として犯罪は構成せないことになつて居ます。たゞ夏八景の一つとして残るぐらゐのものです。

作て賣けり、百舌鳥これを買て價をはらはず、故に百舌鳥は此鳥の來るときは木の下、竹の中にかくれて見えぬとなり」と百舌鳥は時鳥から観れば明かに民事裁判の被告である、だがこれは脱線、いらぬオセツカイであつた。

月令に見えず拾が魚と化し

月令に「雀大水に入つて蛤となる、これは戌月の候を記す、すゞめ蛤となる、飛物化して潜物となる、九月節」と解説があるのです、ところが夏には拾が魚と化すことがあるのです、それが月令に何故載せてないかと、川柳子は質問を發したのです。ですがこれはナンボ月令でも明文には現はせなかつたのですナ、何故とおつしやい、單衣に着換へて非役イヤ公休となつた拾が、憐むべし、主人公の爲に一六號の倉庫に入庫して金に代へられ、そのまた金が初鯉に化けたのですこのやうな内証ごとが公々然と辭書に載せられませうか。但し此の事件は忠實なる拾が主人公の爲に盡した合意上のこと

として犯罪は構成せないことになつて居ます。たゞ夏八景の一つとして残るぐらゐのものです。

庭涼み鼠が嫁を追つかける

この鼠とは白鼠でせうか、將又黒鼠でせうか、また闇のあやとは如何程の幅とが深さがあるものでせうか、私は野暮で知りませんが、いづれ性問題であらうと思ひます、不良老青少年係のおぢさんの恐い眼が光り出すのは殊に夏であるといふことです、先日も明治神宮外苑の國際問題——も、これに似よつたあやの中に

誤まれんものでもないとの老婆心からいつたものらしい。それを川柳子が利用したのがこの一句です。烏帽子とは烏帽子魚即ち松魚のこと、香とは香手鳥、即ち郭公のこと。其角の句に「目に青葉山ほととぎす、はつ松魚」。海から烏帽子、山から香とヘンな飛出させかたが川柳子の川柳子たる所以。といつて少し堅くなるが出所を明かにしておかないとその説明は三百だぞと思はれるも心外だ。

烏帽子魚の出典——「豆相の海邊、鰻、先づ寄らんとするときに一物流れ来る、大さ二尺ばかり形烏帽子に似て左右に紐の如きものあり、その色瑠璃紺にして光澤あり、是を鰻の烏帽子といふ、漁者このものの漂流するを期として海上に櫓を構え、鰻の寄るを見る、是を鰻見といふ、兩三日すぎて果して大に鰻を獲るとぞ、烏帽子魚と名づくること、こゝにより」あなかしこ。

香手鳥——「ほととぎす鳴立つ春の山邊にはくつていたさぬ人や住むらむ。香手鳥は時鳥の異名なり、此鳥前生に香を

起つたらしいやうです。ア、エロの夏よと讚美しますか。

生首が水に浮いてるあつち事

生首といつても實際胴体にくつついて居て、それが生きて居れば涼しい方ですが、あつち事とある以上は死首ではないでせうか。それが不景氣か、就職難か、失業難か、さうしての生活難か、いづれにしても、水の上で首が死んで居ては暑い事だ、しかし見付たものはゾツとするだらう、ところが茲に面白い事がある、面白いといつて少しは不人情だが、この水に浮く土左衛門が女であれば縁起がよいとて、水上生活の若者は勇んで引上げる。だが男であれば……。

盗人の目に花の咲く土用干

盗心にさておき妹背山の衣裳飾を見せつけられては娘つ子は、羨ましがらうであらう、娘つ子でなくとも、モダン夫人虚榮の權化である令夫人乃至準令夫人にあつては堪忍袋の緒がきれて「アナタ妾

セウたまシねーワ」と四タクを呼んで三越、松坂屋、松屋へとスピードをかけるであらう。享主關白殿にあつては醍醐の花見以上に危険なるシーズンであるまいか。いかがです。

×

あつい晩表二階の蚊帳が見え

暑い晩はお互ひ様々にあけつ放しです、警察は絶えず「不用心だから戸締りをよくしろ」と宣傳されますが、ご自分の派出所とか、本署の宿直室に蚊帳が浪打つて居るのを外から覗き得る夏です、まして、表二階に蚊帳が見えるのは當然過ぎる程當然です、が、風俗取締が喧ましいですから少しは御遠慮といった方です。

これがあるがために事件の勃発すること多々あるさうです、特に若夫婦は御注意してほしいさうです。

×

かきつばた盗めば毒も蚊に食はれ

窃盗人も同じでせう、因果應報の理詰めの句でアマリ感心は致しません、が、コ

ソナことは多からうと思ひます、彼の忠臣蔵の定九郎は綿の財布の五十兩をば、集まる蚊を手で足で拂ひつゝ、数へるではありませんか、また一面には大江丸の發句にある「吉田屋の蚊に食はれけり伊左衛門」てナ遊治郎の体験するあさましい場面もあらうといふものです。

この時 蚊が無惨な死にざまを呈することなきにしもあらずです、即ち、

忍ぶ夜の蚊は叩かれてそつと死に

これが人間なれば大變ですね、そつと死では治まらない、又、

佛師屋は佛の肉で蚊をいぶし

佛に生あるものとせばこれも社會問題

人道問題であらうと思ひます、いづれは佛に成り損ねた木片か、性根の抜けた佛の骸でせうから、罰も當らず。だがこれをば佛家から云はしむれば、身を殺して仁を成す、佛の慈悲心ぢやと味増るでせう。

×

清姫の身で風鈴の蝸牛

清姫とは、戯曲に現はれた日高川事件

の彼女であるとは一目瞭然、勇敢なる彼女は戀する君安珍の尻を慕ひ走つて遂に道成寺に追ひ迫り、貞操詐欺漢安珍は茲に鐘諸共に寂滅し、彼女は殺人と器物破棄罪を完成した。恐ろしや女の執念。川柳子は風鈴を這ふ蝸牛を清姫に見立たま

でのこと。

ところが女も母となれば優しいと思ふ。それはどうしてかと問へ、

盗人を捕へて母は聲をさげ

盗人を捕へて見れば我が子なり、親の身となれば片輪の子ほど可愛い、とか、

この母性愛を多量に受け入れなかつた者が不良青少年になるさうですが、しかし

座敷半酒を飲ませて母不首尾

母性愛には盲目的なところがある。といつて 親とても同じ、暖簾に腕押し

×

教誨に終ることがある。

屁一つになる説法を親仁説き

番町の古井戸で呼ぶ焼つき屋

夏向の怪談もので云ふまでもなく、戯曲の番町皿屋敷ですが、このお菊は今日

なればセンタンガールの尖端を行く女といつてもよいほどの賢明振を發揮し、一つ二つ三つと風をいつまでも敷へて居ない。焼つき屋を呼んで毀れた皿なら繼いで返さうといふ。お化けにしては凄味はすくないが人間味はこの方に多い。但し暴主の罪の量定上に影響せず。

お化け序に一つ、

幽霊になると平家も源氏なり

平家のお化けは白装束で現はれた、さてこそ源九郎義経も武蔵坊辨慶も大物浦では面食つて珠數の糸のちぎれもせん計り押し揉み、一向退散を乞ふたのであらう、ところが昭和の今日は大分に違ふ、即身成佛する者が無くなる代りに、即身幽霊が現はれることになった、さうしてモハヤ恨めしやといふ言葉は遣はない、その代りに××欲しやと要求する。結果は賄賂、收賄、潰職といったニュースを社會に提供するのです。

×

繭内でかくらんをする定寶

金魚屋と好一對の夏の景物です、江戸の

昔から東京の今日迄續いて居るものであつて夏が訪れると早いだ箱のくわんを籠に鳴らし乍ら街頭を流して來ます。この仲間の男、或る時途中で病を起し、それがお手のもの、薬でケロリと治つた。その實はといふと病は嘘で薬の宣傳であつたのでした。

×

龜と鶴を盗んだどちがひ

鶴は千年、龜は万年鶴と龜とは夫婦のやうにいられるものが壽命があまりに違ひ過ぎる、そこで利口な人間が頭をひねつた、さうしてハタと膝を打つて曰くサ「さては龜公アレを盗み食ひしやがったナ」、傍から「アレとは何だい」「それそれ、分つて居るではないか、一つ食へば千年生きるといふ桃の實さ」。龜君傳へ聞き憤慨久しうして語る、「人間ッてけしからぬ動物です、私が桃の實を盗み食したなんて、言語同斷です、早速名譽毀損を訴へてやりました、このこと丈は斷然承知が出來ません」と、ところが警視廳にも、裁判所にも、この訴訟は受

付て居なかつた。等ね、てヤツト分つた。それは龍宮庭へ出て居たのです。ばうふりも天上すれば人を食ひ鳥獸虫魚といへども、年功を積みれば通力を得るさうである。ところがこゝに例外がある。何か。子子です、一夏も越さぬうちに、水中を離れて早速ブン、と人間の生血を吸ひに來る、吸血鬼と化するのです。文化とはこのスピード振をさしていつたのであるかも知れません。

×

最後の不景氣の實話を一つ、これでお暇します、内閣の方針とかで富節は、金廻りが悪い、のみならず銀の値などは遠慮會釋なく下落する。そこで大入満員するのが質屋の庫です。後からくと押込んで息をつぐ隙もない混雑です、だが、この繁昌する庫の中にも生活難を訴へる奴が居る、世の中つて不思議ですナ、何ぢやと思ひますか。利は食ふが氣は藏でひだるがリ、利士の



海外異聞録

◆土人に惨殺され た科學者

メキシコ奥地のアメリカインディアンは、全然文化の恩澤に浴せず、依然として野蠻蒙昧の生活を續けてゐるが、ルウエーの地質學者エドガール・カールマン博士は最近南米各國の地質の研究を終へ、メキシコに赴いたところ、エブラ州のアモゾグでこの野蠻なメキシコ土人のために遂に惨殺されてしまつた。

博士は先づメキシコ大統領ボルテス・ルビオ氏及びエブラ州知事ホセ・アンドルーアルマザンから紹介狀を貰つてアモゾグに赴いたもので、從つて地方官憲から非常な款待を受けた。それまではよかつたが長い旅行の垢を落とさうとして町の浴場に出かけたが、その不幸の因だつた。

博士はカルブラワといふインディアン部落に赴き、インディアンをよく通ふ風呂に何の氣もなく入つた。ところが、ドイツ型の異人が部落の風呂に入るといふことを聞いて、インディアンは露もなく憤慨した。その上、誰いふとなくクイルマン博士は魔法使ひだ、インディアンの子供を殺しに來る。

たんだ、子供の「お護り」(トナリ)をとりやつて來たんだといふ噂が立ち、この噂は電波のやうに迅くインディアンに傳はつた。この「お護り」(トナリ)といふのはインディアンの間の迷信では、子供の將來の幸福を保障する生命にも代へられぬ程大切にされてゐるのである。この噂を聞き傳へたインディアンは一大事とばかりに、入浴中の博士の所へ押寄せ來つてとうとう博士を裸体のまゝで風呂から引張り出し、インディアン部落に伴れ込み、博士の肉体に色々暴行を加へた後、ズダ／＼と無慘に切り刻んだ上、附近の井戸に投げ込んでしまつたのである。

知事や大統領からお咎めを蒙るのを恐れ、井戸から博士の死骸を引出しコソソリ附近の峡谷に葬つた。何所までもメキシコ式である。

しかし事件は遂に知事アルマザン氏の耳に入り、博士の死骸はメキシコ市駐劄のノルウェー領事に引渡され、事件關係のインディアン八名は逮捕され、首魁一名は銃殺されて兎に角事件は落着いたが、無智の土人の犠牲になつた地質學者カールマン博士こそお氣の毒である。

◆パリの賭博を法 度

フランス議會では今回パリの賭博館全部を閉鎖する案を満場一致で可決した。その動機は、大戦以來閉鎖されてゐた、パリ郊外の有名なアルデ

エン・カヂノの再開を上院で可決し下院に廻付して來たのであるが、下院は之を否決したのみならず、パリの全賭博館閉鎖をも決議するに至つたのである。其結果バカラ・骨牌を始めシユマン・ド・ファヤトレント・コラントなどの博賭遊びをさせる、パリ市内の俱樂部七十五所は閉鎖するが、商賣變へをせねばならなくなつた。

◆飛行機を囹に逮 捕

ダルドツクといへばアラビアのトランスジヨルダン地方では泣く兒も駄る位恐れられゐる強盜團の首魁たる殺人鬼である。そして此の戦慄すべき殺人鬼の魔手にかゝつて斃れた者は、判明してゐるだけでも七十餘名に達してゐる。

そこで、何が彼をさうさせたか? と云ふに、其のそもその動機は、彼の少年時代にある。或る時鐵砲を買つたので、それを試してみたくて堪らず、通行人をやつつたのであるが、それがうまく成功したのでスツカリ面白くなり、益々殘虐性が昂じて、遂に強盜團の團長となるに至つたものであるとは、少年時に於ける玩具の選擇のいかに重大であるかを思はしめる。

さて、彼を逮捕するについては、政府もあらゆる手段を講じて來たが、何時も裏をかかれて、數年間彼の跋扈に任せるより他なかつたのでまつたが、最近名案を考へて逮捕した。變装した軍隊を十一のトラツクに分乗させ、飛行機一臺をつけて彼の本部を訪れさせたが、機巧な彼も運の盡

きか、その策を悟ることが出來ず大いに一行を歡待した。最後に一行はこの地方では珍らしい飛行機の動くのを見せやうからと巧に彼を誘つた。誘ひ出されて外へ出た時彼は氣がついたが、其の時は既に遅く、此の飛行機の囹にうまくつられて遂に捕へられた。

◆由緒ある金ベン の盜難

ロカルノ平和條約に各國全權が署名に使用した由緒ある金ベンは、先般開催されたヘーグの平和展覽會に陳列されたが、何時の間にか盜まれてしまつた。そこで警官隊の大活動となつたが犯人の手がかりがない。しかもこの金ベンはオランダ政府が請うてスキス政府から借受けたものだけに、兩國間では大騒ぎをしてゐる。

◆有難くない大繁 昌

アメリカの大監獄として有名なシン・シン刑務所は今年には囚人殺到し、その數二千二百名を超え、こんなことは千九百十五年以來十五年ぶりのことだと驚いてゐる。原因はやはり不景氣、失業等に伴ふ犯罪の激増によるものである。シン・シン刑務所では今より百五十年前に作り、その後閉鎖してあつた不衛生な地下監房までを開いて、囚人を收容するのやむなきに至り、有難くないこの大繁昌に目を廻してゐる。

選後句評

いつも感じさせられることであるが、どうも清新の味ある句が乏しい。句として纏つてゐるやうなものの程、從來いく度となく繰り返へされ詠ひ古されてゐる取材のものである。もつと眼を新しくし、心を新しくして、敢て奇想天外的のものでなくとも、一讀清新の氣を興へるだけの句が欲しい。日に新たな心を持つことは、句作の上ばかりのことではなく、自分の勤務の上にも必要であるが、この新たな心を持つて自然や人事を深く観察し、その美に融合して行くところに、おのづから清新な句は生れて来る筈である。

季節は俳句の中心をなすこと云ふまでもない。それだけこの季節を重く固苦しく見すぎるの弊が起きがちである。その結果は知らず知らず句全体をその解釋、説明等にしてしまふのであつて、あまり捉はれ過ぎては反つて季節との心中になつてしまふ。心まで濕り勝なる五月雨

毎月
募集

刑政俳壇

題當季隨意
締切毎月二十日
用紙官私製ハガキ

編輯部選

天	地	人	秀逸	佳作	水撒きし夜に落ちたる實梅哉	夕立や鯉浮かびたる池の面
狙ふ兒に蟬尿して飛び行けり	蟻塚の土新たなり雨後の庭	蠅を打ち外れて疊の埃かな	日盛や樹蔭に餘る牛の尻	網を干す磯の小村や暮の春	一束の菖蒲ただよふ湯ぶね哉	外風呂の火を消しに出ぬ飛ぶ螢
西大門 孤逸	金泉 慈舟	新潟 銀波	神戸 官兒	岡山 雷峰	松山 辰月	新潟 銀梅雪
三重 孤月	西大門	金泉	新潟	松山	岡山	神戸

夕立の豫報に鳴き出す雨蛙
勞働の汗は尊し國の富
豚の子に蠅の殖えたる五月哉
こんな適例をザラに拾ひ出すことが出来る。皆な季節の普通常識に捉はれその説明をなしてゐるだけで、それ以外には身動きさへしてゐないのである。

季節を生かすには或る程度まで解放されなければ佳句は得られないものである。真正面から季節に喰ひ附いてゐるに、一度その題から離れて廣い天地人を見ることが必要なのである。其處に季節を生かすところの配材がいくらかでもある。題によつてはこの配材の如何んに句の生命が懸つてゐると云つてもいい位に配材が大切である。斯うして季節と配材が不即不離の融合をなしその配材のために季節が生きて來なければならぬのである。例へば
さみだれや或る夜ひそかに松の月
さみだれや大河を前に家二軒
の古人の句にみても、この季節と配材の不即不離の關係はわからう。

水亭や青簾透く月明り	雨となる風温き夜や啼く蛙	泡玉を吐いて沈める金魚哉	お天守の松黒々とさみだるゝ	夕顔や垣根にはやき暗の色	をさな兒を蚊帳にうつして夜樂哉	驛に出る近道するや木下闇	ペランダに露もつ鉢のトマト哉	蟬の聲夕立雲に止みにけり	無住寺の朽ち傾けり蚊喰鳥	曙に見る夏富士や汽車の窓	針の手を止めて揺るやハンモック	夏帽子脱いで風呼ぶ木蔭かな	朝曇り池の金魚の沈みある	蝸牛や庭木に暗き雨の窓	早雲動かず消えて暮れにけり	谷底の青葉の村や鯉船	紅き灯のゆらぐ川面や納涼船	麥刈りて記念碑見ゆる丘の上	精勤の老村長や夏羽織	廟頭に薫る若葉の陽ざし哉	螢追ふ子の集ひけり夜の橋	庭先や子供作りしトマト畑	
晋州 一あら	静岡 古屋	名古屋 山	同 松山	同 三池	市谷 峨波	同 房山	同 琴水	福池 一琴	盛岡 台	同 麗水	同 古屋	名古屋 古屋	神戸 銀雪	新潟 窓	咸興 窓	三重 窓	金山 窓	三池 窓	同 窓	同 窓	同 窓	同 窓	同 窓
松山 拾子	新潟 梅雪	岡山 辰月	神戸 官兒	岡山 雷峰	松山 辰月	新潟 銀梅雪	三池 峨波	市谷 峨波	同 房山	同 琴水	同 古屋	名古屋 古屋	神戸 銀雪	新潟 窓	咸興 窓	三重 窓	金山 窓	三池 窓	同 窓	同 窓	同 窓	同 窓	同 窓

蟬 蟬ふ木蔭に犬の晝寝かな
夏 夏の宵水車の音や螢とぶ
これ等の句には無駄がある。第一の句の上五の「蟬ふ」がそれだ。一体晝寝の句は題の性質上から、場所よりもその状態が現はされてゐなければ晝寝の趣きは出ない。この句は今言つた所の無駄を省いてその状態を敘すべきである。尤も、犬の晝寝では困りものである。第二句でも同様上五の「夏の宵」が無駄である。螢の生れる季節は定つてゐるし、また盛んに飛び廻る時節も宵の口であつて、これは螢の常識である。特別な場合には「秋の螢」の如く云ふ。よく理解させようとするものが反つて無駄になる。序に言へば水車の音は何處でしてゐるのか分らない。善意に解して螢の飛ぶ近くとしてみても、水車の音では螢に對する適切な配材とは云ひ難いのである。

植付て畔に一家の晝寝かな
これは言ひ過ぎて無駄を生じた前の句とは反對に、言ひ足りぬ句だ。「植付て」とは一体何を植付けたのか分らない。題はその性質をよく考へる必要がある。

裏 裏に落ちて匂へり桐の花
夏 夏の釣人見ゆる出岩かな
涼 涼しさや河岸を離れて泊る船
五月 五月雨や蛇の目に煙る村の峰
神宮 神宮へ詣づる道や若葉風
松が 松が枝に風吹き絶えし暑さ哉
舟の 舟の上に米磨ぐ人や夏の月
霧の 霧こむる朝の山路や閑古鳥
麗や 麗や地を離れたる遊覧機
噴水 噴水に人と遊べる小鹿かな
田植 田植人苗東踏みて急ぎけり
稻妻 稻妻の光り凄まじし木下闇
筏乗 筏乗り急流下る裸かな
石に 石にゐて動かぬ龜や暮の春
汽車 汽車過ぎてまた鳴きつゝの蛙
燕や 燕や田を搔く馬とすれぬ音
半の 半の葉や大夕立のたゞく音
雨の 雨の夜や疊に上る青蛙
草の 草の露に濡れし茄子や床の中
荷車 荷車の人集まれり木下闇
炎天 炎天や小さき木蔭に憩ふ人
葉柳 葉柳に映えて美し夜店の灯
噴水 噴水や水藻に青き池の中

金山浦	公湯	新湯	京城	金澤	金泉	同義州	新義州	岡山	三池	水戸	小重	三池	同池	三池	神池	三池	徳島	小島	同屋	小菅
春月	曉波	銀堂	幸峰	綠泉	梅泉	安村	青泉	安峰	雷月	水月	麗山	寛山	五鈴	同角	一雪	靈子	思子	寛子	噴子	捨子

涼味あるすだれ

京都、福州、伊豫簾等々



そろ／＼夏に入つてうつつましい障子や中仕切りのふすまを取りはづすと、その後へほしいものは簾です。この簾は大概竹製で實用と裝飾とをかねた座敷用として、近來は綴子、羽二重、麻、絹ちう、金巾、ボブリン等のへりを、その簾の等級によつてつけてあり、尙その上巻揚用の紐もそれにつけたふさ等その他一さい付屬品はそれ／＼によつ

て異なつてゐます。値段はこゝろしたものによつてきまるものではなく、第一に使ふ竹材によつてきまつて行くものです。竹の皮で作つたものは光澤があり、涼味をささうに十分な青味といふものがあり、丈夫で實用的であり裝飾であるといふふ申分のないもので、これと反對に竹の肉で製したもののは光澤少く青味もなく前者の約半分の丈夫さです。竹

は今まで京都の郊外、嵯峨の苦竹を最もよいとし、この皮で製し、へりやふさ等付屬品の條件を一番よくしたものが最上で、大きさは幅二尺九寸丈五尺七寸の物が十八圓餘とすれば、同じ付屬品で同じ大きさで、肉製のもののは四圓以下で、後は大きさによつて順次下つて行くのです。尙日除け用にする簾は蘆か竹かで、近頃の白い簾は支那福州産の蘆で軽く値も安いが非常に弱い缺點があります。同じ様でも伊豫竹と稱へる伊豫簾は品質堅く丈夫で、滋味豊かで日本家屋の軒先等に最もふさはしく、昔から涼味の形容にさへつかはれてゐます。近來板簾が大分流行して用ひられて居る様であります。板が自由にあげさが出来て通風によく、日光も十分にさへぎり、夜などすだれの様に外部から透して見える様なこともなく、下町の家ごみななどによ

銅の鍋や鉄のツケベ 家庭修繕法 白漆の仕にか

ろこばれて居ると云ひます。五匁鉛五匁位の割合のもの普通ブリキ屋などに依頼する時として普通のハンダを塗られまして中漆を起すときがあまりますから用心すべきです。理想的に言ふならば銅だけで行へばよい譯ですがそれでは塗り難いので鉛を入れてノビを良くするのです。次に鹽化亜鉛は藥種屋で結晶を買つて居りますが之を二倍位の水に溶かします。これで材料は揃つたといふなり、白漆を塗らうといふ銅なり鉄なりを磨き砂で充分に磨き上げて金屬自身の光澤が出る迄磨き金屬

面が出たら鹽化亜鉛水を綿か
ボロに浸して塗ります。此際
錆と油は大の禁物です。又鹽
化亜鉛は劇薬ですが口に入れ
さへしなければ危険ではあり
ません。さて之を一面に塗つ
たら炭火でもガス火でもよい
から熱し其上に白味をつける
と自然に白味は溶けて來ます
から布か綿で之をこすつて入
れ万遍なく器を動かして一面
に擦れば塗り上げられます。
手心としては餘り器物を熱し
過ぎて鹽化亜鉛が焦つて黒
い膜を作つてしまふと白味が
つきません。褐色を呈した頃
に器を火から離して白味を擦
するのが一番成績良く行きま
す。第一熱し過ぎて黒い膜が
出來てしまつたならば磨き
砂か川砂で擦すつて右に申し
た方法を繰返せば出來ます。

アセモ手輕

な治療法

これから暑くなるにつれて

お子さん達はアセモになやま
されます。アセモの薬として
はいろいろのものが賣られて
居りますが昔から桃の葉はア
セモの妙薬とされてゐます。
桃の葉を煎じて薄い番茶位に
出し、其汁で毎日四五回患部
を洗ひます。フケ頭も桃の葉
を煎じた湯で洗ふとフケがな
くなり、かゆ味も消えるとい
はれます。アセモにはキウリ

疲れた時の一杯

お茶の効能

濃茶は心臓に悪い……

疲れれ時の一ぱいのお茶は
千金の味があります。そんな
場合はお茶の葉の汁を飲むの
ですがなるべくならば濃茶と
してその全體をたべた方がず
つと効能があります。といふ
のはお茶の成分のなかには第
一アルカリを多分に含んで
ゐるので毒を消し血液を清新

の切口から出る汁をつけても
よく、またシヨウガの新らし
い葉をよく煮出して其湯で行
水にしても効果がありません。
それからナスを切つてその切
口のところが患者にすりつけ
ておくと翌日は大變よくなる
ともいはれてゐます。これら
の方法は昔から長い實驗の結
果よいとされてゐるものです
から一つ試して御覽なさい。

シニンは消化を害するところ
ではなく胃の内面を適當にお
ろつけて却て消化を促す作用
があります。第四お茶には特
にマンガンといふ成分を含ん
でゐます。之は微菌を殺す力
の強い元素で例へば皮膚に微
菌がくつゝいて癬癬といふお
できや丹毒の様なはげしい炎
症が始まつた時このマンガンの
液をその部に塗りますと炎
症はずつと下火になります。
お茶をのめば此マンガンが血
管にはいつて全身に流れて微
菌を殺します。例へば指
先の小さな創から微菌がはい
つて、そこがだん／＼に痛く
ならうとする様なことが知ら
ぬ間に微菌が殺されて何事も
なく済んでしまふ事になります。
第五特に鐵分をふくんで
ゐますのでこれが血球内にあ
つて酸素を取り入れるのに大
切な役目を営む事は皆さんの
ごぞんじの事でせう。此様な
成分をもつてゐるので三度の

食事で酸が大分たまつた頃一
服の濃茶又は薄茶はコーヒー
以上に有益なわけです。

果物は中毒

を和げる

氣候の溫暖となるにつれて
飲食物の腐敗醗酵する場合が
多くなり、年々中毒騒ぎが持
上ります。それは主として肉
類、魚類、卵などを材料とす
る料理に多く、それに用ゆる
器具の不良なるに依る場合も
ありますが、普通には食品の
腐敗に基くものです。従つて
その點に注意することは勿論
ですが、其止むを得ざる事情
から中毒に罹る場合も尠くな
いもので、其中毒を防ぐ上に
果物は役に立つものです。
かの肉食を多分にする歐米
人が古くから果物を食後に用
ゆる習慣のあるのは、有意識
若くは無意識に、中毒作用を
防治する意味が含まれて居る

と云ふことが出來ます。又稱
々なる果物の含む成分、特に
果糖、葡萄糖などの糖分が蛋
白質物の腐敗に依つて生ずる
毒素を中和することは、すで
に以前から一部専門學者間に

乳幼兒の榮養に

重要な糖分

菓子や飴餡の用ゐ方

幼兒榮養の中で困難なのは
甘い物の加減である。元來乳
幼兒は他の何れの食物よりも
殊に甘い物を好むものである
から與へ過ぎると云ふ危険が
伴つてゐるのは第一其の母と
しての苦心の要る處である。
今一つは與へ過ぎて胃腸を害
ふことを恐れて、全く甘味を
缺いてゐる場合である、其の
邊の事に就いて二三の注意事
項を示さう。

一般の原則としては歐米の
家庭のやうに食來の直後に何

等かの適當な方法で、糖分を
與へてやるのがよい。食事だ
けでは蛋白質や脂肪に不足は
ないが、糖分が不足してゐる
場合が多いからである。お八
つとして與へる時には最も細
心に注意して過多でないやう
に勉めなければならぬ。その
中よく心得て置かねばならぬ
ことは學齡に到達するまでは
餡氣の物は絶対に與へては不
可である。而も學齡以後の子
供に與へるにしても『潰し
餡』よりは『渡し餡』の物が

雜報

第四回茶話會

本年度第四回茶話會は、五月三十一日（土）正午より協會樓上で開かれた。餘興として、日活が日本海々戦二十五周年記念映畫として作製した「撃滅」を映寫し、すこぶる好人氣を博した。終つて午後二時より樓上大講堂で、中央氣象臺技師築地宜雄氏の「人間生活と氣象」と題する興味ある講演あり、來會者百餘名に上り、盛會裡に午後四時過散會した。因に當日の來會者は次の通り。

（市谷） 中尾文策 小笠原天道 河野

第四區 第六回 武道會概況

第四區第六回聯合武道會は、昭和五年五月十五日午前八時より、松山市出淵町武徳殿に於て開催され、廣島、高松、松江、山口、岩國少年の各刑務所長、鳥取刑務支所長及び東典獄補（大

義通 高橋貞雄、
（小菅） 藤川慈學、
太郎 大山尙吉、
郎平 鶴岡要作、
（豊多摩） 神俊三、
光 太田卯八、
（巢鴨） 土倉是空、
三郎、
（横濱） 双木文四郎 吉川桂太郎 仁禮
修一 西田勇 榊本互之助 佐藤武郎
北村友次郎 鷺津愛十郎 濱田光藏

（千葉） 片桐雪城 佐藤金司 秋保謹四郎
（川越） 島田幸治 笠原松五郎 市川
庄治 惠綱敏 中村三平 加藤正次、
（宇都宮） 佐藤吉郎 森勝治 渡邊東
一 小林平八、
（甲府） 坂本常太郎 保坂鐵之助、
（小田原） 酒井代三男 岡本幸次、
（松本） 大澤讓
（前支部長） 長谷川喜一 松山爲治
福村太三郎 伊集院藤七
（輔成會） 香川又次郎 近藤亮雅 渡
邊義勝
（行刑局） 仁科正次 山本作藏 金田
榮三郎 妙圓圓弘吉 久保田眞太郎
古田圓正
（其他） 本良英龍 佐藤寅吉 岡田利
外刑務協會職員一同

阪）列席來賓としては松山地方裁判所長岡村正並に判檢事その他各官衙地方新聞記者等六十有餘名の參列者あり、まづ松山支部長（松野典獄）開催の辭を述べ、續いて優勝旗返還式舉行同八時三十分より柔道の試合を開始し、勇戦奮闘の結果岡山刑務所遂に優勝を占め、第二等松江、第三等姫路少年刑務所の順位終りて來賓並選手に晝食を饗し、午後一時三十分より大日本帝

國劍道形あり、亞で同武徳流柔道形あり、終りて劍道試合を開始し、奮闘激戦の末優勝の榮冠は遂に廣島刑務所選手の手に歸し第二等松江、第三等岡山各刑務所選手の得るところとなつた。以上の試合終りて當日特に臨席されたる岡部副會長より優勝團體に表彰狀を授與し、支部長より第一等優勝の組へ優勝旗を、次で賞品（銀盃）第二等、第三等の組へ賞品（木盃）を授與し、而して岡部副會長の訓示及び支部長の閉會の挨拶あり、最後に選手來賓の記念撮影を爲し午後六時頃無事盛會裡に終了した。當日の成績は次の通り。

劍道成績表

符號	刑務所名	戰		合計點數
		第一回戰點數	第二回戰點數	
イ	松江刑務所	二	〇	二
ロ	岡山刑務所	二	二	四
ハ	高松刑務所	二	一	三
ニ	徳島刑務所	二	一	三
ホ	神戸刑務所	二	二	四
ヘ	松山刑務所	〇	三	三
ト	京都刑務所	〇	〇	〇
チ	廣島刑務所	三	一	四
リ	大阪刑務所	二	二	四
ヌ	高知刑務所	一	三	四
決戰				

柔道成績表

符號	刑務所名	第一回戰點數	第二回戰點數	合計點數
イ	松江刑務所	三	〇	三
ロ	奈良刑務所	〇	〇	〇

刑務所名	點數	刑務所名	點數
大阪刑務所	一	松江刑務所	二
神戸刑務所	一	廣島刑務所	二
岡山刑務所	三	高知刑務所	〇
優勝戰			
刑務所名	點數	刑務所名	點數
廣島刑務所	二	松江刑務所	一
三等決戰			
刑務所名	點數	分務所名	點數
岡山刑務所	一	廣島刑務所	二
松山刑務所	〇		
壹等			
廣島刑務所			
貳等			
松山刑務所			
參等			
岡山刑務所			
備考			
〇ハ不戰勝			

ハ	松江刑務所	二	〇三	五
ニ	神戸刑務所	一	〇	〇
ホ	大阪刑務所	一	〇	二
ヘ	徳島刑務所	二	〇	〇
ト	姫路少年刑務所	二	〇	四
チ	京都刑務所	三	〇	〇
リ	岡山刑務所	三	〇	六
ヌ	高松刑務所	三	〇	六
ル	廣島刑務所	三	〇	六
決戦				
刑務所名	點數	刑務所名	點數	
岡山刑務所	二	廣島刑務所	一	
松江刑務所	一	松江刑務所	二	
姫路少年刑務所	三			
優勝				
刑務所名	點數	刑務所名	點數	
松江刑務所	〇	岡山刑務所	一	
三等決戦				
刑務所名	點數	刑務所名	點數	
姫路少年刑務所	一	岡山刑務所	二	
松江刑務所	三			
一等				
二等				
三等				
備考	〇ハ不戦勝	△ハ棄權	〇ハ棄權勝	

柔道部 (選手氏名)	
京都刑務所	代表初段看守 三宅彌太郎
二級全	石川理市
三級全	川越茂勝
神戸刑務所	代表初段看守 引地亮藏
二級全	福田官一
二級全	駒井三太
廣島刑務所	代表二級看守 野崎清
初段全	安井正人
一級全	野村文三
補缺初段全	久波秀一
岡山刑務所	代表二級看守 丸山政利
二級全	田原岸夫
初段全	木下兆三
補缺初段〇	三好清
姫路少年刑務所	
代表初段看守 英保初生	
一級全	英保忠一
二級全	福井富一
奈良刑務所	代表一級看守 澤紙利介
三級全	中川直行
三級全	和田政雄
松江刑務所	代表一級看守 村岡恒治
一級全	小谷静雄
一級全	林常七
大阪刑務所	代表初段看守 小貫一生
初段全	小野田薫
一級全	濱本佐一
補缺二級全	小山安
徳島刑務所	代表初段看守 濱田美佐雄
一級全	藤田保久

三級看守 佐々木茂興吉	一級看守 辻右内	一級看守 大隈良雄	一級全 藤村盛喜
高松刑務所	二級全 仙波高重	一級全 田中繁太郎	二級全 高橋正俊
代表二級看守 兵庫辰三郎	補缺二級全 渡部丑之丞	大阪刑務所	代表初段看守 大島秀一
二級全 黒川俊賢	備考	初段看守 鈴木正俊	三級看守 田中信芳
二級全 高川政一	劍道 姫路少年刑務所 棄權	初段看守 森虎楠	三級全 佐竹渡
松山刑務所	同 奈良刑務所	補缺初段全 竹下峯雄	松山刑務所
代表初段看守 近藤勝太郎	同 高知刑務所	代表一級看守 岡村亀吉	代表二級看守 岩見隆
京都刑務所	一級看守 長信一作	代表二級看守 佐藤權之進	一級看守 星加定太郎
代表初段看守 東末吉	一級全 新井一登	一級全 早瀬喜左衛門	一級看守 松本清光
初段看守 藤澤清	補缺一級全 引本重太郎	二級全 工藤岩三郎	補缺二級全 越智喜代太郎
二段全 岡田貫次郎	岡山刑務所	高知刑務所	
神戶刑務所	代表二段看守 谷口廣衛	代表一級看守 岡村亀吉	
代表初段看守 木下正	一級全 三宅武吉		
一級全 尾高友藏	二級全 山田福治		
二級全 永岩啓一	補缺一級全 光井勲		
廣島刑務所	松江刑務所		
代表看守 看守 太田盛登	代表一級看守 倉敷好雄		



鍵 行刑上に

於ける鍵の地位

若林 諦

手垢光る鍵渡しけり春惜む

これは四十餘年の刑務官生活を終へ、功成り名遂げて去る年の此頃、若菜の味と鯉の美味とを五月蟻に氣を見せてさりと手慣れた鍵を渡された瞬時の前大阪刑務所長坪井直彦氏の述懐である。四十餘年と云へば四昔、人生五十年として殆んどそのすべてである。全く監獄の中で生活せられたとも云はれ得るであらう。

この四十餘年を通してまことに文字通りに一日の如く愛玩せられた帶劍と共に無くてはならぬ、否劍はたとへなくなるものがあつたにしても此れだけではどうにも離して考へられぬであらう。行刑と鍵切つても切れぬ深い因縁を持つてあらう。鍵に云ひ知れぬ愛別離苦を感じられたことは決して異とするに當らぬ、むしろ當然であらう。

鍵、手垢光る鍵、極めて今日の行刑の相狀を宛然示して妙であり、興味深いものがある。

それほどこの鍵は今日の刑務所の物的構成要素として無くてかなはぬ地位を占めてゐるのである。

鍵は何物かを守るために通常必要だとせられてゐる。鍵には本來他戒と自戒との両面がある。守ることは對立を意味する。やがて鍵は階級を意味する。鍵の所在は又自ら完全に支配を意味する。鍵は秘密を意味し公開を避ける。所謂行刑に於ての密行主義とはこの鍵を中心としての行刑の謂であらう。

外國の文化と日本の文化、歐米各國と東洋諸國との間に於ての鍵に對しての文化的意味を少しくせんさくして見ると東洋、日本の家屋は開放的である。築地三尺、土階三等に及ばず式で四面開放此點外國の家屋のそれと非常な差異を見る。日本の家屋は土間を以て直ちに庭に續き外部に通してゐる。そして其間に鍵はあ

つても極めて申譯的なものが多い。これが善いか惡いかを別として頗る開放的であることを普通としてゐる。これが我が國の家族制度を中心として國民性の特異の點を暗示してゐるのではなからうか。外國のそれは一室に鍵があり家全体の總鍵と相待つ鍵萬能である。そしてその鍵は又極めて巧妙であり頑丈であつて複雑であることをその特徴としてゐるやうである。

吾等は今少しくこの國民性が行刑の上にもその特異の點が與へらるべき地位を持つべきではなからうか。監獄建築學とか云ふ學問があるさうである。これが指示する處に従つて此れが用ひられこの鍵を必要とする今日の刑務所を現在せしめたのであらう。そしてこの鍵はやがてその收容する一切の人達を律する律法であり全体を極度に支配する權力を意味する。無上支配力である。物的戒護としての王座を占め此處では正本書記官の所謂心的戒護は一の歪曲されたものでしかあり得ないのではなからうかと思ふ。

一面此間に他律的行刑、密行主義的行刑、やがて自律的行爲の不可能なるゆがめられた人格を創り上げるに至らざるやの懸念を去り得ないと思ふ、かくて行刑が目的する其骨子の上に於て知らず／＼の間に破綻を生ずる原由を此の點に認め得なければ幸である。

鍵が直接の當事者、收容者に與へられぬ、鍵の所在は直ちに生命の所在を示し

生命が與へられぬといふとでもありはしないか、收容者が方丈に満たぬ室を自からの域廓とし同時に又自らの唯一の安息所として座し晝夜不斷に鍵の脅威に怯えてゐる。そして自ら保つ自身の生命を自ら自ら處して行く自由すら與へられぬ。かゝるこの事實が自由刑、目的的自由刑の指示し意味する處のものであらうか。刑は目的であり、刑罰は人を遇する

ものであるとせられてゐる。人が人たるためには又全人格的に自律的自我の確立自律的行刑の主体たることを絕對的に必須なる條件とするとせられてゐることが事實の正確を示すものであらうならば此れは又何と云ふ矛盾ではなからうか。つく／＼と手垢光る鍵を前にして行刑の行衛を憶念する。(昭和五・五・二八)





◇刑務界で苦學せんご する諸君に訴ふ

豊多摩 金子 浦蔵

行刑が自然と共に時代を要求し之にと
もないて極度に教育化し刑事責任が社會
的責任論を用ひられてゐる今日看守が直
接受刑者の指導者であり、教育者である
以上該看守の常識的修養は勿論であるが
學術的方面即ち精神的修養も行刑其のも
のの見地から常に債務を負担せしめられ
てゐる、此處に於て私は斷然法律學を學
ばんとして獨學の途を講じた、聊かなり
とも讀者諸君の参考になれば幸甚の至り
である。

抑々私が某所の看守として拜命したの
は大正十三年二月であつた、無事に看守

教習所も卒業出來たので戒護係勤務とし
て夜勤勤務を一ヶ月を経たので戒護
係としての實務的勤務も得る處ありて前
述の如く法律苦學の目的に入らんとせし
もよく諸君も御存じの通り勤務の爲め決
意はいつも自己を苦しめた、然れども努
力は何事も之を制する、努力は萬能を支
配する、努力は急時に行刑が要求してゐ
る、……遂に決する處ありて大正十四年
四月科目制度を採用する日本大學専門部
法律科に入學したのである。

いつも『治に居て亂を忘れるな』の如
き交戦者たる戦闘員の夜勤勤務を終りて
事務の引繼ぎ交代後は看守としての武術
等の練習やらで非番日は午前九時迄費す
が退廳後は三時間乃至四時間の安眠を施
さざれば到底來る日の職務に堪へざるは
勿論である而して私は午後三時を報じて
起床、晝食、直ちに登校する、五時より
授業を受けて九時の退校で、帰宅は十時
で晩食、入浴等である、十一時頃より學
校の筆記調査を始める、午前一時の就寢
で充分に安眠する、七時の起床で役所に

出勤するのである。

此處に最も考慮すべきは受験方法であ
るが絶対に役所に迷惑をかけぬ方針が第
一條で慰勞休暇などは一日も頂かない
ことにした、勿論勤務上に於ける便宜な
どは毫も役所に依頼しない又依頼すべき
性質のものでない、先づ非番日毎に分科
卒業試験場に望み語學以外二十三科目の
合格科目(受験科目にあらず)を経て僅
かに數科目の不足科目を餘して疾病の爲
め(昭和三年一月)保健技師のすゝめに
依り退職の止むなきに至つた、此の時の
思出は法廷に於ける死刑囚の宣告より以
上の悲しみで未だ記憶よりはなれない。
故郷に轉地した私は數ヶ月は絶対に書籍
に觸れず只新鮮なる空氣と共に専ら養生
につとめ、漸次病氣も快復に進み約十ヶ
月を経たる昭和三年十一月全科卒業試験
場に最後の努力を發揚し遂に昭和三年度
の卒業生として茲に學窓を後にした、面
して最初よりの希望の如く刑務界に身を
投ぜんとしたの意思はヤブベリ若き血を
熱し、某初犯刑務所に再職し現今一年餘

月になるも未だ刑務に盡すこと一もなき
は返す返すも残念の至りである。茲に初
犯刑務所を選びた事は在學中累犯刑務所
にゐる爲め累犯者對行刑其のものも得た
る處ありて特に初犯刑務所を希望した所
以である。

終りに望み苦學者諸君の奮闘と希望に
満ちることを希つて止まない次第であ
る。

(五・六・一)

◇宗教に付て

三池 靜 波 生

宗教と言ふと今の若い看守諸君達は笑
ふ人があるやうが之は大なる誤りだと
思ひます。何となれば刑務官の總ての向
上發展收容者の教養感化に於ては尊師先
輩等の教訓にも依りませうが、一は宗教
の力も必要だと信じます、宗教は個人と
しても大切ですが國家社會刑務所内に於
ても重要な問題であります宗教に依つ
て團結した社會團體程強いものはありま

せん、彼の局原の事件の如く自分の体は
毀かれても却つて宗教の爲に死する事を
喜びます、どんなに賄賂が盛しく行はれ
てもどうして自分の教主が踏まれませう
か、踏まれないのが本當であります「キ
リスト」教を信仰すると殺されると言ふ
當時の弊が今でも残つて良く祖父さんや
祖母さんが言ひませう「キリスト」は耶
蘇だ耶蘇を信仰するのは夷人だと當時徳
川幕府の取締が余り酷で有つたからでも
ありませうがよく「キリスト」が如何な
る人か宗教とはどんなものかと言ふとを
理解して居ないからだと思ひます。一概
に宗教と申ししても神宗、日蓮宗、淨土
宗、眞言宗、眞宗或は天理教と分れてゐ
まして各々長所短所はあります、信仰
するには何が一番よいかと申しますと、
良く研究した上最も自分の思想に適した
ものと思ひます、若い人達が佛様の前
で手を合せると云ふと何だかうすぬくい
若者が佛様なんか要るものか佛様は老人
の仕事だとか、佛様は只單に拜んで今後
生善所を祀するものでなく自分の修養を

するものだと言ふ事を知らないからだ
と思ひます。坊間が薄暗い灯のトロ／＼と
燃ゆる御堂で靜に落ち著いた調子で讀經
して居られるのは實に森嚴なものです。
その御堂で讀經を聞き佛様を拜んだ時は
誰れでも過去のなした罪惡を數へずには
居られません、何故でせう。之は私共人
間が先天的に以て生れた良心と言ふもの
に自分が暗示するのであります。多くの
人達は佛様が何だ、宗教が何だと言ふ古
い思想を捨て、新しい宗教の子となり自
己修養に勉め、及んでは宗教を以て收容
者の感化還善の材料に勉められん事を切
に希望いたします。(完)

◇運命の岐路とは

弘前支所 千 葉 生

『人生を生きて行く型』それ自身は運命
である。

人生は生きよ、生は歩むと云ふ事は人
の一刻も間斷なき日常の繰返し連鎖であ
る。吾々の一日々々は其日の人の人生で

あり生の不斷の歩みであり生の運命である。運命は造化の授くるものなり。天の與へたるものなり」とは宿命論者は謂ふ。『運命は自ら創造するものなり』とは吾等の歴史は繰返し々々として吾等に知らせて呉れる。成功、失敗、勝負、淋業、は何れも天より運命づけられ、吾等人力には如何とも爲し難きものであるとは皆宿命論者の言ふ處にして人の一舉一動は皆先天的なり致方なしとは被宿命論者が云ふのである。彼の南歐の哲人ソクラテスの一生は即ち人生そのものへの追求であり運命そのもの、見出しであり把握せんとする努力であつた。そして其結果がどうで有つたか。其臨終に於て『人生は不解である、人生は不解で盡きる』と云ふたのである。ソクラテスの一生への追求であり運命の把握であつたとすれば吾等の一生も努力方式即ち型は人々に依つて各々異なるものではあるまいか？ 萬事の善惡、成功不成功、勝負等は人生の形式であつて運命の形式であり内容であらねばならない。それ陰陽兩性の世界の大

道である人生への追求は運命の把握は則ち光明把握への努力であり追求である。光明は人生の幸福であらねばならない。然らば幸福は吾等人生の不斷の欲望であらねばならない。吾等の一日一日は光明を欲する爲めに幸福を追求する爲めに消費されて居なければならぬ。幸福を得るものは人生の目的であり運命の最終である。メイテルリンク曰く、人は皆んな青い鳥を得る爲めに戦へ苦心は血みどろになつて繼續されてゐる？ と、其の青い鳥を得た者は成功者で且つ幸福者であるのだ。然し十中七人迄は青い鳥を捕えて居るがよく見れば青い鳥は眞實の青鳥でなくて多少他の色が混じてゐる、青いやうな鳥でモット青い鳥があるんだと思つて一旦捕つた幸福の青鳥を放してやつてゐる。復た竿を立て眞實の青鳥を見付け忍び足で今一息と云ふ所で石に跌いて轉り竿の尖が青鳥の側の枝を突いて鳥が驚いて飛んでしまつたりする。かやうにして人一代青い鳥を掴めないといふ事を書いて居る。メイテルリンクはよく人生の

型を表し目的を現はし運命を現はし且つ其岐路を吾等に教へたものではあるまいか？ 何れの人も幸福を求めて生れ光明を探して生れ青い鳥を捕へるべく使命付けられて生れたのである。そして同じ日に同じスタートを花々しく希望に燃えて爾して同じ長さの竿を持つて青鳥を捕へるべく山深く分け入つたのである。或は右に左に各道を異にして單獨にて數人捕ひに樹々枝々には限なく探し夜を送り曉を迎へ野を越え峰を横切つて青い鳥にあらざるをそれと誤信して追ひ歩き又青い鳥を捕へて尙青味の不足故眞實の青鳥でない物と忿念の爲めに放つ。鳥を捕える事にのみ熱して足下の障害に氣付かず故に鳥を掴み捕えんとして却つて逃がし又は跌いて負傷して意外な失敗をした等々。何れも各人が春を訪ねて春を不見の時の如く一生は春に居たり？ 青鳥を捕えたり？ 幸福と光明を把握し乍ら？ 自らの得たるものに満足し得ず又は不安を感じ自ら信じたるが如くにても確信し得

ず、消化せるが如くにも消化し盡し得ず、恐慌を感じ乍ら岐路に立ちて光明を渴望し幸福を求めてゐるのである。

吾々も其青鳥を追ひ求めて負傷せる一人か知れないが吾々の取扱ふ澤山の收容者達の總てが其の負傷者ではあるまいか。若し然りとせば吾々は其の傷を治せしめて後の青鳥を捕へるの術を否々路行きの足下の事共に至る迄總てに迷はざるやうに教へ導くべき重大な責任を感じるのだが、吾々にして何時迄も自らが跌き續けて居るならば澤山の他の負傷者は一生傷口が治せずして世を去る事であらう。青い鳥をも捕へ得ずに人生は不解なりとして空しく去るのであらう。

◇先づ看守の修養

凡そ行刑制度は往時より幾度の變遷を経て近時に及び近年更に大改革中の過渡期を過し今や行刑思潮は彼等に對し無限

の愛を以て當り人道に悖らず戒護、作業其の他總て教化教育主義となりし事は少しの疑も容れない。彼の斯界に溺たる正木書記官並に江藤典獄の慰安問題に對する御意見の如き、或は反駁論其れの如きも兩者何れも根本主義に於ては其の轍を一にする事を立證してゐる。

然らば以上の主義に基く行刑方法は如何にすべきやの問題が生ずるが是れに就ては迂生喋々辯ずる限りで然いが、上述の如く行刑は教育であり刑務官は教師でふモットーに進まねばならぬ、そこで刑務官殊に下級看守の修養こそ現今稱ふる行刑制度運用の前提をなすものであり且つ焦眉の急なるを絶叫するのである、蓋し如何に制度施設は完備せりと雖も此れを運用する人を得ざれば完全に其の目的を遂行する能はざるは當然であり周知の事である、然るに我々下級看守の學識を思ふ時（優秀者を除き）多々は淺學非才であり猶赤裸々に申せば看守同格を謂ふ、巡查志願者の例ね者（一斑を推しての憶斷であり又自己の偏見かも知れぬ）

と蔑すまれて答辯の辭はあらうか？ 實に嘆しきのみならず、此の重職を完全に果し得るや否や誠にうしろめたき現象を呈するからである。

彼の丙種受刑者廢止問題即ち改善出來ない受刑者は一人として居るべき筈はないとせられた、此の問題に連想するときには茲に幾多の杞憂に堪へざるを得ない事がある、即ち彼等をして充分遷善改過の効果あらしめ、社會の良民に復歸せしむる事能はざる場合は當然刑務官の不忠實であり無責任となるのである、又昨今激増せる思想犯人を見よ各地に跋扈して國家の最も憂慮すべき重大問題ではないか、故に此れ等の處遇に就ては如何に難事であるか測り知れない、猶今日學者の稱ふる所に據れば戒護方面に就ても頑丈な土塀や居房工場等の所謂物的戒護よりも人的戒護中心主義に進まねばならぬと爲すが如き、總て刑務官の重荷がより一層増す譯である。斯の如く行刑が刻々蠅集を極め且つ難事なる今日固陋にして到底理論に悖らざる

る職務を果す事を得ないのである。
それで私は是れ等の打開策として看守採用試験乃至之れが教習所の充實を圖るは先づ其の前提であるが今暫く此の問題を置き現職中の看守をして各自寸暇を惜み勉學修養の道に迫る可き方策として、昨年十二月司法省訓令第七號を以て看守女監取締考査表取扱規定を改正せられた考査事項に第一項乃至第十八項を設けられたる趣旨に習ひ、翰筆答學識檢定試験の範圍(回数並に科目を増す意)を廣め且つ嚴重なる採點を施し其の結果を發表し自己に於ける成績の是非を悟らしむると同時に看守精勵證書附與條件の一に從來よりも一層重要視すべき規定を設け又優等者には特別昇給を認む可き規定等を開き考査試験をしてよりよく有意義に利用せば人は何れも現在の境遇に甘んずる事なく各自語らずして向上の道に迫るものである、殊に本年も最早目前に控へし刑務官練習所入所試験問題に於ても、試験官各位の御繁忙の程も恐察に堪へないが、實務科は從來の通りにて何等改廢の

必要なものと思料せられるも普通科は上來繰述する所に意を留められ、現在の作文の他に國語算術等(憲法行政法)の科目を加へ青雲の志を抱く者をして一層研學を激勵し、入所前普通學即ち社會一般的學科を修め將來の基礎準備を爲さしめ入所後は専ら實務に關する學科を修得せしむれば初めて現今行刑の難局に處する刑務官と謂ふを得べし。
要するに國民一般の教育程度は著しく崇み儒夫匹夫と雖も高等小學校の科程を了へざる者は殆どなく、殊に職業の卑賤を問はず中等教育を修めざる者は一人前と謂ふを得ざるが如き現代に於ては犯罪の如きも複雑多様にして巧妙なる手段方法に出でたるもの少からず又思想犯人の如き、教育の任に當る我等の學識、理解力に比し教等を抽んずる者をして完全に社會國家乃至一家經濟界に有用なる人たる可く教化せしむる事を得ざるのみか動もすれば社會の事情に通曉せざる所謂落伍するが如きことなしとせず此れ看守の修養方法を講ぜざる可からざる所以であ

る。(以上)

(五・五・二五・稿)

◇黄昏のビクニツク

大阪川 編 眞市

流石の華やかな春もいつしか老いて、晩春の風蕭々時恰も卯月の二十日夕餉を終へし六時も正に四十分過ぎる頃右の手にステッキをひつさげて家を出た。早夕日も今に大瀧の海に落ちんとしてゐる頃、田舎路でさへもさしもの人足が繁かつた。
一日の勞働を終へてつかれし馬を追ふもの、工場から商店から歸るもの、田園より蔬菜を持ち歸るもの、はては醉にまざれし遊覽歸りのものすべてあらゆる人は流石に忙しげに家路に急ぐのであつた。
バットに火をつけて尙も歩みつゞけた。
淋しくも春は近く、花は葬られた、風さつ／＼のすが／＼しい新緑だ、あたり

一面の小山は皆緑だつた。田園の夢はやうやくにして穗を揃へてゐた。

菜種の花はきれいに咲き誇つてゐたが小蝶の姿はなんで見せなかつたのだらう、一入淋しく感ぜられた。

清い郊外の夕風はどこから訪れて静かにどこかに去つて行く。澄みきつた空氣が溢るゝばかりだ。大瀧の空を仰いで幾度か深呼吸をした。嗚呼何たる愉快であらう。

山寺の入相の鐘がゴーンと静かに夕闇を打破る。名も知らぬ小鳥が二三羽何か囁きつつ、山の方に向つて飛んで行く。やがて足を運んで仁徳御陵參拜道に出た。モダンに造られた此の道路の兩側の櫻花は美を誇つた時もいつとやら今は和氣臨々たる緑に包まれてゐた。

おゝ偲ばるゝものはなつかしいものは過去であつた。思へば昭和三年のやうやく秋立ちをむる九月の初旬、東北郡伯太に屯營を有する野砲兵第四聯隊在營當時、我第二大隊長の指揮する衛生隊演習の際、此の道路の櫻樹の間に陣地を占領

した我第五中隊は△△中隊長の指揮に依り北方に根據を有する敵砲兵軍を攻撃すべく砦列は布置せられた。余は編成第五中隊の第一分隊長として、愛馬「廣道」に乘馬し、堂々と、我分隊を指揮した。
「廣道」を繋いだ事のある、當時大隊本部と決せられた、或家の前の名も知らぬ稍大きい木が今も尙ほ繁々と元氣づいてゐた。

夜もほのぼのと明けゆく朝まだき、此の大隊本部たる或家で「ハンゴ」の朝食をとつたのも「ほまれ」をくゆらした過去が、しみ／＼と止めどなく次から次へと偲ばれて、只茫然として足の運びはとれなかつた。あゝ愛馬「廣道」は今頃は誰の手で愛されてゐるのであらう。

ハット我に返ると薄明るい月光が照らされ星も数知れず見えてゐた、あたりはやうやく暗闇の宇宙となる。

尙も緑濃き田舎路を歩み、歸路に就く。
夜のとばりは次第に更け逝き、人の顔だに見分けられぬ頃となつた。かくして



叙位叙勲

叙任辭令

敘勳五等授瑞寶章	典獄	從六	安東福男	京都轉勤	教誨師	荻屋哲公(大阪)
敘勳六等授瑞寶章	作業技師	從七	千葉貢	廣島轉勤五級俸	全	目下智性(京都)
敘勳七等授瑞寶章	看守長	從七	内田德三郎	高等官三等	司法書記官	佐々木英之(廣島)
全	全	正七	川添敬三	全	典獄	正木亮
全	看守	勳八	久保健之助(大阪)	全	全	屋山朝太郎(岡山)
全	全	全	松井金次郎(全)	全	全	松本一次(神戸)
敘勳八等授瑞寶章	看守長	全	梶間綾次郎	全	全	佐野佳夫(熊本)
敘從七位	教誨師	全	細川巧照(清津)	全	全	相墨傳三郎(静岡)
敘正七位	朝鮮總督府典獄	全	藤田吉平(金泉)	全	全	引野信夫(三池)
依願免本官	依願免本官	全	依願免本官	全	全	大原公平(京都)
		全		全	全	河邊湛然(横濱)
		全		全	全	秋元源次郎(德島)
		全		全	全	長山又四郎(奈良)
		全		全	全	柳原鎮平(福島)
		全		全	全	松野良太郎(松山)
		全		全	全	鈴井正親(岡崎少年)

全	森爲吉(沖繩)	朝鮮總督府典獄補	藤田吉平(金泉)
全	渡邊播太郎(網走)	任朝鮮總督府典獄	
全	川村次郎(鎮路)	敘高等官六等	七級俸下賜
全	伊藤忠次郎(市谷)	補金泉少年刑務所長	
全	淺間德三郎(姫路少年)	朝鮮總督府看守長	淵史朗(公州)
全	關毅(福井支)	公州刑務所長事務取扱ヲ命ス	
全	花村清市(名古屋)	朝鮮總督府看守長	杉松民造(大田)
全	西岡三郎(栃木支)	大田刑務所長事務取扱ヲ命ス	
全	神本直助(浦上支)	朝鮮總督府看守長	水間彪一(金泉)
全	後藤基平(開城)	朝鮮總督府典獄	野村光輝(光州)
光州刑務所所在勳ヲ命ス		四級俸下賜	
朝鮮總督府看守長	宮地次八(平壤)	依願免本官	
開城少年刑務所所在勳ヲ命ス		朝鮮總督府典獄補	鈴木礎三(咸興)
任朝鮮總督府看守長	相良	任朝鮮總督府典獄	
給九級俸	新義州刑務所所在勳ヲ命ス	敘高等官七等	七級俸下賜
補咸興刑務所長		朝鮮總督府典獄補	海城他人男(清津)
朝鮮總督府典獄	上野傳(公州)	任朝鮮總督府典獄	
朝鮮總督府典獄	富田良吉(大田)	敘高等官七等	七級俸下賜
四級俸下賜	依願免本官	補新義州刑務所長	

朝鮮總督府典獄補	藤村喜一(群山)	朝鮮總督府典獄	寺川鎮次郎(新義州)
任朝鮮總督府典獄		補光州刑務所長	
敘高等官七等 八級俸下賜		朝鮮總督府典獄	鹽田長平(開城)
補公州刑務所長		補大田刑務所長	
朝鮮總督府看守長	入江彌彦(大邱)	朝鮮總督府典獄補	小丸源左工門(清州)
任朝鮮總督府典獄補		補開城少年刑務所長	
敘高等官七等 七級俸下賜		朝鮮總督府看守長	小林吉三郎(府城)
補清津刑務所長		補釜山刑務所馬山支所長	
朝鮮總督府看守長	金子義亮(春川)	朝鮮總督府看守長	水町忠三(金山浦)
任朝鮮總督府典獄補		補西大門刑務所春川支所長	
敘高等官七等 七級俸下賜		朝鮮總督府看守長	友清里一(全州)
補全州刑務所群山支所長		補平壤刑務所金山支所長	
朝鮮總督府看守長	吉野隆(馬山)	朝鮮總督府通譯生兼看守長	安鎰淳(光州)
任朝鮮總督府典獄補		公州刑務所所在勤ヲ命ス	公州刑務所清州支所所在勤ヲ命ス
敘高等官七等 七級俸下賜		朝鮮總督府看守長兼通譯生	高昌鳳(清州)
補金泉少年刑務所長		光州刑務所所在勤ヲ命ス	
朝鮮總督府看守長	古賀大藏(西大門)		
任朝鮮總督府典獄補			
敘高等官七等 七級俸下賜			
補公州刑務所清州支所長			

理事會決議

去る本月廿三日(月曜日)午後四時三十分より本會理事會開會し、左記事項につき審議せらる。

- 一、刑務官共済組合規則改正之件
 - 一、刑務官練習生の入所期間及人員等の件
- 出席理事、松井會長、岡部、根本、佐藤、椎名、吉田、住江各理事にて午後六時二十分閉會せり。

刑務官練習所開設!!

本年度第廿二回普通刑務官練習所は左記の豫定を以て開設されることになった。
入所試験——七月拾九日(土曜日)施行。開所式——拾月一日(水曜日)。終了は明六年二月二十日にて、約五ヶ月間の豫定である。

春秋會開催

東京附近在住の元支部長を以て組織する春秋會が六月廿二日午後二時から、本會で開催された。元支部長と云へば、御老人の集りの際にも聞えるが、孰れも壯者としての元氣横溢の方ばかりで、囀る曲に初夏の午後を長閑に賑はし、食堂が開かれてからは、懷舊談に浸漫に花をさかせて、そのころ遅くれものを取した昔にかへり大はしやぎ、と思ふと、現在の行刑制度、將來の方向などに就ても名論、口論が交はされて、八時頃散會したがこの日出席された方々は、伊集院藤七、長谷川喜一、富樫源治、



和田千松郎、永田包雄、松山爲治、藤澤正啓、福村太三郎、小松數馬、有馬四郎助、四王天數馬、神野忠武、森元祐、住江敬義、島田榮造の十五氏であつた。

モーニングでの

参内を差許さる

從來宮中に参内の場合には通常服として男子はフロックコート、シルクハット、女子はローブモンタント又は袴袴の服装を定められてゐたが、今度左の場合に限つて男子はモーニングコート、シルクハット、女子は白襟紋付(縹紋を除く)を以て、いづれも通常服に代用することを差許されることになつた。即ち
一、天機堂に御機嫌奉伺のため記帳する場合
一、任官叙位叙勳賜物等の御禮のため記帳する場合

我が刑政五百號記念として發刊した「行刑論集」は壓倒的人氣を博し、殘部も僅少となりました。所が、最初ポイント活字、上製は背皮總クロスとする予定でありましたが、編輯や体裁其他の關係で五號活字總クロスに変更することになりました。
最初の購讀申込者に對し、右變更の件御諒恕下さる様、こゝに御詫び申し上げます。
尙其他にも、最初の廣告ビラとは、相違する點もありますけれど、何分とも御容赦を願上します。
昭和五年六月
刑務協會



行刑法令

未決拘禁者ノ著作

(監獄法第三十一條第二項、施行規則第八十八條)

申號

●未決拘留者ヲシテ新聞雜誌ニ投稿セシムル件

(昭和四年十二月三十一日刑務所長照會)

未決拘留者ニシテ新聞雜誌ニ登載スヘキ目的ヲ以テ原稿ノ記述並ニ發送ヲ願出ツル者有之候處右ハ記事ノ内容未決拘留ノ目的ヲ阻碍セス且刑務所ノ狀況ヲ暴露シ又ハ紀律ヲ紊ル虞ナキモノニ限り之ヲ許可スルモ差支無之候哉往々收容中ニ於テ感想錄ノ類ヲ記述セシメ釋放時之ヲ本人ニ交附セラル、向モ有之哉ニ傳聞致候ニ付一應御高見拜承致度候

乙號

(昭和五年一月行刑局長回答)

客年十二月十九日刑進第三四六號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ハ其ノ内容ニシテ拘禁ノ目的ニ反セス且所内ノ紀律ヲ紊スモノニ非サルニ於テハ家計補助其ノ他特ニ必

要アリト認ムルトキニ限り其ノ創作力刑務所内ニ於テ爲サレタルコトヲ表示セサルコトヲ條件トシテ之ヲ許可スルモ差支ナシト思料致候尤モ其ノ檢閲ニ付テハ周到ナル注意ヲ加ヘ所内ノ狀況ヲ暴露シ或ハ所内ノ創作ナルコトヲ暗示スルカ如キ記事ハ嚴ニ削除セシムル様御留意相成度候

陪審ノ評議ニ付セラレタル刑事被告人ノ處遇

(監獄法第十五條)

(同施行規則第二十四條)

●陪審ノ評議ニ付セラレタル被告人ノ處遇ニ關スル件

(昭和四年四月二日行刑局長通牒)

陪審ノ評議ニ付セラレタル被告人ノ拘禁並ニ處遇ニ付テハ豫テ御留意相成居ル儀トハ思料候得共最近別紙報告書ノ如キ事例有之候ニ付テハ爾今陪審ノ評議ニ付セラレタル者ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外之ヲ獨居拘禁ニ付シ陪審制度ノ運用ヲ完カラシムルコトニ御留意相成度候

略

本件ノ被告ハ犯行直後司法警察官ノ取調ニ對シ公訴事實ノ通り犯行ノ動機ヲ陳述シ次テ檢事及豫審判事ノ取調ニ對シテモ自白シ居タルモノナルガ第二回ノ豫審判事取調ニ際シテ初メテ殺

意ヲ否認シ其動機ヲモ變更シ被害者ト情交關係アリタル處最近ニ至テ被害者力變心シタルヲ以テ兇行當夜脅迫ノ目的ニテ短刀ヲ携帶シ寢所ニ忍込ミタルニ被害者ト口論ヲ生シ突差ノ際格闘ヲ爲シ殺意ナク兇行ニ及ヒタル旨主張スルニ至リタルヲ以テ陪審ニ付セラルルニ至リタルモノナルカ其ノ供述變更ノ經過ニ付テ檢事ニ於テ捜査シタル處被告ハ某刑務所ニ勾留中偶々同地方裁判所第一回陪審事件ノ被告人某ト同房シ同人ヨリ自分ハ殺人事件トシテ公判ニ付セラレタルモ殺意ヲ否認シタル爲メ陪審ニテ審理セラレ陪審員ハ生キテ居ル自分ニ同情シ傷害致死トシテ答申シテ吳レタルカ爲メ五年ノ懲役ニテ輕ク濟ミタリ陪審手續ニテハ殺意ヲ否認セネハナラヌトノ話ヲ聽キ被告モ會テ神戸地方ニ出稼中陪審員ヲ見タルカ矢張陪審員ハ被告ニ同情シ檢事ノ主張ニ對シテ然ラスト答ヘルモノ多カリシ旨語り合ヒ而モ殺意ヲ否認スルニハ被害者ト情交關係アリシト主張スル方有利ナリトシテ技ニ供進ヲ變更スルニ至リタル事實判明セルヲ以テ同房者某ヲ證人トシテ取調方請求シ公判廷ニ於テ同人ハ其聽取リタル頭末ヲ陳述シタルカ爲メ頗ル陪審員ノ心證ニ影響ヲ及ホシタルモノ、如シ（陪審事件報告抄）

●在監者ニ給與スル糧食ノ分量

（監獄法第三十四條同施行規則第九十四條第一項）

●收容者食糧給與手續中改正ノ件（一）

（昭和五年五月行刑局長依命通牒）
行甲第六四四號
今四メートル法實施ニ際シ標記手續中左記ノ通改正相成候

追テ同手續第二號作業別食糧表ノ食量ニ付テハ左記第一號表改正食等ニ依リ夫々處理相成度候

左記
一、給與手續第二及第七ノ「二勺」ヲ（白米一瓦）
一、第一號 食量等級表

等級	食量等級表	一回ノ食量
一	米一七二瓦	麥一七四瓦
二	米一六〇瓦	麥一六二瓦
三	米一四八瓦	麥一五〇瓦
四	米一三六瓦	麥一三八瓦
五	米一二四瓦	麥一二六瓦
六	米一一二瓦	麥一一四瓦
七	米一〇〇瓦	麥一〇二瓦
八	米八八瓦	麥九〇瓦
九	米七六瓦	麥七八瓦
十	米六四瓦	麥六六瓦

●同上ニ關スル件（二）

（昭和五年五月行刑局長通牒）
行甲第六四五號

標記ノ件本日通牒相成候處之カ實施ニ際シテハ尙左記御承知相成度候

左記

一、收容者ニ給與スル麥ニシテ挽割麥ヲ用フル所ニ在リテハ成ル可ク壓搾麥ヲ使用スルコトニ改ムルコト

若シ地方ノ慣習其他已ムヲ得サル事情ニ因リ丸麥（精麥）ヲ使用セントスルトキハ各等級ノ食量一立ノ衡量及事由ヲ具シ當局ニ内議スルコト

二、收容者食糧給與手續第一號食量等級表ニ掲ケタル麥ノ量ハ壓搾麥ヲ示シタルモノニシテ若シ挽割麥ヲ使用スル場合ハ左記ニ依ルコト

一等	一九二瓦	二等	一八〇瓦
三等	一六八瓦	四等	一五六瓦
五等	一四四瓦	六等	一三二瓦
七等	一二〇瓦	八等	一〇八瓦
九等	九六瓦	十等	八四瓦

三、米麥混炊ノ割合各十分ノ五ヲ給與スル所ニ在リテハ左記ニ依ルコト

等級	米一回ノ量	壓搾麥・挽割麥
一	二一五	四一五
二	二〇〇	三九五
三	一八五	三三五
四	一七〇	三二五
五	一五五	三〇五
六	一四〇	二八五
七	一二五	二六五
八	一一〇	二四五
九	九五	二二五
十	八〇	一八五

四、食料年表ニ依リ收容者ニ給與スル麥ノ實給高ヲ調査スルニ支麥ヲ自所ニ於テ壓搾麥又ハ挽割麥ニ精搗スルニ當リ其ノ容積増加ノ割合各所區々ニシテ其ノ最高ト最低トハ實ニ五割餘ノ差異アリ斯クテハ給與ノ實質ニ於テ著キ相違ヲ見ルニ至リ處遇上穩當ナラサルモノアルヲ以テ今同メートル法實施ニ際シ略之カ統一ヲ期スルカ爲メ左記ノ通給與ノ規程ヲ定メラレ之ニ依リ食量等級表ヲ改正相成候次第ニ付爾今市場ヨリノ購入又ハ自所ニテ精搗スル際ハ成ル可ク本規程ニ適合スル様努メラレタキコト

種別	一ワノ換中	備
外國米	七九〇	壓搾麥及挽割麥ハ主觀麥
内地米	七六九	ヨリ精搗シタルモノヲ示
挽割麥	六二三	ス

行刑統計

△ノ減

昭和五年四月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of April, 1929

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳	越員	入監	出監	現員	前月末日		前年同月		増減	
					現在	在	末日現在	末日現在	前月比較	前年比較
受刑者	37,579	3,783	3,476	37,886	37,579	35,053	37,579	35,053	307	2,833
刑事被告人	6,077	4,700	5,345	5,432	6,077	4,172	6,077	4,172	645	1,260
勞役場留置者	437	537	561	413	437	286	437	286	24	127
乳	5	3	2	6	5	13	5	13	1	7
男	43,354	8,840	9,197	42,997	43,354	38,759	43,354	38,759	357	4,238
女	744	183	187	740	744	765	744	765	4	25
總計	44,098	9,023	9,384	43,737	44,098	39,524	44,098	39,524	361	4,213

備考 内朝鮮人受刑者男1,195人女1人 刑事被告人男209人女7人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如ク

國名	受刑者	刑事被告人	計	國名	受刑者	刑事被告人	計
支那	—	—	—	波蘭	—	—	—
支那	—	—	—	波斯	—	—	—
伊太利	—	—	—	總計	—	—	—
羅馬尼亞	—	—	—				

昭和五年四月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of April, 1929

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced		刑事被告人 Prisoners Accused		勞役場留置者 Prisoners in "Rokkijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)		乳兒 Babies in Prison		合計 Sum Total	
	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female
小倉	919	—	—	—	—	—	—	—	919	—
市谷	108	11	× 86	× 1	13	—	—	—	1,509	54
豊多摩	796	—	1,302	42	1,344	—	—	—	1,509	54
東京	796	—	149	—	149	1	—	—	946	—
横濱	1,972	—	—	—	—	—	—	—	2,010	—
横浜	589	1	—	—	—	—	—	—	741	5
千葉	730	—	142	4	146	10	—	—	771	3
水戸	310	—	× 1	3	× 1	2	—	—	771	3
宇都宮	310	—	84	1	135	14	—	—	357	2
宇都宮	346	125	—	1	119	1	—	—	385	126

前橋	1,315	—	1,315	$\times 12$ 103	—	$\times 12$ 107	8	—	9	—	—	—	—	—	—	—	1,439	4	1,443
桐生	687	—	687	$\times 2$ 96	—	$\times 2$ 100	7	—	7	—	—	—	—	—	—	—	792	4	796
甲府	473	1	474	$\times 2$ 50	—	$\times 2$ 54	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	531	5	536
長野	610	—	610	—	—	—	5	—	5	—	—	—	—	—	—	—	657	2	659
新潟	367	—	367	$\times 1$ 81	—	$\times 1$ 83	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	453	2	455
京都	898	181	1,029	$\times 14$ 135	—	$\times 14$ 136	8	—	9	—	—	—	—	—	—	—	1,055	134	1,189
大阪	3,191	4	3,195	$\times 20$ 448	—	$\times 20$ 452	49	—	50	—	—	—	—	—	—	—	3,708	9	3,717
神戸	1,556	—	1,556	$\times 7$ 150	—	$\times 7$ 153	30	—	31	—	—	—	—	—	—	—	1,743	4	1,747
奈良	654	—	654	$\times 1$ 39	—	$\times 1$ 41	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	698	2	700
滋賀	402	—	402	$\times 1$ 8	—	$\times 1$ 8	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	413	—	413
徳島	465	4	469	$\times 17$ 17	—	$\times 17$ 18	17	—	17	—	—	—	—	—	—	—	499	5	504
高松	837	—	837	$\times 11$ 18	—	$\times 11$ 18	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	869	—	869
高知	584	8	592	—	—	—	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	613	10	623
名古屋	1,798	60	1,858	$\times 28$ 240	—	$\times 30$ 245	30	—	31	—	—	—	—	—	—	—	2,096	69	2,165
三重	659	—	659	$\times 2$ 105	—	$\times 2$ 105	8	—	8	—	—	—	—	—	—	—	774	—	774
岐阜	660	1	661	$\times 3$ 46	—	$\times 3$ 49	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—	715	4	719
金澤	610	14	624	$\times 15$ 241	—	$\times 16$ 243	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	868	17	885

広島	1,020	82	1,102	$\times 7$ 276	—	$\times 7$ 283	14	—	14	—	—	—	—	—	—	—	1,318	89	1,407
山口	588	2	590	$\times 27$ 27	—	$\times 28$ 28	7	—	7	—	—	—	—	—	—	—	622	3	625
岡山	868	2	870	$\times 6$ 47	—	$\times 6$ 50	27	—	27	—	—	—	—	—	—	—	948	5	953
松江	694	—	694	$\times 1$ 29	—	$\times 1$ 31	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	725	2	727
松山	502	—	502	$\times 3$ 51	—	$\times 3$ 52	8	—	8	—	—	—	—	—	—	—	564	1	565
長門	644	1	645	78	—	80	7	—	7	—	—	—	—	—	—	—	741	1	742
三池	1,119	—	1,119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,119	—	1,119
福岡	1,641	42	1,686	$\times 10$ 139	—	$\times 10$ 140	15	—	15	—	—	—	—	—	—	—	1,806	46	1,852
大分	393	—	393	$\times 77$ 77	—	$\times 77$ 77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	470	—	470
熊本	780	—	780	$\times 4$ 39	—	$\times 4$ 41	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	827	2	829
鹿児島	400	20	420	$\times 1$ 71	—	$\times 1$ 72	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	475	21	496
宮崎	361	—	361	$\times 3$ 17	—	$\times 3$ 20	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	382	3	385
沖縄	354	8	362	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	370	9	379
宮城	692	36	728	$\times 62$ 62	—	$\times 64$ 64	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	768	38	796
福島	331	1	332	$\times 20$ 20	—	$\times 20$ 20	9	—	9	—	—	—	—	—	—	—	360	1	361
山形	210	—	210	$\times 1$ 32	—	$\times 1$ 32	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	246	—	246
秋田	381	—	381	$\times 3$ 43	—	$\times 3$ 46	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	431	3	434

犯罪學雜誌

第三卷 第三號 (四年 回)

定價一冊十六錢 (送料六錢) 一年貳圓貳拾錢 (送料共)

論 說

▲山陰地方出身隊兵の血液型……………陸軍一等軍醫 高 原 武 一
▲アメリカの監獄暴動に關する原因……………司法書記官 正 木 亮
▲指紋の社會的應用(上)……………金澤醫大講師 岸 孝 義
▲「手」の解剖學的研究……………文部省 井 伊 義 男
▲内地人と臺灣人との道德意識(上)……………文部省 江 上 秀 雄

犯罪研究

▲男三郎追憶(完)……………報知新聞記者 小 原 俊 一
▲黃子虐待事件……………辯 護 士 大 白 慎 三
▲屍への戀……………金澤醫大助教授 伊 藤 實
▲ネパ河の懷出——怪僧ラスプーチンの暗殺……………金澤醫大講師 岸 孝 義

法醫鑑定

▲法醫學的血液個人鑑別に就て……………岡山醫大 中 井 良 平

隨 筆

▲解剖に就ての懷舊(完)……………金澤醫大名誉教授 金 子 治 郎

日本法醫學會に關する希望及び感想

二階堂 一種・淺田 一
小宮 喬介・中田 篤郎

雜 纂
△刑事上の目的から初めて撮られた犯罪者の寫眞
△皮膚移植法に依る指紋の偽造
△幼時死亡時の視診の一注意
△死亡時間の推定と胃の内容
△輪血改良協會
△三田教授壽像除幕式

澤金 替振 所込申
番八二八三 所行發誌雜學罪犯

青 森	22	—	232	46	5	51	3	—	3	—	1	1	281	6	287
Aomori	22	—	232	46	5	51	3	—	3	—	1	1	281	6	287
札 幌	1,060	38	1,098	$\times 4$ 180	3	$\times 4$ 183	13	—	13	—	—	—	1,257	41	1,298
Sapporo	1,060	38	1,098	$\times 4$ 180	3	$\times 4$ 183	13	—	13	—	—	—	1,257	41	1,298
函 館	422	1	423	29	3	32	1	—	1	—	—	—	45	4	456
Hakodate	422	1	423	29	3	32	1	—	1	—	—	—	45	4	456
網 走	571	—	571	9	—	9	—	—	—	—	—	—	580	—	580
Abashiri	571	—	571	9	—	9	—	—	—	—	—	—	580	—	580
釧 路	258	—	258	$\times 1$ 9	—	$\times 1$ 9	—	—	—	—	—	—	268	—	268
Kushiro	258	—	258	$\times 1$ 9	—	$\times 1$ 9	—	—	—	—	—	—	268	—	268
小田原(少年) Odawara (for juvenil delinquents)	292	—	292	1	—	1	2	—	2	—	—	—	295	—	295
川 越(同) Kawagoe(ditto)	260	—	260	—	—	—	—	—	—	—	—	—	260	—	260
姫 路(同) Himeji(ditto)	452	1	453	$\times 4$ 26	—	$\times 4$ 26	2	—	2	1	—	1	481	1	482
岡 崎(同) Okazaki(ditto)	213	—	213	146	1	147	1	—	1	—	—	—	364	1	365
岩 國(同) Iwakuni(ditto)	267	—	267	8	—	8	—	—	—	—	—	—	275	—	275
久留米(同) Kurume(ditto)	343	—	343	20	—	20	1	—	1	—	—	—	364	—	364
盛 岡(同) Morioka(ditto)	193	—	193	13	—	13	—	—	—	—	—	—	206	—	206
北 海(同) Hokkai(ditto)	116	—	116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	116	—	116
八王子(同) Hachioji(ditto)	96	—	96	9	—	9	2	—	2	—	—	—	107	—	107
總 計 Sum Total	37,289	537	37,886	$\times 254$ 5,043	$\times 4$ 181	$\times 258$ 5,174	408	5	413	3	3	6	42,997	740	43,637

法學志林

第三十三卷 第六號

(第三百七十七號)

昭和五年六月一日發行

刑法に於ける法治國思想の展開	牧野英一
國際法より見たるボイコット	松原一雄
フェリーと露西亞刑法	木村龜二
刑事判例研究	牧野英一
窃盜教唆者の盜贓騙取	
法史瑣談	宮下嘉三郎
新刊批評及概觀	
信義誠實の原則	刑法の將來
警察と犯罪	刑法における批判的と辯證法的
判例	民事一六件 刑事一〇件 行政七件

東京法政大學發行

法學協會雜誌

第四十八卷 第七號
七月一日發行

毎月一回一日發行
一冊定價金五拾錢
六冊前金參圓
(送料共)
一ヶ年前金六圓
(送料共)

名譽毀損の罪に於ける事實の證明	法學士小野清一郎
徳川時代欠落考(三)	法學士高柳眞三
民事訴訟法判令批評(九九)	法學博士加藤正治
徳川時代欠落考(二)	法學士高柳眞三
二〇三 未タ支拂不能ニ陥ラサル當時ニ於ケル根抵當設定ト無償行爲	
二〇四 和議手續中ノ債權ノ差押命令及轉付命令ノ效力	
◎法理研究會記事「トルコに於ける革新運動」	
民事法判例研究錄 昭和四年度(七)	

發行所 東京帝國大學 法學部構内 法學協會 發賣所 東京神田區一ツ橋通町 有斐閣 振替東京三七〇番

末弘太嚴博士責任編輯

法律時報

第二卷 第七號 七月號

□卷頭言 □口繪……『法理精萃』の表紙

論 說

官吏採用制度	……	磯山政道
官吏採用制度雜感	……	金森徳次郎
官吏採用制度に就て	……	平田慶吉
階級的隸屬者としての官吏と近代國家の官吏	……	長谷川萬次郎
盜犯等の防止及處分に關する法律理由	……	泉二新熊
盜犯等防止法のフアツシヨの本質	……	松崎良正
辯護士懲戒制度の新しい意義	……	奈良村誠路
自由權の限界性——人權蹂躪を問題として	……	芳村

高等試験問題座談會

末弘、穂積兩博士、唐澤内務秘書官、六大學關係受験者諸氏等二十數名出席

法律時觀

末弘嚴太郎

隨 想

有閑法學(七)	……	穂積重遠
——一朝令暮改、一二法理精萃の表紙	……	長島毅
司法官の就職に付て思ひ付いた事の數々	……	淺井清

新 刊 批 評

河村又介氏譯「新國家論」	……	末弘嚴太郎
批評的觀念論の法律哲學	……	木村龜二
高柳教授著「法律哲學原理」を讀む	……	末弘嚴太郎
我妻氏「民法總則」	……	末弘嚴太郎

判例要旨、新法令、文獻月報、法律相談

法曹會雜誌

第八卷第七號
七月一日發行
定價金五拾錢

○賣渡擔保附信託行爲(一)……	前田直之助
○判例より見たる責問權(一)……	江口新
○準備書面に關する諸問題の考察(二・完)	片山通夫
○盜犯防止法について……	吉田常次郎
○王朝時代の告訴制度……	瀧川政次郎
○佛國に於ける勞働裁判所(二)……	柴田義彦
○アアシスト・イタリヤの勞働立法(二・完)	竹之内信
○獨逸判例新話……	藥師寺志光
○明治裁判物語(十七)マリヤルズ號事件(七)	尾佐竹猛
○西の國の裁判の話(二十二)	大森洪太
○蠟燭の殘片が一切を解決した話……	原田漸
○カイゼルの戯曲に現れたる殺人觀……	原田漸
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報 ○會報	

發行所 東京市東區日比谷一丁目一〇番 法曹會
發賣所 東京市東區日比谷一丁目一〇番 有斐閣
電話 振替 東京 一四一三番 內丸 振替 東京 一四一三番 內丸

本日評論社 東京丸の内 九ノ内 昭 番六一京東替振 四一三一四内丸話電

昭和五年六月一日發行

法律論叢

第九卷第六號

論說

株券の買入に就て……………水口吉藏
英法の形式(二)……………冠木精喜
受託者の信託違反に就て(一)……………永井壽吉

資料

英國海上保険の起源(下)……………寺田四郎
條約締結に關する自由合意の問題……………鈴木萬美

判例研究

商法判例研究……………水口吉藏

研究

陪審の本質に關する一考察(七・完)……………前田美韶

判例要旨

民事判例十六件 刑事判例十四件

月間時事

明治大學内

明治大學發行

編輯餘録

アメリカの精神衛生委員會から大
きな報告書が發刊された。それによ
るとアメリカの行刑は囚人の科學的
分類の上に立たねばならぬといふこ
とが汎アメリカ主義になつて來たの
である。

嘗てシン・シン刑務所で所謂クリ
ヤリング・ハウスが試みられてから
茲に十數年の今日には既にアメリカ
に數州にまで擴つて來たのである。
心理學者・社會學者・精神病學者たち
が眞剣に實證しつゝこゝに廿世紀の
科學行刑は樹立されんとして來た。

ドイツにベルギーにその風は及ん
だ、今やわが行刑も亦それに追隨し
て來たやうである。豊多摩の心理學

的研究、市ヶ谷の心理學的及び精神
病學的、巢鴨の社會學的さうして川
越の教育學的研究がそれである。

之等の専門家の研究がどれほどま
でに成功するか今から括目して待つ
ては居るが、その研究が行刑の今日
を展開するに付、とても大きな關係
があるのであるから特に自重して研
究して貰ひ度い。

行刑論集はその結果に付、諸方面
から非常に喝采を博した。刑務官吏
として必ず一本を座右にせらるべき
好個の珍本だと思ふ。暑氣迫るのと
き清新の氣を之に求めらるゝも亦無
駄ではあるまい。

(昭五、六、二〇、あき羅)

東京市外駒澤町上馬五八六
芥川 信
電話世田谷一四二七

定價表		廣告料		注文規定	
一冊(稅共)	金二十五錢	五號活字半段一行	金一圓	●御註文は總て前金のこと	●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること●御注文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。
六冊(稅共)	金一圓五十錢	二 等 一頁	金四角	●御註文は總て前金のこと	
十二冊(稅共)	金三圓	一 等 一頁	金五角	●御註文は總て前金のこと	
		普 通 一頁	金三角	●御註文は總て前金のこと	

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和五年六月二十五日印刷納本
昭和五年七月一日發行

編輯人 住江 敬義
印刷人 竹田 益平
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八四番地
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話 銀座 二三四四、三八二五番

43^e Année n° 7

Juillet 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— De la clinique psychologique en Angleterre.

Sacgi, F.— De l'histoire des régimes pénitentiaires en Chine.

Mouvement des idées à l'étranger :

H. Kittredge Norton, Birth-control or war?

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio